

令和8年度版

障がい者のしおり



障がい者のしおりのご使用に当たって

- 「障がい者のしおり」は、障がい者福祉の制度について、概要や問合せ先などを紹介したものです。
- 必要なサービスは、目次や障がい程度別サービス・事業一覧表からあてはまる対象や内容を調べ、担当している問合せ先にご連絡ください。
- 対象となる障がいを、以下のように略号で記しているところがあります。
身体障がい者→**身** 知的障がい者→**知** 精神障がい者→**精** 障がい児→**児**
指定難病患者→**難**
- 事業内容につきましては、令和8年4月1日現在で作成しました。その後、事業内容の変更などがある場合があります。あらかじめご了承ください。
なお、詳しい事業内容については、担当窓口にお問合せください。
- 所得制限の記載があり、本文又は参考資料に示されていないものは、問合せにおたずねください。
- 障がい者と記載されている場合は障がい児も含みますが、乳幼児には利用が困難なサービスもあります。個別にお問合せください。
- 区役所へのお問合せは
原則として担当する課・係の直通電話を掲載しています。お問合せの際は、掲載している電話番号までおかけください。又は、代表電話(3802-3111)までおかけの上、交換手に担当課・係をお伝えください。内線番号が記載されている場合は、内線番号を交換手にお伝えください。
なお、電話での問合せが困難な方は、障害者福祉課までFAXにてご連絡ください。

目 次

1 障がい程度別サービス・事業一覧表

1 障がい程度別サービス・事業一覧表	8
--------------------------	---

2 相談の窓口

1 区役所福祉部障害者福祉課	13
2 荒川区立心身障害者福祉センター（荒川たんぽぽセンター）	13
3 荒川区障害者基幹相談支援センター	15
4 医療的ケア児等地域コーディネーター	15
5 荒川区精神障害者地域生活支援センター（支援センター アゼリア）	16
6 荒川区精神障がい者相談支援事業所（コンパス）	16
7 荒川区子ども家庭総合センター	16
8 荒川区内のその他の相談窓口	16
9 ハローワーク足立（足立公共職業安定所）	17
10 東京都心身障害者福祉センター	17
11 その他の都内の窓口	17
12 相談員制度	18
13 民生委員・児童委員	19
14 区内障がい者団体（荒川区心身障害児者福祉連合会加入団体）	19

3 手帳

1 身体障害者手帳	20
2 愛の手帳	20
3 精神障害者保健福祉手帳	21

4 障害者総合支援法等

1 サービスの仕組み	22
2 サービスの内容	23
3 障害福祉サービス・障害児通所支援の利用までの流れ	32
4 障害福祉サービス・障害児通所支援等を利用したときにかかる費用	34
5 地域生活支援事業	35
6 地域生活支援事業(スクラムあらかわ)	36
7 障がい者虐待防止	36
8 障がい者差別解消	37

5 手当

1	特別障害者手当（国の制度）	39
2	障害児福祉手当（国の制度）	40
3	重度心身障害者手当（都の制度）	40
4	心身障害者福祉手当（区の制度）	41
5	特別児童扶養手当（国の制度）	43
6	児童扶養手当（国の制度）	44
7	児童育成手当 - 障害手当（都の制度）	45
8	児童育成手当 - 育成手当（都の制度）	46
9	原子爆弾被爆者に対する各種手当（国の制度）	47
10	原子爆弾被爆者に対する見舞金（区の制度）	47

6 年金

1	障害基礎年金（国の制度）	48
2	心身障害者扶養共済制度（都の制度）	49
3	荒川区障がい者福祉給付金	50

7 医療

1	心身障害者医療費助成（マル障）	51
2	難病等の医療費助成	52
3	小児慢性特定疾病医療費助成	52
4	更生医療（自立支援医療）	53
5	育成医療（自立支援医療）	54
6	精神障がい者の医療費助成	54
7	在宅重症心身障害児（者）等訪問事業	55
8	ひとり親家庭医療費助成	55
9	乳幼児・子ども・高校生等医療費助成	56
10	後期高齢者医療制度	56

8 日常生活の援助

1	補装具の交付と修理費の支給	57
2	中等度難聴児補聴器購入費助成	57
3	日常生活用具の給付	58
4	住宅設備改善費の給付	58
5	ストーマ装具購入費助成事業	59
6	移動支援	59

7	緊急一時保護（区の制度）	60
8	障がい者（児）日中一時支援事業	61
9	福祉タクシー利用券	62
10	難病患者通院費助成	63
11	自動車燃料費の助成	64
12	リフト付自動車利用助成事業	64
13	福祉電話	65
14	意思疎通支援事業等	65
15	緊急ファクシミリ通報	68
16	視覚障がい者対面音訳者派遣事業	68
17	録音による区報等	69
18	点字図書館	69
19	盲ろう者のための相談・訓練	70
20	盲ろう者通訳・介助者の派遣	70
21	理美容サービス	71
22	巡回入浴サービス	71
23	紙おむつ購入費等の助成	72
24	配食見守りサービス	72
25	寝具洗濯乾燥消毒	73
26	緊急通報システム	73
27	重度脳性まひ者への介護人派遣	74
28	グループホーム家賃助成	74
29	重症心身障害児者等在宅レスパイト事業	75
30	医療的ケア児等家庭家事サポート事業	76
31	医療的ケア児等地域コーディネーター	77
32	障がい者における避難行動要支援者登録事業	77
33	車いすの貸出し	78
34	補助犬の給付	78
35	区立図書館	79
36	心身障害者休養ホーム	79
37	ホテルグリーンパール那須	80
38	清里高原ロッジ・少年自然の家	81
39	荒川ばん座位体操	81
40	文化・スポーツ施設	83
41	選挙	86
42	粗大ごみ・家庭ごみ	87

9 住宅

1	都営住宅の申込みの優遇（世帯向けのみ）	88
2	都営住宅の家賃減額	89
3	住宅増・修築資金融資のあっせん	89

10 就労

1	就職の相談	90
2	職業訓練	91
3	障がい者の雇用促進	92
4	たばこ小売販売業の許可	93
5	福祉工場	93
6	生活福祉資金の貸付	93
7	事業主に対する国の援助	94
8	事業主に対する都の援助	95
9	事業主に対する区の補助	96
10	じょぶ・あらかわ（荒川区障害者就労支援センター）	96
11	荒川区の就労支援	97

11 教育

1	就学相談	98
2	就学奨励費	99
3	荒川区心身障がい者青年教室（さくら教室）	99
4	社会教育	100

12 税の軽減・預貯金

1	所得税の障害者控除	101
2	住民税の障害者控除及び非課税	102
3	自動車に関する税の減免	102
4	個人事業税の軽減	104
5	相続税の軽減	104
6	贈与税の軽減	104
7	少額預金の利子所得等の非課税制度	105
8	ニュー福祉定期貯金	105

13 公共料金等の軽減

1	都立公園等の入場料免除	106
---	-------------	-----

2	郵便料金の減額・免除	106
3	テレビ受信料の減額・免除	107
4	水道・下水道料金の免除	107
5	ふれあい案内（電話番号の無料案内）	108
6	青い鳥郵便葉書	108
7	携帯電話料金の割引	109

14 交通料金の割引等

1	J R 等旅客運賃の割引	110
2	都営交通（電車・バス・地下鉄）の無料パス	111
3	荒川区コミュニティバス乗車券	112
4	民営バスの割引	112
5	タクシー料金の割引	113
6	国内航空旅客運賃の割引	113
7	フェリー旅客運賃の割引	114
8	有料道路通行料金の割引	114

15 自動車

1	自動車運転教習費の助成	116
2	自動車改造費の助成	116
3	駐車禁止規制の適用除外	117

16 参考資料

1	身体障がい者障がい程度等級表	120
2	知的障がい（愛の手帳）判定基準表	123
3	精神障害者保健福祉手帳等級	126
4	心身障害者福祉手当（難病医療費助成）の対象疾病一覧表	127
5	障害者総合支援法等の対象疾病（難病）一覧表	131
6	補装具給付一覧表	135
7	日常生活用具一覧表	136
8	所得限度額	146
9	障がい者（児）関連施設配置図	148
10	荒川区内の障がい者（児）施設	149
11	あんしんを持ち歩く「ヘルプカード」「ヘルプマーク」	161
12	障がいに関するシンボルマーク	163

1 障がい程度別サービス・事業一覧表

○印はおおむね制度に該当、印は一部該当

区 分		4	5 手当								6	7 医療	
事 業		障害者総合支援法	特別障害者手当	障害児福祉手当	重度心身障害者手当	心身障害者福祉手当	特別児童扶養手当	児童扶養手当	（児 障 童 害 育 手 成 当 手 ）	（児 育 童 成 育 手 成 当 手 ）	障 害 基 礎 年 金	医 心 療 身 費 障 助 害 成 者	難 病 等 の 医 療 費 助 成
本文ページ		22	39	40	40	41	43	44	45	46	48	51	52
窓 口		障害者福祉課	障害者福祉課				子育て支援課				国 保 年金課	障害者福祉課	
視 覚 障 が い	1級	○				○	○	○	○	○		○	
	2	○				○	○		○			○	
	3	○				○	○						
	4	○											
	5	○											
	6	○											
聴 覚 及 び 平 衡 機 能 障 が い	2級	○				○	○	○	○	○		○	
	3	○				○	○						
	4	○											
	5	○											
	6	○											
音 声 言 語 障 が い	3級	○				○							
	4	○											
体（肢 幹）上 肢・不 下 肢・自 由	1級	○				○	○		○	○		○	
	2	○				○	○		○			○	
	3	○				○	○						
	4	○											
	5	○											
	6	○											
内 部 障 が い	1級	○				○			○	○		○	
	2	○				○			○	○		○	
	3	○				○						○	
	4	○											
愛 の 手 帳	1度	○				○	○		○			○	
	2	○				○	○		○			○	
	3	○				○			○				
	4	○				○							
精神障害者保健福祉手帳		○											
難病患者等		○											
所得制限			有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	
介護保険との関係		有											
備 考			20歳以上	20歳未満	65歳未満	20歳以上65歳未満、 その他難病 精神手帳は1級のみ	20歳未満	父又は母が重度障がい者	20歳未満	父又は母が障がい者	20歳前の場合は所得制限が有	65歳未満	

7 医療					8 日常生活の援助									
(更生自立支援医療)	(育成医療)	(在宅重症心身障害児等訪問事業)	ひとり親家庭医療費助成	後期高齢者医療制度	修補装具の交付と給	日常生活用具の給付	住宅設備改善費の給付	緊急一時保護	福祉タクシー利用券	難病患者通院費助成	自動車燃料費の助成	意思疎通支援事業等	視覚障がい者派遣事業	理美容サービス
53	54	55	55	56	57	58	58	60	62	63	64	65	68	71
障害者福祉課	保健予防課	健康推進課	子育て支援課	国保年金課	障害者福祉課									
○	○		○	○	○	○		○	○		○		○	
○	○			○	○	○		○	○		○		○	
○	○			○	○			○					○	
○	○				○								○	
○	○				○								○	
○	○		○	○	○	○		○				○		
○	○			○	○	○		○				○		
○	○				○							○		
○	○				○							○		
○	○				○							○		
○	○			○		○		○				○		
○	○					○						○		
○	○					○						○		
○	○					○						○		
○	○			○			○	○			○			
○	○			○			○	○			○			
○	○			○				○	○		○			
○	○							○						
				○		○		○	○		○			
				○		○		○	○		○			
								○						
								○						
											○			
有	有		有		有	有	有	有	有	有	有			
18歳以上	18歳未満	18歳未満。手帳所持にかかわらず、重症心身障害児・医療的ケア児などが条件のため、要問合せ	父又は母が重度障がい者	65歳以上		種類により給付用具が異なる	有学齢以上65歳未満	有就学年齢以上	肢体不自由の上肢は1級のみ/入院・施設入所者は対象外	入院・施設入所者は対象外	肢体不自由の上肢は1級のみ/入院・施設入所者は対象外			65歳未満

○印はおおむね制度に該当、 印は一部該当

区 分		8 日常生活の援助												
事 業		巡回入浴サービス	助紙おむつ購入費等 成の	配食見守りサービス	寝具洗濯乾燥消毒	緊急通報システム	避難行動要支援者 登録事業	補助犬の給付	心身障害者 養育施設	荒川ばん座位体操	粗大ごみの運び出し 手数料の免除	粗大ごみの運び出し	家庭ごみの戸別収集	
本文ページ		71	72	72	73	73	77	78	79	81	87	87	87	
窓 口		障害者福祉課							日本チャリティ協会 障害者福祉課	清掃リサイクル推進課				
視覚障がい	1級						○	○	○	○		○	○	
	2						○		○	○		○	○	
	3								○	○		○		
	4								○	○		○		
	5								○	○		○		
	6								○	○		○		
聴覚及び平衡機能障がい	2級						○	○	○	○		○	○	
	3								○	○		○		
	4								○	○		○		
	5								○	○		○		
	6								○	○		○		
		3級							○	○		○		
音声言語障がい	4								○	○		○		
	体（肢・上肢・下肢・不自由）	1級						○	○	○	○		○	○
		2						○	○	○	○		○	○
		3								○	○		○	
		4								○	○		○	
		5								○	○		○	
6									○	○		○		
内部障がい	1級						○		○	○		○	○	
	2						○		○	○		○	○	
	3								○	○		○		
	4								○	○		○		
愛の手帳	1度						○		○	○			○	
	2						○		○	○			○	
	3						○		○	○			○	
	4						○		○	○			○	
精神障害者保健福祉手帳							○		○	○				
難病患者等										○				
所得制限								有						
介護保険との関係		有	有										有	
備 考		65歳未満	65歳未満	み65歳未満、昼食の	65歳未満	65歳未満	入院・施設入所者は対象外				手帳所持だけでは支給要件に該当しない場合があるため要問合せ（粗大ごみ受付センター）	手帳所持だけでは支給要件に該当しない場合があるため要問合せ	手帳所持だけでは支給要件に該当しない場合があるため要問合せ	

9 住宅			12 税の軽減・預貯金						13 公共料金等の軽減				
東京都営住宅（世帯向けのみ）の優遇	東京都営住宅の家賃減額	増・修築資金融資の優遇	所得税・住民税の除	自動車税	個人事業税の軽減	相続税の軽減	贈与税の軽減	少額非課税制度所得	入都立料の園免等除	郵便料金の減免	テレビ受信料の減免	水道・下水道料金の除	ふれあひ電話案内の無料
88	89	89	101	102	104	104	104	105	106	106	107	107	108
東京都住宅供給公社		住まい街づくり課	税務署税務課	自動車税事務所等	都税事務所	税務署		各金融機関	各公園窓	郵便局	障害者福祉課	水道局荒川営業所	NTT営業所
○	○	○	○	○		○	○	○	○	○			○
○	○	○	○	○		○	○	○	○	○			○
○		○	○	○		○		○	○	○			○
○		○	○			○		○	○	○			○
			○			○		○	○	○			○
			○			○		○	○	○			○
○	○	○	○			○	○	○	○				○
○		○	○	○		○		○	○				○
○		○	○			○		○	○				○
			○			○		○	○				○
			○			○		○	○				○
○		○	○			○		○	○				○
○		○	○			○		○	○				○
○	○	○	○	○		○	○	○	○				○
○	○	○	○	○		○	○	○	○				○
○	○	○	○	○		○		○	○				○
			○			○		○	○				○
○	○		○			○		○	○				○
有	有	有			有						有		
	半額に減額				所得要件あり				介護付		全額・半額基準あり	手帳所持だけでは支給要るため該当しない場合がある	

○印はおおむね制度に該当、 印は一部該当

区 分		13		14 交通料金の割引等							15 自動車		
事 業		青い鳥郵便葉書	割携帯電話料金 引の	割JR等旅客運賃 引の	都営交通の無料バス	民営バスの割引	タクシー料金の割引	割国内航空旅客運賃 引の	割フェリー旅客運賃 引の	割有料道路通行料金の 引の	助自動車運転教習費 成の	自動車改造費の助成	適駐車用禁止除規制 外の
本文ページ		108	109	110	111	112	113	113	114	114	116	116	117
窓 口		各郵便局	各携帯電話会社	各 駅	障害者福祉課	東京乗用旅客自動車協会		各 社		障害者福祉課	障害者福祉課		警察署
視覚障がい	1級	○	○	○	○	○	○	本 文 参 照	○	○			
	2	○	○	○	○	○	○		○	○			
	3		○	○	○	○	○		○	○			
	4		○	○	○	○	○		○	○			
	5		○	○	○	○	○		○	○			
	6		○	○	○	○	○		○	○			
聴覚及び平衡機能障がい	2級	○	○	○	○	○	○		○	○	○		
	3		○	○	○	○	○		○	○	○		
	4		○	○	○	○	○		○	○			
	5		○	○	○	○	○		○	○			
	6		○	○	○	○	○		○	○			
									○	○	○		
音声言語障がい	3級		○	○	○	○	○		○	○	○		
	4		○	○	○	○	○		○	○			
（肢不自由） （上肢・下肢・体幹）	1級	○	○	○	○	○	○		○	○	○		
	2	○	○	○	○	○	○		○	○	○		
	3		○	○	○	○	○		○	○	○		
	4		○	○	○	○	○		○	○			
	5		○	○	○	○	○		○	○			
	6		○	○	○	○	○		○	○			
内部障がい	1級	○	○	○	○	○	○		○	○	○		
	2	○	○	○	○	○	○		○	○	○		
	3		○	○	○	○	○		○	○	○		
	4		○	○	○	○	○		○	○			
愛の手帳	1度	○	○	○	○	○	○		○				
	2	○	○	○	○	○	○		○				
	3		○	○	○	○	○		○				
	4		○	○	○	○	○		○		○		
精神障害者保健福祉手帳			○		○	○	○		○				
難病患者等													
所得制限											有	有	
介護保険との関係													
備 考				引第1種は本人のみ割 引第2種は本人のみ割	半額割引 介護者は手帳提示で					種本人運転のみ、第1 種は介護者も対象	は肢不自由4・5級 下肢と体幹のみ	本人運転のみ	

2 相談の窓口

1. 区役所福祉部障害者福祉課

障がい者の日常生活、施設入所、通所のほか、障がい者の将来設計に関する相談など障がい者福祉にかかわるあらゆる相談を受けています。

聴覚障がい者は、毎週火曜日の午後1～4時に、手話通訳者が窓口で待機しているほか、タブレットを活用した遠隔手話サービスをご利用いただけます。

相談支援係

身体・知的障がい担当 電話 3802-4057

こころの健康推進係

難病・精神医療費申請担当 電話 3802-3542

精神保健福祉相談及び障害福祉サービスの利用に関する相談については

健康推進課保健相談担当 内線 432・434・406

庶務係 電話 3802-4053

障害サービス係 電話 3802-3417

障がい者の将来設計に関する相談(個人別ライフプランの作成)

毎週水曜日開設 電話 3802-3417

支援調整係 電話 3802-4818

〒116-8501 荒川区荒川2-2-3 荒川区役所 電話 3802-3111(代表)

FAX 3802-0819

2. 荒川区立心身障害者福祉センター(荒川たんぽぽセンター)

心身障がい(児)者等についての福祉・医療・発達・訓練等に関する相談に応じて、適切な問題解決が図られるように援助します。

さらに、地域自立生活支援センター事業として、ピアカウンセリング(当事者相談)や自立生活支援セミナーの開催等を行っています。

【児童発達支援センター】

○発達相談支援事業

0歳から18歳未満のお子さまと、そのご家族に対して、発達や障がいに関するご相談に応じています。

○児童発達支援事業(通所)

0歳から就学前までのお子さまに療育支援を行っています。

小集団グループ療育

活動や人との関わりを通して、生活習慣やコミュニケーションの力を育み、集団生活に適應できるように支援していきます。

個別療育(専門指導)

お子さまの状態に応じて、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士が支援を行っています。

○保育所等訪問支援事業

訪問支援員が園を訪問し、集団生活での‘困りごと’に寄り添った支援を行います。

○障害児相談支援事業

相談支援専門員が、児童発達支援等の福祉サービスの利用について相談をお受けします。

○その他の事業

保護者の方向けに子育てのヒントとなるような家族支援講座、発達障がい講演会を行っています。

【成人の相談及び訓練】

○地域活動支援センター事業

18歳以上の障がいのある方、ご家族、地域の方から心身の障がいに関するご相談に応じています。

①機能訓練

身体・言語・視覚の障がいがある方に、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視覚障害者生活訓練指導員などによる訓練を行っています。

生活訓練(グループワーク)

高次脳機能障がいのある方に、パソコン、軽作業、運動課題等、それぞれの目標に合わせた活動をしています。

リハビリ講習会

様々な障がいのある方に、音楽療法や芸術療法などの講習会を開催し、社会参加への支援を行っています。

○地域自立生活支援センター事業

障がいのある方やそのご家族が、住み慣れた地域で自立した生活を送り、社会参加が図れるような支援を行っています。

①障がい者地域自立生活支援セミナー

高次脳機能障がい、視覚障がい、言語障がい、障がい者スポーツなどに関する様々なセミナーを実施しています。

ピアカウンセリング(当事者相談)

同じような障がいのある相談員がご相談に応じます。福祉サービスの利用をはじめ、日常生活に関して知りたいこと等、お気軽にご相談ください。

〒116-0002 荒川区荒川1-53-20

児童発達支援事業 電話 3891-6824 FAX 3807-8483

地域活動支援センター事業・地域自立生活支援センター事業

電話 3891-6827 FAX 3891-6828

3. 荒川区障害者基幹相談支援センター

障がいに関する相談支援の拠点として、総合的・専門的な相談に応じています。区内の相談支援事業者に対して専門的な指導・助言を行うなど、地域における支援のネットワークづくりを進めています。

〒116-0003 荒川区南千住 1-13-17 1階 (荒川区福祉部分室内)

電話 3801-8060 FAX 3801-8061

4. 医療的ケア児等地域コーディネーター

ケースに応じた支援へとつなげていくための専門の窓口として、医療的ケア児等地域コーディネーターを荒川区基幹相談支援センターに設置し、医療的ケア児等とその家族、関係者からの相談に応じています。(p77参照)

〒116-0003 荒川区南千住 1-13-17 1階 (荒川区福祉部分室内)

電話 3801-8060 FAX 3801-8061

5. 荒川区精神障害者地域生活支援センター(支援センター アゼリア)

地域で生活している精神障がい者の方を対象に、日常生活の支援・相談、地域交流活動などを行い、精神障がい者の社会復帰、自立、社会参加の促進を支援します。

〒116-0012 荒川区東尾久5-45-11

電話 3819-2343

FAX 3819-2312

6. 荒川区精神障がい者相談支援事業所(コンパス)

精神障がい者及びその家族の方等を対象に、障害福祉サービスの利用相談、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けるために必要な援助、専門機関の紹介等を行います。

来所・電話相談のほか、訪問相談にも対応します。

〒116-0003 荒川区南千住1-13-17 1階 (荒川区福祉部分室内)

電話 6806-5322

FAX 6806-5613

7. 荒川区子ども家庭総合センター

児童の様々な問題に関する相談、児童福祉施設への入所、緊急に保護を要する場合の対応を行っています。

〒116-0002 荒川区荒川1-50-17

電話 3802-3765

FAX 3802-3787

8. 荒川区内のその他の相談窓口

その他、障がい者福祉にかかわる相談の窓口は下記のとおりです。

障害基礎年金ほか	国保年金課	電話	3802-4168
特別児童扶養手当ほか	子育て支援課	電話	3802-4832
就学相談	教育センター	電話	3801-4590
就学奨励費	学務課	電話	3802-4564
介護保険制度	介護保険課	電話	3802-4952

教育相談	荒川区立教育センター 荒川区荒川3-49-1 電話 3801-4338
健康相談	保健所(健康推進課) 荒川区荒川2-11-1 電話 3802-3111 内線 432・434
荒川区社会福祉協議会	荒川区南千住1-13-20 電話 3802-2794 FAX 3802-3831

9. ハローワーク足立(足立公共職業安定所)

専門の職員が障がい者の就労に対して、求人・求職から就職後のアフターケアまで専門窓口でサービスを行っています。(手帳をご持参ください)

〒120-8530 足立区千住1-4-1 東京芸術センター 6～8階

電話 3870-8609 FAX 3870-2052

10. 東京都心身障害者福祉センター

東京都心身障害者福祉センターは、身体障害者更生相談所および知的障害者更生相談所として、補装具の処方・適合判定及び愛の手帳交付に係る判定をはじめとする医学的・心理学的・職能的判定を行うとともに、区市町村等への専門的な知識・技術を必要とする相談・指導などを行っています。

また、身体障害者手帳及び愛の手帳の交付や、東京都重度心身障害者手当の認定・支給などを行っています。

加えて、高次脳機能障害者の支援拠点機関として、ご本人や家族、区市町村・関係機関等への相談支援などを行っています。

〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ

電話 3235-2946

FAX 3235-2968

11. その他の都内の窓口

東京都社会福祉協議会

〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ

電話 3268-7171

FAX 3268-7433

東京都知的障害者育成会(知的障害者青年期相談室)

12. 相談員制度

区から委嘱された民間の協力者で、障がい者とその家族からの相談に応じ、必要な助言と援助を行っています。

相談内容

地域生活に関すること

補装具に関すること

施設利用に関すること

自立支援医療(更生医療)に関すること

住宅に関することなど

身体障がい者相談員

氏 名	住 所	電話番号	障がい名
浦 澤 正 子	南 千 住	FAX 3801-1345	聴 覚
間 淵 小 夜 子	西 尾 久	3800-1751	視 覚
林 修 一	町 屋	090-6657-1922	肢 体
本 間 文 子	東 日 暮 里	3802-2910	肢 体
高 見 和 幸	町 屋	090-4098-0113	肢 体
賀 島 妙 子	西 日 暮 里	3891-6615	肢 体
福 島 義 雄	荒 川	090-6486-2627	肢 体

知的障がい者相談員

氏 名	住 所	電話番号
伊 東 と も 子	西 尾 久	3894-7772
橋 本 美 智 子	西 尾 久	3894-8713
花 島 と し 江	南 千 住	3803-9152

藤 沼 折 枝	荒 川	3803-2830
伏 田 玲 子	東 尾 久	3892-7225
西 川 正 美	南 千 住	3891-6525

13. 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、地域における身近な相談相手として、高齢者、障がい者、子育てなどに関する様々な支援活動を行っています。

福祉推進課地域福祉係 電話 3802-5110

14. 区内障がい者団体(荒川区心身障害児者福祉連合会加入団体)

団 体 名	代表者名	住 所	電話番号
荒川区手をつなぐ親の会	橋 本 美 智 子	西 尾 久	3894-8713
荒川区身障児父母の会	矢 野 勝 信	荒 川	3892-9230
荒川のぞみの会	大 沼 弘 子	東 尾 久	3895-0291
荒川区聴覚障害者協会	浦 澤 正 子	南 千 住	FAX 3801-1345
荒川区視力障害者福祉協会	長 島 清	町 屋	3892-5794
荒川区心身障害児者福祉連合会	大 沼 弘 子	東 尾 久	3895-0291

3 手 帳

さまざまな福祉のサービスを受けるためには、手帳が必要です。

1. 身体障害者手帳

身体に障がいのある方で、障がいの程度・種類によって、1級～6級までに該当すると認められた場合に交付されます。申請後約1か月から1か月半程度で手帳が交付されます。手帳には、紙形式とカード形式があります。

(1) 手帳交付

指定医の身体障害者診断書・意見書（用紙は障害者福祉課にあります）

写真＜タテ4cm×ヨコ3cm＞ 1枚（脱帽、上半身、撮影1年以内のもの）

マイナンバーカード、通知カード又はマイナンバー記載済住民票

（マイナンバーカード以外の場合は、写真付の身分証明書1点、もしくは氏名及び生年月日又は住所が記載されたもの2点以上）

代理申請の場合は、委任状及び代理人の身分証明書が必要です。

(2) その他

現在、手帳をお持ちの方で次に該当する場合は、必ず届出をして下さい。

住所の変更 氏名の変更 死亡 手帳の紛失・破損

障がいの程度変更（ の場合手帳が再発行されます）

問合せ 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

2. 愛の手帳

東京都が知的障がい者に発行する手帳で、障がいの程度により1度～4度に区分されています。国の制度としては療育手帳があり、愛の手帳はこの制度の適用を受けています。手帳には、紙形式とカード形式があります。

(1) 手帳交付

手帳の交付申請及び障がい程度が変化した時、さらに、年齢が満3歳・6歳・12歳・18歳になったときには、判定が必要です。

判定予約は、下記の各機関の予約係へ電話で申し込んで下さい。

18歳未満の場合は荒川区子ども家庭総合センター

18歳以上の場合は東京都心身障害者福祉センター

(2)その他

手帳をお持ちの方で次に該当する場合は、必ず届出をして下さい。

住所の変更 氏名・保護者の変更 死亡 手帳の紛失・破損

問合せ 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

荒川区子ども家庭総合センター

〒116-0002 荒川区荒川1-50-17 電話 3802-3765

東京都心身障害者福祉センター

〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ

電話 3235-2946

3.精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのある方で、障がいの程度により1級～3級に該当すると認められた場合に交付されます。手帳には、紙形式とカード形式があります。

なお、カード形式の手帳の発行には、紙形式の手帳より2週間程度時間が多くかかります。

(1)手帳交付

障害者手帳用の診断書又は精神の障害年金証書等の写し

写真<タテ4cm×ヨコ3cm> 1枚 (脱帽、上半身、撮影1年以内のもの)

マイナンバーカード、通知カード又はマイナンバー記載済住民票

(マイナンバーカード以外は、写真付の身分証明書又は氏名及び生年月日又は住所が記載されたもの2つ以上)

(2)その他

現在手帳をお持ちの方は、2年ごとに更新の手続きが必要です。更新は、有効期限の3か月前から申請できます。手帳の発行は2か月以上かかる場合もありますので、お早めに手続きをしてください。

また、次に該当する場合は、必ず届出をして下さい。

住所の変更 氏名の変更 等級変更 手帳の紛失、破損

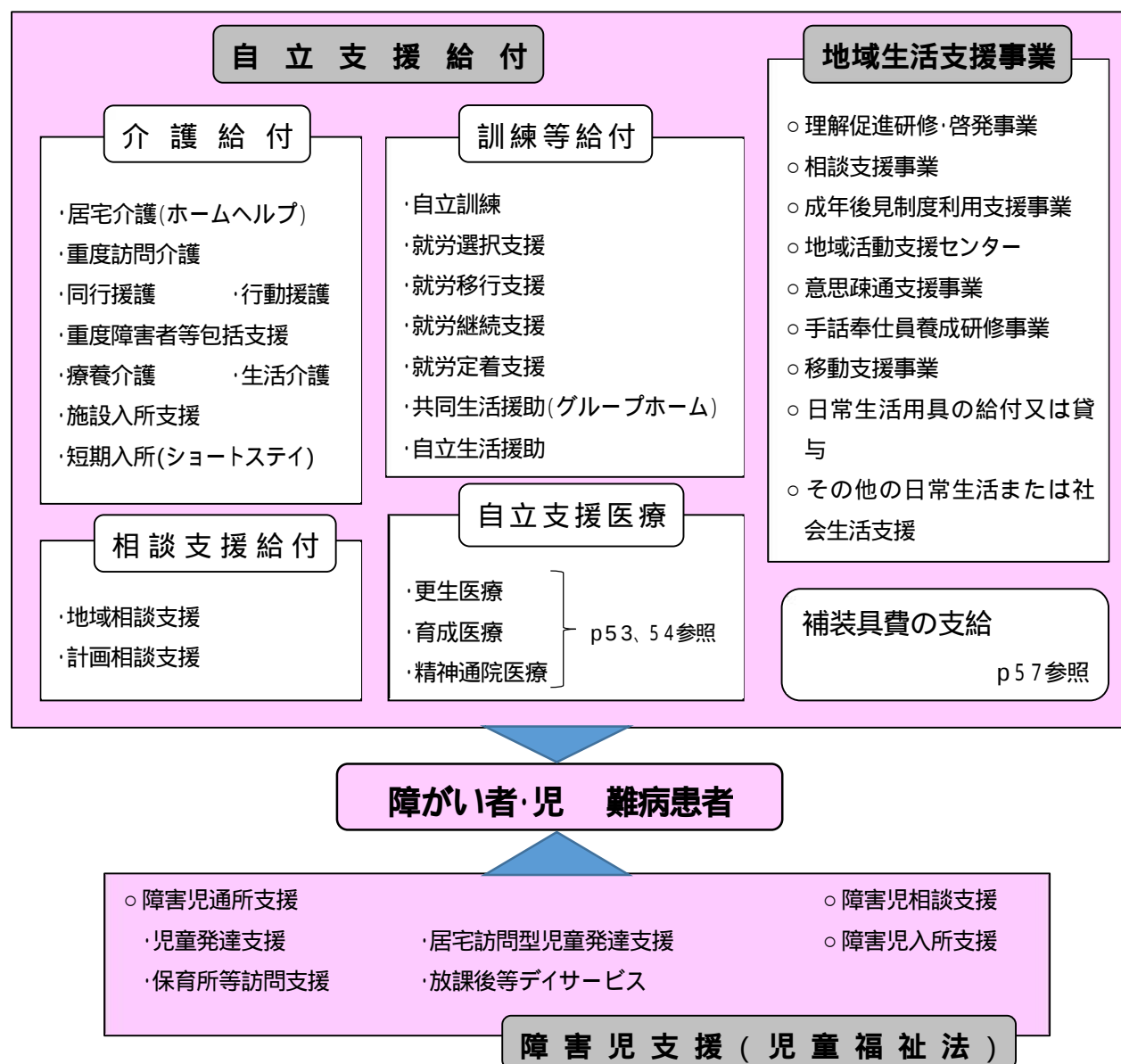
問合せ 障害者福祉課こころの健康推進係 電話 3802-3542

4 障害者総合支援法等

障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)が、平成25年4月1日に施行されました。これにより、従来の身体障がい、知的障がい、精神障がいに加えて、難病の方もサービスの対象となりました。(対象疾病は131～134ページ参照)

対象者				
身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	難病患者等	障がい児

1. サービスの仕組み



2. サービスの内容

【介護給付】

○ 居宅介護(ホームヘルプ)

居宅での入浴・排せつ・食事の介護や通院の介助等を行います(介護保険対象者は原則介護保険が優先になります)。

(1)対象

障害支援区分1以上の方

通院等介助を利用する場合、区分2以上が必要になることがあります。

障がい児はこれに相当する心身の状況の方

(2)費用

所得に応じた自己負担がかかります。

(所属世帯の課税状況等により、月毎の上限額、減免制度が設けられています)

< 問合せ > ☐身 ☐知 ☐児 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

☐難 ☐精 障害者福祉課こころの健康推進係 電話 3802-3542

○ 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常に介護を必要とする方に、居宅での入浴・排せつ・食事の介護や外出時における移動中の介護などを総合的にを行います。

(1)対象

障害支援区分4以上で次の 又は のいずれかに該当する方

次の(ア)、(イ)のいずれにも該当している方

(ア)二肢以上にまひがある方

(イ)障害支援区分の認定調査項目のうち、「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外に認定されている方

行動障がいを有する方

ただし、児童の場合は、15歳以上で子ども家庭総合センター所長の判定を受けている方が対象です。

(2)費用

所得に応じた自己負担がかかります。

(所属世帯の課税状況等により、月毎の上限額、減免制度が設けられています)

< 問合せ > 身 知 児 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

精 障害者福祉課こころの健康推進係 電話 3802-3542

○同行援護

視覚障がいにより移動が著しく困難な方に、地域で暮らすため外出時に必要な援助等を行います。

(1)対象

視覚障がいがあり同行援護判定基準を満たしている方

(2)費用

所得に応じた自己負担がかかります。

(所属世帯の課税状況等により、月毎の上限額、減免制度が設けられています)

< 問合せ > 身 児 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

○行動援護

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有し常時介護が必要である方に対し、当該障がい者が行動する際に生じ得る危険を回避するための援助等を行います。

(1)対象

障害支援区分3以上(障がい児はこれに相当する心身の状況の方)で、行動援護判定基準を満たしている方

(2)費用

所得に応じた自己負担がかかります。

(所属世帯の課税状況等により、月毎の上限額、減免制度が設けられています)

< 問合せ > 知 児 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

精 障害者福祉課こころの健康推進係 電話 3802-3542

○重度障害者等包括支援

介護の必要性が高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

(1)対象

障害支援区分6で、意思疎通に著しい困難がある方のうち、四肢のまひ及び寝たきりの状態にある方並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する方

(児童の場合は、15歳以上で区市町村審査会での意見を聞いたうえで支給の要否が判断されます)

(2)費用

所得に応じた自己負担がかかります。

(所属世帯の課税状況等により、月毎の上限額、減免制度が設けられています)

< 問合せ > ☐身 ☐知 ☐児 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

☐精 障害者福祉課こころの健康推進係 電話 3802-3542

○短期入所(ショートステイ)

自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、施設で入浴・排せつ・食事の介護等を行います(介護保険対象者は原則介護保険が優先になります)。

(1)対象

障害支援区分1以上の方

障がい児はこれに相当する心身の状況の方

医療型については別途要件あり

(2)費用

所得に応じた自己負担がかかります。

(所属世帯の課税状況等により、月毎の上限額、減免制度が設けられています)

< 問合せ > ☐身 ☐知 ☐児 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

☐精 障害者福祉課こころの健康推進係 電話 3802-3542

○療養介護

病院において機能訓練・看護・介護等、必要な医療と常時介護を要する障がい者に対して、主に昼間、病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の介護を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

(1)対象

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者で次に掲げる方。

障害支援区分6に該当し、気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方

障害支援区分5以上に該当し、次の(ア)から(エ)のいずれかに該当する方

(ア)重症心身障がい者又は進行性筋萎縮症患者

(イ)医療的ケアの判定スコアが16点以上の方

(ウ)障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上で、医療的ケアスコアが8点以上の方

(エ)遷延性意識障がいがあり、医療的ケアの判定スコアが8点以上の方

(2)費用

所得に応じた自己負担がかかります。

(所属世帯の課税状況等により、月毎の上限額、減免制度が設けられています)

< 問合せ > ☐身 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

○生活介護

常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

1日に利用できる事業所は1か所です。2か所以上の同日利用はできません。

(1)対象

障害支援区分3(障害者支援施設入所者は区分4)以上の方。ただし50歳以上の方は、区分2(障害者支援施設入所者は区分3)以上。

(2)費用

所得に応じた自己負担がかかります。

(所属世帯の課税状況等により、月毎の上限額、減免制度が設けられています)

< 問合せ > ☒身 ☒知 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

☒精 障害者福祉課こころの健康推進係 電話 3802-3542

○施設入所支援

施設に入所する障がい者に対して、主に夜間、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

(1)対象

生活介護を受けている方であって、障害支援区分が区分4(50歳以上の方は区分3)以上である方

自立訓練又は就労移行支援を受けている方であって、入所により訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる方、又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な方

(2)費用

所得に応じた自己負担がかかります。

(所属世帯の課税状況等により、月毎の上限額、減免制度が設けられています)

< 問合せ > ☒身 ☒知 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

【訓練等給付】

○自立訓練(機能訓練・生活訓練)

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

1日に利用できる事業所は1か所です。2か所以上の同日利用はできません。

(1)対象

機能訓練：地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が

必要な障がい者

生活訓練・地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障がい者

(2)費用

所得に応じた自己負担がかかります。

(所属世帯の課税状況等により、月毎の上限額、減免制度が設けられています)

< 問合せ > ☒身 ☒知 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

☒精 障害者福祉課こころの健康推進係 電話 3802-3542

○宿泊型自立訓練

地域生活への移行に向けて、一定期間、宿泊によって日常生活能力の向上のために必要な支援を行います。

(1)対象

日中、一般就労や障害福祉サービスを利用して、帰宅後における生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障がい者。

(2)費用

所得に応じた自己負担がかかります。

(所属世帯の課税状況等により、月毎の上限額、減免制度が設けられています)

< 問合せ > ☒知 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

☒精 障害者福祉課こころの健康推進係 電話 3802-3542

○就労選択支援

就労又は就労の継続を希望する障がい者であって、就労移行支援若しくは就労継続支援を受けること又は事業所に雇用されることについて、短時間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向及び就労するために必要な配慮その他の整理を行い、本人による適切な選択ができるよう支援を行います。

(1)対象

就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する方

現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している方

(2)費用

所得に応じた自己負担がかかります。

(所属世帯の課税状況等により、月毎の上限額、減免制度が設けられています)

< 問合せ > ☒身 ☒知 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

☒精 障害者福祉課こころの健康推進係 電話 3802-3542

○就労移行支援

就労を希望する65歳未満の障がい者であって、事業所に雇用されることが可能と見込まれる方に対して、生産活動・職場体験等の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の支援を行います。

1日に利用できる事業所は1か所です。2か所以上の同日利用はできません。

(1)対象

就労を希望する方で、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得もしくは就労先の紹介、その他の支援が必要な65歳未満の方

(2)費用

所得に応じた自己負担がかかります。

(所属世帯の課税状況等により、月毎の上限額、減免制度が設けられています)

< 問合せ > ☐身 ☐知 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

☐難 ☐精 障害者福祉課こころの健康推進係 電話 3802-3542

○就労継続支援(A型・B型)

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

1日に利用できる事業所は1か所です。2か所以上の同日利用はできません。

(1)対象

A型(雇atype).....企業等に就労することが困難な方であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な方(利用開始時65歳未満の方)

B型(非雇atype)...就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇atypeに結びつかない方や、一定年齢に達している方等であって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される方

(2)費用

所得に応じた自己負担がかかります。

(所属世帯の課税状況等により、月毎の上限額、減免制度が設けられています)

< 問合せ > ☐身 ☐知 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

☐精 障害者福祉課こころの健康推進係 電話 3802-3542

○就労定着支援

生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障がい者の就労の継続を図るため、日常生活又は社会生活に関する相談や助言といっ

た支援を行います。

(1)対象

上記サービスを利用して、新たに通常の事業所に雇用されてから6か月を経過した障がい者

(2)費用

所得に応じた自己負担がかかります。

(所属世帯の課税状況等により、月毎の上限額、減免制度が設けられています)

< 問合せ > ☒身 ☒知 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

☒難 ☒精 障害者福祉課こころの健康推進係 電話 3802-3542

○共同生活援助(グループホーム)

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

(1)対象

身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者(18歳以上)

介護が必要な場合は障害支援区分を取得する必要があります

(2)費用

所得に応じた自己負担がかかります。

(所属世帯の課税状況等により、月毎の上限額、減免制度が設けられています)

< 問合せ > ☒身 ☒知 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

☒精 障害者福祉課こころの健康推進係 電話 3802-3542

○自立生活援助

自宅で生活をする方に訪問や相談対応を行い、自立した日常生活を送るために必要な援助を行います。

(1)対象

障害者支援施設やグループホームを利用したことがあり、現在は居宅生活を送っている方
居宅で自立した日常生活を送ることが難しい障がい者

(2)費用

所得に応じた自己負担がかかります。

(所属世帯の課税状況等により月毎の上限額、減免制度が設けられています)

< 問合せ > ☒身 ☒知 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

☒精 障害者福祉課こころの健康推進係 電話 3802-3542

【地域相談支援給付】 費用負担なし

○地域移行支援

施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者等、地域生活に

移行するために重点的な支援を必要とする方に対し、住居の確保等地域生活への移行に関する相談その他の支援を行います。

(1)対象

以下のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる方

施設又は療養介護を行う病院に入所している障がい者

精神科病院に入院している精神障がい者

救護施設又は更生施設に入所している障がい者

刑事施設、少年院に収容されている障がい者

更生保護施設に入所している障がい者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している障がい者

< 問合せ > ☒身 ☒知 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

☒精 障害者福祉課こころの健康推進係 電話 3802-3542

○地域定着支援

居宅で単身等で生活する障がい者に対し、常時の連絡体制を確保するとともに、障がい特性により対応が困難な緊急の事態への対応や、相談その他の必要な支援を行います。

(1)対象

単身で、緊急時の支援が見込めない状況にある方

同居家族等が障がい・疾病等のため、緊急時の支援が見込めない状況にある方

施設等や精神科病院から退所・退院した方のほか、家族との同居から一人暮らしに移行した方や地域生活が不安定な方等も含まれます。

< 問合せ > ☒身 ☒知 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

☒精 障害者福祉課こころの健康推進係 電話 3802-3542

【計画相談支援給付】 費用負担なし

○サービス利用支援／障害児支援利用援助、継続サービス利用支援／継続障害児支援利用援助

障害福祉サービス及び地域相談支援、障害児通所支援を利用する際に、生活環境やサービスの利用意向等を勘案して、利用サービスの種類や内容等を記載した「サービス等利用計画」を作成します。

また、支給決定後は、モニタリングと呼ばれる、サービス内容を活用できているかどうかの確認を定期的に行い、必要があれば計画変更をします。

(1)対象

障害福祉サービス及び地域相談支援、障害児通所支援を利用するすべての障がい者(児)

< 問合せ > ☐身 ☐知 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

☐精 障害者福祉課こころの健康推進係 電話 3802-3542

【障害児通所支援(児童福祉法)】

○児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与および集団生活への適応訓練を行います。

1日に利用できる事業所は1か所です。2か所以上の同日利用はできません。

(1)対象

障がいのある未就学児 通所による療育が必要な方

(2)費用

所得に応じた自己負担がかかります。

(所属世帯の課税状況等により、月毎の上限額、減免制度が設けられています)

< 問合せ > ☐身 ☐知 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

☐精 障害者福祉課こころの健康推進係 電話 3802-3542

○放課後等デイサービス

生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。

1日に利用できる事業所は1か所です。2か所以上の同日利用はできません。

(1)対象

障がいのある就学児

(2)費用

所得に応じた自己負担がかかります。

(所属世帯の課税状況等により月毎の上限額、減免制度が設けられています)

< 問合せ > ☐身 ☐知 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

☐精 障害者福祉課こころの健康推進係 電話 3802-3542

○保育所等訪問支援

保育園や幼稚園等の集団生活を営む施設を訪問し、集団生活の適応に課題のある児童に対して支援を行うとともに、訪問先施設のスタッフに対して支援方法を指導するなど専門的な支援を行います。

(1)対象

保育所、小学校等に通園・通学していて、専門的な支援が必要な障がいのある児童

(2)費用

所得に応じた自己負担がかかります。

(所属世帯の課税状況等により月毎の上限額、減免制度が設けられています)

< 問合せ > ☒身 ☒知 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

☒精 障害者福祉課こころの健康推進係 電話 3802-3542

○居宅訪問型児童発達支援

居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、知識の習得、集団生活への適応訓練といった支援を行います。

(1)対象

重度の障がい又はこれに準ずる状態で、児童発達支援、放課後等デイサービスを受けるための外出が著しく困難である障がい児

(2)費用

所得に応じた自己負担がかかります。

(所属世帯の課税状況等により月毎の上限額、減免制度が設けられています)

< 問合せ > 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

【障害児入所支援(児童福祉法)】

○福祉型障害児入所施設

障害児入所施設等で、児童に対して保護、日常生活の指導、知識・技能の付与を行います。

(1)対象

障害児入所施設等に入所している身体障がいのある児童、知的障がいのある児童又は精神に障がいのある児童

○医療型障害児入所施設

障害児入所施設等で、児童に対して保護、日常生活の指導、知識・技能の付与及び治療を行います。

(1)対象

障害児入所施設等に入所または指定医療機関に入院している知的障がいのある児童、肢体不自由のある児童又は重症心身障がい児

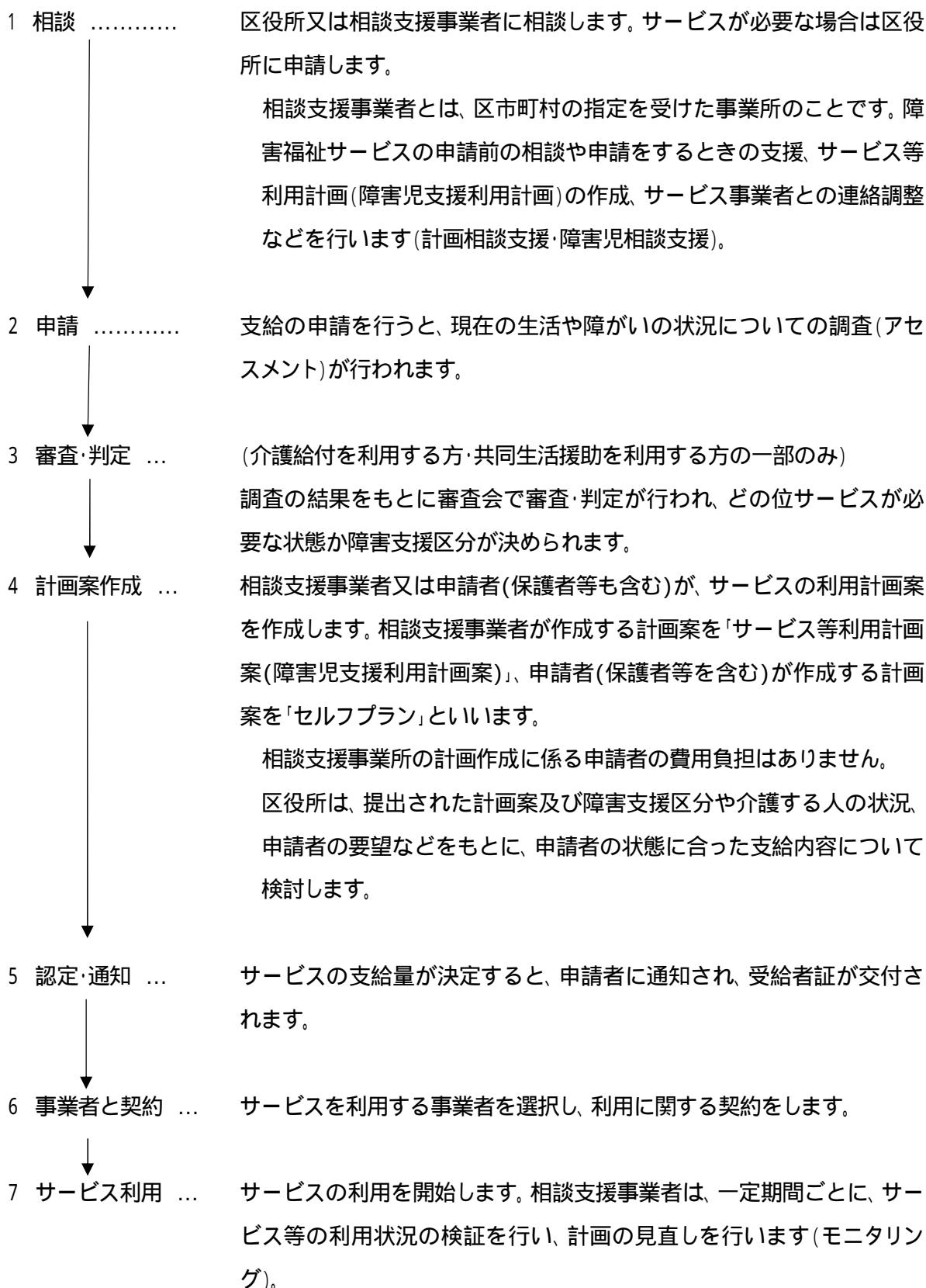
< 問合せ > 荒川区子ども家庭総合センター 荒川区荒川 1-50-17

電話 3802-3765 FAX 3802-3787

3.障害福祉サービス・障害児支援の利用までの流れ

介護給付と訓練等給付をあわせて、障害福祉サービスとよびます。

相談支援給付の地域移行支援・地域定着支援も、利用までの流れは障害福祉サービスと同様です。



4. 障害福祉サービス・障害児支援等を利用したときにかかる費用

原則、所得に応じた自己負担がかかります。また、下記の減免制度があります。

【自己負担(利用者負担)】

(1)障がい者

所得に応じた4つの区分により、負担する額の上限が決められています。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般 1	市町村民税課税世帯(所得割16万円未満) 入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム利用者を除く。	9,300円
一般 2	上記以外	37,200円

入所施設の食費・光熱水費、グループホームの食費・光熱水費・家賃等は実費負担(自己負担)です。ただし、申請により補足給付費が支給される場合があります。

(2)障がい児

所得に応じた4つの区分により負担する額の上限が決められています。

区分	世帯の収入状況		負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	市町村民税非課税世帯		0円
一般 1	市町村民税課税世帯 (所得割28万円未満)	通所施設、ホームヘルプ利用の場合	4,600円
		入所施設利用の場合	9,300円
一般 2	上記以外		37,200円

【減免制度】

(1)障がい者及び障がい児

荒川区の障害福祉サービス・障害児通所支援の利用者負担の軽減

通所・在宅サービス利用者に対し、次のような軽減策を実施します。

- ・ 利用者負担を、10%から3%に軽減
- ・ 通所施設利用者の食費を50%に軽減(区立施設のみ)
- ・ 所得に応じた区分が一般2に該当する方の、負担上限月額を50%に軽減

(2)未就学児

就学前3学年の利用料無償化(障害児通所支援及び障害児入所支援利用者)

満3歳になって初めての4月1日から3年間の利用者負担額が無償化されます。

ただし、医療費や食費等の実費で負担するものは無償化の対象となりません
 無償化前の利用者負担額の減免(障害児通所支援) 令和7年9月1日から
 無償化対象前の未就学児(0歳から満3歳になって初めての3月31日まで)で、一定の要件
 に該当する場合、利用者負担が減免されます。
 荒川たんぼセンターの障害児通所支援にかかる利用者負担はありません。

【その他】

(1)高額障害福祉サービス等給付費

以下のサービスを利用した際の、世帯におけるひと月の自己負担額を合算し、一定の基準額
 を超えた分が区役所に申請すれば償還が受けられます。

障害福祉サービス 補装具費(同一人が を併用している場合)
 介護保険(同一人が を併用している場合)
 障がい児の通所支援 障がい児の入所支援
 必要な書類等、詳しくは障害者福祉課障害サービス係(電話 3802-3417)までお問い
 合わせください。なお、申請には対象となる月の各サービスの領収書が必要になります。

(2)新高額障害福祉サービス等給付費

65歳になるまでに5年以上、以下の特定の障害福祉サービスを利用していた方で、一定の要
 件を満たす場合、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用した際に自己負担額が
 申請により償還されます。

居宅介護 重度訪問介護 生活介護 短期入所
 必要な書類等、詳しくは障害者福祉課障害サービス係(電話 3802-3417)までお問い
 合わせください。

5.地域生活支援事業

相談支援	13～19ページをご覧ください。
地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。 〔対象〕身体障害者手帳か愛の手帳をお持ちの方もしくは通院している精神障がい者 〔窓口〕 身 知 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057 精 障害者福祉課こころの健康推進係 電話 3802-3542

移動支援	59ページをご覧ください。
日中一時支援	61ページをご覧ください。
意思疎通支援	手話通訳者の派遣等（65ページをご覧ください。）
日常生活用具の給付又は貸与	58ページをご覧ください。
住宅設備改善	58ページをご覧ください。
巡回入浴サービス	71ページをご覧ください。
自動車運転教習費の助成	116ページをご覧ください。
自動車改造費の助成	116ページをご覧ください。

6. 地域生活支援事業(スクラムあらかわ)

障がい者(児)の地域生活を包括的に支援するサービスを提供します。利用者の方は、あらかじめ健康診断書等の提出が必要となります。

(1)対象

区内に住所を有する身体障がい者(児)及び知的障がい者(児)。ただし、次のいずれかに該当する方は、ご利用になれません。

入院中及び入所中の方

感染性疾患を有する方

その他障がいの程度、状態等により施設において介護することが困難な方

(2)内容

日中一時支援 施設入浴 地域活動支援センター

なお、いずれかの利用者に限り、相談支援及び移動支援(車両移送型)が利用できます。

(3)費用

無料

上記によらず、スクラムあらかわでは相談支援(よろず相談)を行っています。施設の利用案内、緊急時の相談のほか、区内事業所の案内なども行います。

< 問合せ > 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

7. 障がい者虐待防止

(1)内容

平成24年10月1日より、障害者虐待防止法(障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援

等に関する法律)が施行されました。

虐待を行わないこと、発見した場合は通報すること等が、定められています。

虐待によって障がい者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぎ、障がい者の安定した生活や社会参加をすすめるための仕組みです。

(2)虐待の種類

身体的虐待 …………… 暴行、拘束など

性的虐待……………わいせつな行為の強要など

心理的虐待 …………… 暴言、差別的な言葉や態度など

放棄・放任(ネグレクト)……………長時間の放置、食事などをさせないなど

経済的虐待 …………… 財産や年金などを勝手に使うこと

< 問合せ > 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

障害者福祉課こころの健康推進係 電話 3802-3542

(時間外・休日) 荒川区障がい者虐待防止・差別解消センター

電話 3802-3151

8.障がい者差別解消

(1)内容

平成28年4月1日より、障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)が施行されました。

国、区市町村及び民間事業者等が、障がいを理由とする差別をなくし、すべての人が人格と個性を尊重しあえることを目的に定められています。

(2)求められること

不当な差別の取扱いの禁止

正当な理由がないのに、障がいがあるということでサービス等の提供を拒否すること等は禁止されています。

(例)障がいを理由に窓口対応を拒否する等

合理的配慮の提供

障がいのある人から配慮を求める意思表示があった場合、社会的障壁を取り除くよう配慮しなければなりません。

令和6年4月1日より、障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)が改正され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されました。

(例)段差がある場合に、車いす利用者等の補助をする。

< 問合せ > 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

障害者福祉課こころの健康推進係 電話 3802-3542

(時間外・休日) 荒川区障がい者虐待防止・差別解消センター

電話 3802-3151

5 手 当

障がいの種類、程度に応じて、各種の手当が支給されることがあります。
所得制限については146ページをご覧ください。

1. 特別障害者手当（国の制度）

(1) 対象

20歳以上で、精神又は身体に著しく重度の障がい有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の方。

各種手帳を取得していなくても可

(2) 支給制限

次のいずれかに当てはまる方は支給できません。

施設に入所している。

病院、診療所に継続して3か月を超えて入院している。

受給者本人又は扶養義務者等の所得が別表(146ページ)の限度額以上。

施設によっては支給対象となる施設もあるので、相談してください。

(3) 手当額

月額 30,450円（令和8年4月～）

(4) 支給方法

申請のあった月の翌月分から2・5・8・11月に本人名義の預金口座に振り込みます。

(5) 申請に必要なもの

所定の診断書等(障害者福祉課窓口にて備えてあります)

身体障害者手帳・愛の手帳(お持ちの方)

年金受給者は、年金振り込み通知書等

マイナンバーカード又は通知カード

その他、戸籍の謄本又は抄本、所得の証明書などが必要な場合があります。

< 問合せ > 障害者福祉課障害サービス係 電話 3802-3417

2. 障害児福祉手当（国の制度）

(1) 対象

20歳未満で、精神又は身体に重度の障がい有するため、日常生活において常時介護を必要とする状態にある在宅の方。

各種手帳を取得していなくても可

(2) 支給制限

次のいずれかに当てはまる方は支給できません。

施設に入所している。

障がいを支給事由とする公的年金を受けている。

受給者本人又は扶養義務者等の所得が別表(146ページ)の限度額以上。

(3) 手当額

月額 16,560円（令和8年4月～）

(4) 支給方法

申請のあった月の翌月分から2・5・8・11月に本人名義の預金口座に振り込みます。

(5) 申請に必要なもの

所定の診断書等(窓口にて備えてあります)

身体障害者手帳・愛の手帳(お持ちの方)

その他、戸籍の謄本又は抄本、所得の証明書などが必要な場合があります。

< 問合せ > 障害者福祉課障害サービス係 電話 3802-3417

3. 重度心身障害者手当（都の制度）

(1) 対象

心身に重度の障がい有する方で次のいずれかにあてはまる方。

重度の知的障がい有し、かつ著しい精神症状などのため、常時複雑な介護を必要とする方。

重度の知的障がいと重度の身体障がい重複している方

重度の肢体不自由者で、両上肢・両下肢とも機能が失われ、かつ座っていることが困難な程度以上の身体障がいがある方

(2) 注意点

この手当に該当する障がいの程度は、身体障害者手帳1・2級又は、愛の手帳1・2度と判定され

ただけでは支給要件に該当せず、一定の障がい要件に該当する必要があります。また、知的障がいとは、おおむね18歳までの発達期に起きた障がいのことであり、精神障がい及び認知症などによるものは除かれます。

障がい程度の判定は、東京都心身障害者福祉センターで行います。

なお、65歳以上の方は、新規に申請することはできません。

(3) 支給制限

次のいずれかに当てはまる方は受給できません。

病院又は診療所に継続して3か月を超えて入院している。

受給者が20歳以上ならば受給者本人の所得、20歳未満ならば扶養義務者等の所得が別表(146ページ)の限度額を超えている。

施設、精神病床等に入所、入院している。

施設によっては支給対象となる施設もあるので、相談してください。

(4) 手当額

月額60,000円

(5) 支給方法

申請のあった月の分から毎月、本人名義の預金口座に振り込みます。

(6) 申請に必要なもの

身体障害者手帳又は愛の手帳(お持ちの方) 印鑑

マイナンバーカード又は通知カード

所定の申請書・住民票記載事項証明書・調査票(いずれも障害者福祉課窓口にあります)、所得の証明書等が必要な場合があります。

< 問合せ > 障害者福祉課障害サービス係 電話 3802-3417

4. 心身障害者福祉手当 (区の制度)

(1) 対象

身体障害者手帳1・2級を有する方(20歳以上)

愛の手帳1～3度を有する方(20歳以上)

脳性麻痺又は進行性筋萎縮症の方(20歳以上)

身体障害者手帳3級の方

愛の手帳4度の方

精神障害者保健福祉手帳1級の方

指定の難病の医療費助成を受けている方

指定の小児慢性特定疾病の医療費助成を受けている方

(2) 注意点

65歳以上の方は、新規に申請することはできません。

手当額について、月額15,500円と月額9,500円の両方に該当している場合でも、併給することはできません。

(3) 支給制限

次のいずれかにあてはまる方は受給できません。

本人の所得(20歳未満の方についてはその保護者)が別表(146ページ)の限度額を超えている。

保護者が児童育成手当条例に定める障害手当を受けている。

特別養護老人ホーム等の施設に入所している。

(4) 手当額

身体障害者手帳 1・2級	月額15,500円
愛の手帳 1・2・3度	
脳性麻ひ、進行性筋萎縮症の方	
指定の難病の方	
指定の小児慢性特定疾病の方	
身体障害者手帳 3級	月額 9,500円
愛の手帳 4度	
精神障害者保健福祉手帳 1級	

(5) 支給方法

申請のあった月の分から、4・8・12月に本人の金融機関の口座に振り込みます。

(6) 申請に必要なもの

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳又は、難病医療券(診断書)

本人名義の預金通帳もしくはキャッシュカード

所得証明(荒川区に課税台帳がある場合は省略可)

< 問合せ > 障害者福祉課障害サービス係 電話 3802-3417

5. 特別児童扶養手当（国の制度）

(1) 対象

次のいずれかに該当する児童（20歳未満）を監護している父、母又は養育者

身体障害者手帳1～3級程度、下肢4級の一部（手帳又は診断書で判定）

愛の手帳1～3度程度（手帳又は診断書で判定）

上記、と同等程度の疾病もしくは身体又は精神の障がいのある方（診断書で判定）

複数の障がいがある場合は、個々の障がいの程度が上記より軽度な場合でも該当となる場合があります。

(2) 支給制限

次のいずれかにあてはまる方は受給できません。

児童が施設に入所している。

児童が障がいを理由とする年金を受けている。

申請者・配偶者・扶養義務者の所得が別表（146ページ）の限度額を超えている。

(3) 手当額

月額 1級 58,450円 2級 38,930円（令和8年4月～）

(4) 支給方法

4・8・11月に児童を監護している方の預金口座に振り込みます。

(5) 申請に必要なもの

申請者及び児童の戸籍謄本

世帯全員の住民票（荒川区に住民票がある場合は省略可）

診断書

申請者名義の預金通帳

世帯全員のマイナンバーカード又は通知カード（通知カードの場合は本人確認書類が必要）

については、身体障害者手帳又は愛の手帳の交付状況により、診断書を省略できることがありますので、区へご相談ください。

～ の他、世帯の状況により、所得証明書、民生委員の調査書等が必要な場合があります。

< 問合せ > 子育て支援課子育て給付係 電話 3802-4832

6. 児童扶養手当（国の制度）

(1) 対象

次のいずれかの状態にある児童（18歳になった最初の3月31日までの方。ただし、身体障害者手帳1～3級・愛の手帳1～3度程度の障がいのある児童は20歳未満）を監護している父もしくは母又は養育者。

父母が離婚した児童

父又は母が死亡した児童

父又は母が生死不明である児童

父又は母に1年以上遺棄されている児童

父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

父又は母が法令により1年以上拘禁されている児童

婚姻によらないで生まれた児童

父・母ともに不明である児童（孤児など）

父又は母が重度の障がいを有する児童

重度の障がいとは、障害年金1級程度の方。それ以外の方は診断書が必要です。

(2) 支給制限

次のいずれかにあてはまる方は受給できません。

児童が父及び母と生計を同じくしている。（（1）を除く）

児童が父及び父の配偶者又は母及び母の配偶者（事実上の配偶者を含む）と生計を同じくしている。（（1）を除く）

児童が施設に入所しているとき又は里親に委託されている。

申請者・配偶者・扶養義務者の所得が別表（146ページ）の限度額を超えている時は支給が停止されます。

申請者・児童が公的年金を受給又は児童が公的年金の加算の対象となっている場合は、手当の全部または一部が支給停止されます。

(3) 手当額（月額）（令和8年4月～）

第1子 48,050円～11,340円

第2子以降 11,350円～5,680円 所得に応じて変動あり

(4) 支給方法

1・3・5・7・9・11月に、児童を監護している方の預金口座に振り込みます。

(5) 申請に必要なもの

申請者及び児童の戸籍謄本

身体障害者手帳、愛の手帳又は診断書(父又は母に障がいがある場合)

申請者の預金通帳

住民票の写し(荒川区に住民票がある場合は省略可)

マイナンバーカード又は通知カード(通知カードの場合は本人確認書類が必要)

～ の他、世帯の状況により、所得証明書、民生委員の調査書等が必要となる場合があります。

< 問合せ > 子育て支援課子育て給付係 電話 3802-4832

7. 児童育成手当 - 障害手当 (都の制度)

(1) 対象

次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している方。

身体障害者手帳1・2級程度

愛の手帳1～3度程度

脳性まひ又は進行性筋萎縮症

(2) 支給制限

次のいずれかにあてはまる方は受給できません。

児童が施設に入所している。

申請者の所得が別表(146ページ)の限度額を超えている。

(3) 手当額

月額 15,500円

(4) 支給方法

2・6・10月に、児童を養育している方の預金口座に振り込みます。

(5) 申請に必要なもの

身体障害者手帳、愛の手帳又は診断書

申請者の預金通帳

マイナンバーカード又は通知カード(通知カードの場合は本人確認書類が必要)

～ の他、世帯の状況により、所得証明書、民生委員の調査書等が必要となる場合があります。

< 問合せ > 子育て支援課子育て給付係 電話 3802-4832

8. 児童育成手当 - 育成手当（都の制度）

(1) 対象

次のいずれかの状態にある児童(18歳になった最初の3月31日までの方)を養育している父もしくは母又は養育者。

父母が離婚した児童

父又は母が死亡した児童

父又は母が生死不明である児童

父又は母に1年以上遺棄されている児童

父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

父又は母が法令により1年以上拘禁されている児童

婚姻によらないで生まれた児童

父・母ともに不明である児童(孤児など)

父又は母が重度の障がいを有する児童

重度の障がいとは、身体障害者手帳1・2級程度の重度障がい。

(2) 支給制限

次のいずれかにあてはまる方は受給できません。

児童が父及び母と生計を同じくしている。((1) を除く)

児童が父及び父の配偶者又は母及び母の配偶者(事実上の配偶者を含む)と生計を同じくしている。((1) を除く)

児童が施設に入所しているとき又は里親に委託されている。

申請者の所得が限度額(146ページ)を超えている。

(3) 手当額

月額13,500円

(4) 支給方法

2・6・10月に、児童を養育している方の預金口座に振り込みます。

(5) 申請に必要なもの

申請者及び児童の戸籍謄本

身体障害者手帳、愛の手帳又は診断書(父又は母に障がいのある場合)

申請者の預金通帳

所得証明書(荒川区に課税台帳がある場合は省略可)

マイナンバーカード又は通知カード(通知カードの場合は本人確認書類が必要)

この他、民生委員の調査書等が必要となる場合があります。

については、マイナンバーを提示することにより原則省略可能になりました。ただし、以前お住まいだった自治体によっては、別途ご提出をお願いする場合があります。

< 問合せ > 子育て支援課子育て給付係 電話 3802-4832

9. 原子爆弾被爆者に対する各種手当（国の制度）

(1) 対象

被爆者とは次のいずれかに該当する方で、被爆者健康手帳の交付を受けている方

直接被爆者

入市者 = 原子爆弾が投下されたときから2週間以内に爆心地から2kmの区域内に入った方

死体の処理及び救護に従事した方

胎児 = 被爆当時 ~ の該当者の胎児であった方

(2) 手当

医療特別手当……………厚生労働大臣の認定を受けた被爆者で認定疾病の状態にある方

健康管理手当……………一定の病気にかかっている被爆者

保健手当……………爆心地から2km以内の直接被爆者とその胎児であった方

特別手当……………厚生労働大臣の認定を受けた被爆者で認定した病気が治癒している方

原子爆弾小頭症手当…原爆の放射能の影響による小頭症患者

介護手当……………自宅で介護を受けている被爆者

葬祭料……………被爆者の死亡により葬祭を行う方

< 問合せ > 障害者福祉課こころの健康推進係 電話 3802-3542

10. 原子爆弾被爆者に対する見舞金（区の制度）

(1) 対象

被爆者健康手帳の交付を受けている方

(2) 内容

本人の申請に基づき年1回10,000円の見舞金を支給しています。

< 問合せ > 障害者福祉課障害サービス係 電話 3802-3417

6 年 金

1. 障害基礎年金(国の制度)

病気やケガによって障がい者となり、日常生活に著しい制限を受けるようになった場合に、国民年金法によりその障がいの程度に応じて(障害基礎年金の1級又は2級の認定を受けたとき)年金が支給されます。

身体障害者手帳の等級とは基準が異なります。

(1) 受給要件

次の要件に該当する場合に支給されます。

国民年金に加入中(もしくは60歳以上65歳未満で日本に住んでいる)に初診日のある病気やケガで障がい者になった方。

初診日の前日において、初診日の前々月までの保険料を納めた期間(免除期間を含む)が加入期間の3分の2以上ある必要があります。(初診日が令和18年3月31日までにあるときは、初診日の前々月までの1年間に保険料の滞納がなければよいことになっています)

20歳になる前に初診日のある病気やケガで障がい者になった方。

ただし、本人の所得が別表(146ページ)の制限額を超えているときは、年金額が半額または全額停止されます。

(2) 年金額(年額)

1級 1,059,125円(70歳以下)、1,056,125円(71歳以上)

2級 847,300円(70歳以下)、844,900円(71歳以上)

また、受給権を得た時に障害基礎年金の受給者によって生計を維持されている18歳になった後の最初の3月31日までの子(障害等級1級又は2級の状態にある子は20歳未満)がいるときは、次の加算が行われます。

1人目、2人目 → 各 243,800円 3人目以降の子 → 各 81,300円

(3) 申請に必要なもの

必要書類等につきましては、申請される方によって異なりますので、担当窓口までお問い合わせの上ご来庁下さい。

< 問合せ > 国保年金課国民年金係 電話 3802-4168

障害基礎年金について相談ご希望の方は、上記電話にお電話いただき、相談日の予約をお願いします。

2. 心身障害者扶養共済制度(都の制度)

扶養年金制度にかわり、平成20年4月から新たに始まった制度です。障がい者を扶養している保護者が生存中に一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡または重度障がいと認められたとき、障がい者に終身一定額の年金を支給する制度で、東京都に転入、もしくは都から転出した場合でも加入が継続できる全国共通の制度です。

(1)対象

次の全ての要件を満たす方

障がい者の保護者であること(障がい者を扶養している方)

東京都内に住所があること

特別な疾病や傷病がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること

年度初日(4月1日)の年齢が65歳未満であること

障がい者1人に対して1人の保護者のみ加入可

(2)障害者の範囲

知的障がい者 身体障がい者(1～3級)

精神または身体に永続的な障がいがあり、その程度が または と同程度の者。

(脳性まひ・進行性筋萎縮症・自閉症・血友病等)

(3)掛金

1口 9,300円～23,300円(年齢によって異なります)

生活保護世帯、住民税非課税世帯等は掛金の減額制度があります。

(4)年金の支給

支給開始 加入者の死亡、または重度障害になった月から

支給期間 障がい者に対し、終身支給

支給額 月額20,000円(加入1口あたり)

< 問合せ > 東京都扶養共済事務センター 電話 3344-8633

FAX 3344-7281

3. 荒川区障がい者福祉給付金

障がいを有しながら、国民年金制度の発展過程において生じた公的年金(特別障害給付金を含む)を受給できない特別永住者の外国籍区民(現在、日本国籍を取得した区民を含む。以下「外国籍区民等」という)に対して、荒川区障がい者福祉給付金を支給することにより、その方の生活を支援し、障がい者福祉の向上を図ることを目的とします。

(1) 支給対象者

下記のいずれかに該当する外国籍区民等(居住期間は問わない)

昭和37年1月1日以前に生まれた方で、昭和57年1月1日前に中度以上の障がい者となった外国籍区民等、又は同日以降に中度以上の障がい者となった方で、その初診日が同日前である外国籍区民等。

昭和22年1月1日以前に生まれた方で、昭和57年1月1日から昭和61年3月31日までの間に中度以上の障がい者となった外国籍区民等、又は昭和61年4月1日以降に中度以上の障がい者となった方で、その初診日が同日前である外国籍区民等。

(2) 支給額

重度の障がい者 月額33,000円

身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、精神障害保健福祉手帳1級

中度の障がい者 月額26,000円

身体障害者手帳3級、愛の手帳3度、精神障害保健福祉手帳2級

(3) 支給停止該当事由

基本的には、障害基礎年金の支給停止該当事由に準じます。それ以外の事由については下記のとおりです。

公的年金の受給権者となった場合(特別障害給付金に準じる)

他の自治体から同様の給付金を受給している場合

生活保護法第11条に規定する扶助のいずれかを受けている場合

なお、上記の該当事由により停止された場合の解除については、職権により行うことができることとします。

(4) 資格喪失事由

死亡したとき。

重度又は中度の障がい者でなくなったとき。

区外に転出したとき。

虚偽その他不正の手段により給付金を受給したとき。

辞退したとき。

< 問合せ > 障害者福祉課障害サービス係 電話 3802-3417

7 医 療

1. 心身障害者医療費助成（マル障）

重度の心身障がいの方が、病院・診療所などで診療を受けたとき、窓口で支払うことになっている医療費の自己負担分の一部を助成します。

(1) 対象

身体障害者手帳1・2級の方(心臓・じん臓・肝機能・ぼうこう・呼吸器・もしくは直腸・小腸又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいの内部障がいについては3級の方も含む)又は、愛の手帳1・2度の方、精神障害者保健福祉手帳1級の方。

(2) 制限

次のいずれかに該当する方は助成を受けられません。

所得制限基準額(別表146ページ)を超える方

生活保護を受けている方

65歳以上になってはじめて(1)に該当することになった方

後期高齢者医療制度の加入者で、かつ住民税が課税されている方等 所得制限基準額

受給資格者本人の所得による制限(20歳未満のときは原則世帯主の所得による)

(3) 助成内容

国民健康保険や健康保険など各種医療保険の自己負担分から後期高齢者医療制度に準じた一部負担金(下記参照)を差し引いた額を助成します。

ただし、入院時食事療養・生活療養標準負担額は助成しません。

一部負担金			一月あたりの自己負担上限額
住民税課税者	通院	1割	18,000円 ¹
	入院	1割	57,600円 ²
住民税非課税者	通院	負担なし	
	入院		

1 年間上限144,000円

2 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が「44,400円」に下がります。

(4) 助成方法

保険を扱う医療機関で保険証と受給者証を提示して、受診します。

ただし、都外や当制度を取り扱わない医療機関で診療を受ける場合は、医療保険の自己負担分を医療機関の窓口を支払い、その領収書を持って、障害者福祉課に医療費助成の申請をしてください。

また、同一月内に複数の医療機関等で受診し、支払った医療費が一月あたりの自己負担上限額を超えた場合は、その超えた金額について申請をすれば償還が受けられます。

(5) 申請に必要なもの

ア. 受給者証取得申請

身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳

健康保険証 前年の所得証明書(転入の方のみ)

イ. 医療費払い戻し請求申請

健康保険証

医療機関の領収書(領収金額、保険点数等内訳、受診期間、患者氏名が記載されており、医療機関の名称及び押印があるもの)

受給者証

療養費の支給決定通知書(高額療養費・補装具等請求の方で、荒川区の国民健康保険以外の健康保険に加入されている方のみ)

預貯金通帳

< 問合せ > 障害者福祉課障害サービス係 電話 3802-3417

2. 難病等の医療費助成

(1) 対象

特定の難病にかかっている方(対象疾病一覧表(127～130ページ)参照)

(2) 助成内容

診療、薬剤などにかかる医療費のうち、自己負担分(各種保険適用分)の一部が助成されます。

(3) 申請に必要なもの

必要書類等は、受給される方によって異なります。担当までお問い合わせください。

< 問合せ > 障害者福祉課こころの健康推進係 電話 3802-3542

3. 小児慢性特定疾病医療費助成

小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の

負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成する制度です。令和2年7月からは、荒川区に児童相談所を設置したことに伴い、申請受付から医療費助成まで荒川区で行っています。

(1)対象

次の2つの要件を両方満たす方

区内に在住する満18歳未満の方(ただし、18歳に達した時点で小児慢性特定疾病医療受給者証を有し、かつ引き続き有効な受給者証を有する方に限り満20歳未満まで延長可能)

小児慢性特定疾病医療支援事業の対象疾患にかかっており、かつ別に定める認定基準に該当する方

(2)助成内容

指定医療機関において、認定された疾病の治療にかかる保険診療を受けた場合、医療費の自己負担分の一部を助成します。

(3)利用方法

認定された方へ医療受給者証を交付します。診療を受ける際は、受給者証を受付に提示してください。

(4)費用

保護者等の所得や児童等の状態などに応じて自己負担上限があります。

< 問合せ > 健康推進課健康推進係 電話 3802-4245

4.更生医療(自立支援医療)

身体障がい者の方が手術などによって、障がいの程度を軽くしたり取り除いたり、または障がいの進行を防ぐことが可能な場合、その医療を助成する制度です。

原則として事前に申請が必要です。受診後の給付はできません。

(1)対象

身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の方。

世帯の区市町村民税(所得割)が年23万5千円以上の「世帯」の方は、原則として対象外であり、高額治療継続者(「重度かつ継続」)に該当する場合に限り、経過措置(令和9年3月31日まで)により対象となります。

(2)給付内容

指定医療機関に委託して現物給付

医学的処置、手術、その他治療

病院又は診療所への入院

(3)利用方法

医療券の交付を受け、指定医療機関で診療を受けます。

(4)費用

原則、保険医療費が1割負担に軽減されます。

同一保険の世帯員全員の所得に応じて自己負担上限があります。

< 問合せ > 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

5. 育成医療(自立支援医療)

身体障がいがあり、または、現存する疾患を放置すると、将来において障がいを残すと認められる者で、手術等によって確実な治療の効果が期待できる者を対象として医療費を助成する制度です。

(1)対象

18歳未満で、肢体不自由、視覚障がい、聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい、心臓機能障がい、腎臓機能障がい、小腸機能障がい、肝臓機能障がい、その他の先天性内蔵障がい、免疫機能障がいがあり、手術等によって改善が見込まれる児童。

(2)給付内容

指定自立支援医療機関において、上記の疾病・障がいにかかる医療を受けた場合、医療費の給付を行います。

(3)費用

原則、保険医療費が1割負担に軽減されます。

同一保険の世帯員全員の所得に応じて自己負担上限があります。

< 問合せ > 保健所保健予防課 電話 3802-4243

6. 精神障がい者の医療費助成

(1)対象及び助成内容

小児精神障害者入院医療費助成制度

18歳未満で精神障がいのため精神病院に入院を必要としている小児を対象とし、健康保険などの自己負担分を給付します。

精神医療の入院医療費助成は、小児を除いてありません。

通院中の医療(自立支援医療 精神通院)

精神障がいで通院治療を受けている方に、所得に応じて自己負担分の一部を助成します。

7.在宅重症心身障害児(者)等訪問事業(都の事業)

重症心身障害児(者)及び医療的ケア児のご家庭に看護師が訪問し、ご家族が自信を持ってお子様の在宅療育に当たれるよう、健康管理や看護技術の指導、療育に関する相談等の支援を行います。

(1)費用等

費用は無料で、訪問回数はおおむね週1回

< 問合せ > 健康推進課保健相談担当 電話 3802-3111 内線 432

8.ひとり親家庭医療費助成

(1)対象

次のいずれかに該当する方で、各種医療保険の加入者。

ひとり親家庭の母又は父(母子家庭の母、父子家庭の父)

両親がいない児童などを養育している養育者

ひとり親家庭の児童とは、18歳に達した日の属する年度の末日(中度以上の障がいがある場合は20歳未満)までの方

なお、「ひとり親家庭」には、父母が揃っていても父又は母いずれかが障害年金1級程度の障がいがある場合を含みます。(所定の診断書の提出が必要な場合があります)

(2)対象とならない方

所得がひとり親家庭医療費助成制度の限度額以上の方

生活保護を受けている方

児童が施設に入所しているとき又は里親に委託している方

(3)助成内容

国民健康保険や社会保険などの各種医療保険の自己負担から、荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の例により算定した一部負担金相当額等を控除した額。(ただし、非課税世帯に属する場合は、入院食費のみの負担)

(4)申請に必要なもの

必要書類等につきましては、受給される方によって異なりますので、担当窓口までお問い合わせの上ご来庁ください。

< 問合せ > 子育て支援課子育て給付係 電話 3802-4832

9. 乳幼児・子ども・高校生等医療費助成

0歳～18歳までの子どもが、健康保険を使って医療機関(病院・診療所・薬局・その他)にかかった場合、窓口で支払う医療費の一部(自己負担分)を助成します。ただし、健康保険のきかないもの(健康診断・予防接種・入院時の差額ベッド代・入院の食事代・薬の容器代等)は助成されません。対象者には申請により「マル乳医療証」・「マル子医療証」・「マル青医療証」が発行されます。

(1)対象

0歳～18歳(18歳に達した日以後の最初の3月31日まで)の子ども

(2)対象とならない方

国民健康保険又は社会保険に加入していない方

生活保護を受けている方

(3)申請に必要なもの

加入医療保険がわかるもの(対象の子どものもの)

< 問合せ > 子育て支援課子育て給付係 電話 3802-3893

10. 後期高齢者医療制度

(1)対象

東京都内にお住まいで、

75歳以上の方

65歳以上75歳未満で一定の障害がある方

(本人の申請に基づき、東京都後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方)

後期高齢者医療制度加入後は、国民健康保険・被用者保険の被保険者ではなくなります。

一定の障害とは、

・国民年金証書(障害年金1級・2級)

・身体障害者手帳1～3級

・身体障害者手帳4級の一部……下肢障害4級1号、3号、4号、音声・言語障害

・精神障害者保健福祉手帳1・2級

・愛の手帳1・2度

< 問合せ > 国保年金課後期高齢者医療係 電話 3802-4148

8 日常生活の援助

1. 補装具の交付と修理費の支給

身体障害者手帳をお持ちの方及び難病患者の方に対して、身体機能をおぎない、職業その他日常生活の向上を図るため、補装具の交付と修理に対する費用を支給します。

(1) 対象

身体障害者手帳の交付を受けている方及び難病患者の方。対象となる補装具の種類は別表(135ページ)によります。

なお、補装具の交付は、身体障害者更生相談所(東京都心身障害者福祉センター)の判定が必要なものもあります。

また、介護保険該当者は、介護保険の福祉用具と共通する品目については、介護保険が優先されます。

(2) 費用

原則、所得に応じた自己負担(147ページ)があります。(一定の負担上限額があります)

所得によっては、費用の支給対象とならない場合もあります。

令和7年4月1日より、18歳未満の児童の補装具費に対する自己負担は無償化となりました。

< 問合せ > ☒ 身 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

☐ 難 障害者福祉課こころの健康推進係 電話 3802-3542

2. 中等度難聴児補聴器購入費助成

身体障害者手帳の交付の対象とならない中等度難聴児に対して、補聴器及びその付属品の購入費の一部を助成します。

原則片耳への支給です。修理費は対象となりません。

申請前に購入した補聴器は対象となりません。

(1) 対象

次のすべての要件に該当する方

荒川区内に居住している18歳未満の児童

身体障害者手帳(聴覚障がいに限る)の交付の対象となる聴力ではないこと

両耳の聴力レベルが概ね30dB以上であり、補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果

が期待できると医師が判断する者

(1)対象

原則、所得に応じた自己負担がかかります。(一定の負担上限額があります)

令和6年4月1日より、所得制限は撤廃されました。

< 問合せ > ☐身 ☐児 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

3.日常生活用具の給付

在宅の心身障がい者(児)、難病患者又は医療的ケア児等の日常生活を容易なものとするため、別表(136～145ページ)のような給付を行っています。

(1)対象

身体障害者手帳、愛の手帳の交付を受けている方、難病患者又は医療的ケア児等。

また、介護保険該当者は、介護保険の福祉用具と共通する品目については、介護保険が優先されます。

(2)費用

原則、所得に応じた自己負担(147ページ)がかかります。(一定の負担上限額があります)

所得によっては、費用の支給対象とならない場合もあります。

令和7年4月1日より、18歳未満の児童の日常生活用具費に対する自己負担は無償化となりました。

< 問合せ > ☐身 ☐知 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

☐難 障害者福祉課こころの健康推進係 電話 3802-3542

4.住宅設備改善費の給付

在宅の身体障がい者(児)の日常生活の便宜を図るため、下表のような給付を行っています。

(1)対象

学齢児以上で身体障害者手帳の交付を受けている方。等級、障がい部位によって給付の種目が限定されます。

新築工事に併せて実施する場合は対象となりません。ただし、屋内移動設備に限り給付対象となります。

同一の種目に係る給付は、原則、1世帯当たり1回限りとなります。

工事後の申請は受付できません。必ず事前にご相談ください。

(2)費用

種目名	給付対象者	基準額
中規模改修	学齡児以上65歳未満で、下肢又は体幹に係る障がい の程度が2級以上の者及び補装具として車椅子の 交付を受けた内部障がい者	641千円
屋内移動設備	学齡児以上で、上肢、下肢又は体幹機能障がい を有し、歩行ができない状態で、かつ障がいの程度が1級 の者及び補装具として車椅子の交付を受けた内部障 がい者	機器本体 979千円 設置費 353千円
階段昇降機	学齡児以上で、車椅子利用の下肢又は体幹に係る 障がいの程度が1・2級の者及び補装具として車椅子 の交付を受けた呼吸器・心臓機能障がい1級の者	直線型 700千円 曲線型 1,483千円

原則、所得に応じた自己負担(147ページ)があります。(一定の負担上限額があります)

所得によっては、費用の支給対象とならない場合もあります。

令和7年4月1日より、18歳未満の児童の住宅設備改善費に対する自己負担は無償化されました。

< 問合せ > 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

5. ストーマ装具購入費助成事業

ストーマ造設術をし、身体障害者手帳を申請された方に、手帳が交付されるまでの間、購入費の一部を助成します。

(1) 対象

ストーマ造設術者で身体障害者手帳を申請する方

(2) 費用

原則、所得に応じた自己負担があります。

令和7年4月1日より、18歳未満の児童のストーマ装具購入費助成に対する自己負担は無償化されました。

< 問合せ > 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

6. 移動支援

社会生活上必要な外出及び社会参加を目的とした外出時の移動を支援します。

(1) 対象

区内に住所を有し、次のいずれかに該当する方。

屋外での移動に著しい制限のある視覚障害者等(同行援護の対象とならない利用に限る)
身体障害者手帳1級～3級に該当し、両上肢及び両下肢機能の障がいの有する方又はこれに準ずる方
愛の手帳の交付を受けている方
精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方又は自立支援医療(精神通院医療)の対象となっている方
区内の特別支援学級、通所施設又は都内の特別支援学校等に通っている方
介護保険該当者は介護保険のサービスが優先されます。
原則通勤時の移動は対象外です。

(2)内容

家庭状況、生活状況により、必要に応じて時間数を決定します。

(3)費用

無料

< 問合せ > ☐身 ☐知 ☐児 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057
☐精 障害者福祉課こころの健康推進係 電話 3802-3542

7. 緊急一時保護(区の制度)

保護者による介護が困難になった場合に、保護者に代わり、「グループホームひぐらし」で一時的に心身障がい者(児)の介護を行います。利用者の方は、あらかじめ登録申請と、健康診断書の提出が必要となります。

(1)対象

区内に居住する在宅の学齢以上の方で次のいずれかに該当する方。なお、介護保険該当者は介護保険のサービスが優先されます。

身体障害者手帳1～3級の方

愛の手帳1～4度の方

(2)内容

宿泊を要しない利用、及び宿泊を要する利用があります。

保護者の病気・葬儀・法事などでの利用は、1回につき3日以内です。

保護者の休養や旅行(レスパイト)、学校・団体行事等参加などでの利用は、1回につき3日以内で、年度内2回まで可能です。

(3)実施施設

グループホームひぐらし

荒川区東日暮里2-45-12 電話 5615-2745

受付時間 午前8時から午後6時

食事代 (朝300円 昼400円 夜600円)

< 問合せ > 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

8. 障がい者(児)日中一時支援事業

○ 障がい児タイムケア

おもに知的障がい児の日中における活動の場所を確保し、障がい児の家族の就労または日常的に介護している家族の一時的な休息を支援し、障がい児や家族間における交流を図ります。

(1) 対象

特別支援学校等に通っている小中高生など

(2) 実施施設

おぐのあかり 荒川区西尾久 5-15-15 電話 3810-8858

生活クラブスニーカー 荒川区西日暮里 6-25-3 電話 6240-8204

(3) 費用

無料

< 問合せ > 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

○ 施設タイムケア

障がい者(児)に対して宿泊を伴わない短期的な施設利用を提供し、当該施設において、日常生活の援助、日中活動の支援を提供します。

(1) 対象

区内に住所を有する身体障がい者(児)及び知的障がい者(児)であって、当該障がい者(児)の介護を日中できる者がいない方。ただし、次のいずれかに該当する方は、ご利用になれません。

感染性疾患を有する方

入院治療を要する方

その他障がいの程度、状態等により施設において介護をすることが困難な方

(2) 費用

所得に応じた自己負担がかかります。

< 問合せ > 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

9.福祉タクシー利用券

外出困難な障がい者に、福祉タクシー利用券を交付することにより、通院などの健康維持、社会参加による生活圏の拡大等を支援するものです。

(1)対象 自動車燃料費の助成要件と同じです

区内に住所を有し、次のいずれかに該当する方

身体障害者手帳 下肢又は体幹機能障がい 1～3級

身体障害者手帳 視覚障がい 1・2級

身体障害者手帳 上肢機能障がい 1級

身体障害者手帳 内部障がい 1～3級

愛の手帳 1・2度

(2)交付制限

次のいずれかに該当する方は交付の対象となりません。

対象者又は交付対象者が20歳未満の場合は、対象者の保護者の4月1日基準日における前々年所得が心身障害者福祉手当の所得基準額(146ページ)を超えるととき。

交付対象者が施設入所又は入院しているとき。

交付対象者が自動車燃料費の助成を受給しているとき。

(3)内容

4月を基準に、1年間分としてまとめて4冊の福祉タクシー利用券を交付します。新規の方は、申請の月に応じて、以下の金額相当分の福祉タクシー利用券を交付します。

・4月までに申請された方、翌年度以降対象となった方

1冊11,700円分の福祉タクシー利用券…4冊

・5月以降に申請された方

1冊 3,900円分の福祉タクシー利用券…申請月から翌年3月分まで

(4)利用できるタクシー

荒川区と契約しているタクシー会社

契約しているタクシー会社については、福祉タクシー利用券の最終ページと福祉タクシー利用券発送時に同封している「タクシー会社一覧表」に印刷してあります。

(5)申請に必要なもの

身体障害者手帳又は愛の手帳

本人(20歳未満の方についてはその保護者)の所得証明書(転入の方のみ)

(6)翌年度以降の利用券について

審査の結果、翌年度以降も交付対象となる方には、各年度3月下旬を目途に翌年度用利用券を送付します。

なお、有効期間内に使用しなかった福祉タクシー利用券は、返却をお願いしています。

< 問合せ > 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

10. 難病患者通院費助成

難病のある方に対し、通院するために利用したタクシー料金の一部を助成します。

(1) 対象

区内在住でタクシー利用時に区が指定する特殊疾病を有しており、難病医療費助成、小児慢性特定疾病医療費助成、東京都単独難病医療費助成又はその他の難病医療費助成を受けている方（申請中の方はご相談ください）

(2) 助成制限

次のいずれかに該当する方は助成の対象となりません。

4月1日基準日における前々年所得（20歳未満の方は保護者の所得）が心身障害者福祉手当の所得基準額（146ページ）を超える方

荒川区福祉タクシー利用券の交付又は荒川区心身障害者自動車燃料費助成を受けている方
施設入所又は入院している方

(3) 助成額

4か月あたり 15,600 円を限度として助成します。

(4) 申請に必要なもの

荒川区難病患者通院費助成金交付申請書兼請求書

タクシーの利用及び通院を証する領収書（写し可）

本人（20歳未満の方についてはその保護者）の所得証明書（申請年1月1日に荒川区外に住民票があった方のみ）

(5) 申請方法

タクシー利用月により、申請（請求）期限があります。詳細は、区ホームページ（掲載QRコード）で確認してください。

ア 窓口申請

上記（4）を持参の上、窓口にて申請してください。

イ 電子申請

区ホームページ（掲載QRコード）から電子申請システムにアクセスし、必要事項を入力の上、申請してください。

区ホームページ



< 問合せ > 障害者福祉課障害サービス係 電話 3802-3417

11. 自動車燃料費の助成

本人又は生計を一にする家族が所有する自動車(営業用自動車及び二輪車を除く)の燃料費を助成します。

(1)対象 福祉タクシー利用券の交付要件と同じです。

区内に住所を有し、次のいずれかに該当する心身障がい者の方

身体障害者手帳 下肢又は体幹機能障がい 1～3級

身体障害者手帳 視覚障がい 1・2級

身体障害者手帳 上肢機能障がい 1級

身体障害者手帳 内部障がい 1～3級

愛の手帳 1・2度

(2)助成制限

次のいずれかに該当する方は助成の対象となりません。

対象者又は助成対象者が20歳未満の場合は、対象者の保護者の4月1日基準日における前々年所得が心身障害者福祉手当の所得基準額(146ページ)を超えるとき。

助成対象者が施設入所又は入院しているとき。

助成対象者が福祉タクシー利用券の交付又は荒川区難病患者通院費助成を受けているとき。

(3)助成額

3か月あたり10,500円を限度として助成します。

(4)申請に必要なもの

身体障害者手帳又は愛の手帳

車検証

電子車検証の場合は、電子車検証の他に自動車検査証記録事項も必要です。

運転免許証のコピー(主に自動車を運転される方のもの)

印鑑

口座を確認できるもの

本人(20歳未満の方についてはその保護者)の所得証明書(転入の方のみ)

< 問合せ > 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

12. リフト付自動車利用助成事業

車いすや寝台使用の障がい者がそのまま乗車できるリフト付自動車の利用助成を行います。

(1)対象

次の要件に該当する方

身体障害者手帳の障がい程度が下肢又は体幹機能障がいの1・2級の方で、次のいずれかに該当する方

・電動車いす又はリクライニング型など特別仕様の車いすを使用している方(原則として、電動車いす等を補装具として支給されている方)

・愛の手帳1・2度をお持ちの方で、常時車いすを使用している方

・ストレッチャーで移動する必要のある方

医療的ケアを日常的に受けている満18歳に満たない方で、かつ次のいずれかに該当する方

・常時車いす等を利用している方

・ストレッチャーで移動する必要のある方

(2)内容

区が指定する運送事業者のリフト付自動車の利用にあたって、対象者に以下の利用券を助成します。

リフト付自動車車いす利用券及びストレッチャー利用券

リフト付自動車専用券(運賃助成用)

ただし、上記に含まれない特殊介助料金、医療機器使用料金、有料道路料金、駐車料金等は、全額利用者負担となります。

< 問合せ > 障害者福祉課障害サービス係 電話 3802-3417

13.福祉電話

外出困難な重度障がい者がいる世帯の電話について、基本料金・付加使用料等を助成します。

(1)対象

次の要件に該当する方

生活保護世帯又は住民税非課税世帯のうち身体障害者手帳2級以上を有する18歳以上の聴覚障がい者又は外出困難な重度の身体障がい者がいる世帯

(2)費用

基本料金・付加使用料等を区が負担します。通話料は利用者の負担となります。

< 問合せ > 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

14.意思疎通支援事業等

○手話通訳者・要約筆記者派遣

事前に荒川区障害者福祉課での利用登録が必要です。

(1)対象

身体障害者手帳を交付された聴覚障がい者および言語機能障がい者

(2)費用

無料

<利用登録・問合せ>

障害者福祉課障害サービス係 FAX 3802-0819 電話 3802-3417
メール service@city.arakawa.lg.jp

<利用登録後の申込み>

東京手話通訳等派遣センター

荒川区の手話通訳者を希望の場合

FAX 6273-0558 メール arakawa@tokyo-shuwacenter.or.jp

派遣センターの手話通訳者を希望の場合

FAX 3354-6868 メール haken@tokyo-shuwacenter.or.jp

要約筆記者を希望の場合

FAX 3354-6868 メール youyaku@tokyo-shuwacenter.or.jp

申し込みは、利用の1週間前までにお願いします。

○失語症者コミュニケーション支援者派遣

失語症のある方に対して失語症者コミュニケーション支援者を派遣します。

事前に登録が必要です。

(1)対象

身体障害者手帳、医師の診断書などで失語症であることが確認できる方

(2)派遣費用

無料(ただし、失語症者コミュニケーション支援者の交通費や施設利用料は利用者負担)

(3)利用できる活動の例

病院、買い物、役所・銀行・郵便局の手続き、会議、趣味や習い事 など

<利用登録・利用申請・問合せ>

アクロスあらかわ 荒川2-57-8 電話 3803-6221 FAX 3803-6222
メール shien.across@arakawa-shakyo.or.jp

○手話のできる相談員の設置

荒川区役所各部署の窓口での手話通訳のほか、日常生活に関わる相談ができます。

(1)実施日

毎週火曜日 13時～16時

16時までに受付が済んでいれば、16時以降の相談も可能です。

(2)実施場所

荒川区障害者福祉課窓口又は相談室

(3)費用

無料

< 問合せ > 障害者福祉課障害サービス係

電話 3802-3417 FAX 3802-0819

○手話のできる専門職員による相談

< 問合せ > (社福)聴力障害者情報文化センター

〒153-0053 目黒区五本木1-8-3

電話 6833-5004 FAX 6833-5005

○読話講習会

< 問合せ > 東京手話通訳等派遣センター

〒160-0022 新宿区新宿二丁目15番27号 第3ヒカリビル5階

電話 3352-3335 FAX 3354-6868

○中途失聴者・難聴者手話講習会

< 問合せ > 東京都福祉局 障害者施策推進部 企画課 意思疎通支援担当

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1

電話 5320-4147 FAX 5388-1413

○荒川区電話代行サービス

スマートフォン等のテレビ電話機能を使い、通訳コールセンターを通して、電話をかける仕組みです。利用にあたり、申請書の提出が必要です。

(1)対象

荒川区在住者

(2)費用

無料(サービスにかかる利用料金は、区が負担します。携帯電話等端末の基本利用料金は利用者負担です。)

< 申請・問合せ > 障害者福祉課庶務係 電話 3802-4053

○ビデオ広報の貸し出し

< 問合せ > 広報・シティプロモーション課報道映像係 電話 3802-3257

○読話講習 中途失聴者(難聴者)手話講習

< 問合せ > 東京都聴覚障害者自立支援センター

〒150-0011 渋谷区東1-23-3

FAX 5464-6059

電話 5464-6058

○字幕入りビデオ・DVDの貸出し

< 問合せ > (社福)聴力障害者情報文化センター

〒153-0053 目黒区五本木1-8-3

FAX 6833-5005

電話 6833-5004

○喉頭摘出者発声訓練

< 問合せ > (公社)銀鈴会

〒105-0004 港区新橋5-7-13 ビューロ新橋901

FAX 3436-3497

電話 3436-1820

○吃音発声訓練

< 問合せ > (一社)東京言友会

〒170-0005 豊島区南大塚1-30-15

FAX 3942-9438

電話 3942-9436

15. 緊急ファクシミリ通報

聴覚・言語機能障がい者が緊急事態に陥ったとき、消防緊急通報カードを用いて東京消防庁(110番・119番)にファックス通報するシステムです。

消防緊急通報カードが必要な方にお渡しします。

携帯電話やPHSから電子メールを利用して東京消防庁にメール通報する緊急メール通報もあります。

詳しくは東京消防庁ホームページをご覧ください。

< 問合せ > 東京消防庁ホームページ <https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp>

16. 視覚障がい者対面音訳者派遣事業

視覚障がい者に対して、対面音訳者を派遣します。

(1)対象

身体障害者手帳を交付された視覚障がい者

(2)回数

月2回まで(1回あたり1時間程度)

(3)内容

生活上必要不可欠な説明書の音訳

郵便物の音訳

新聞、雑誌の音訳

公的機関等への申請書の代筆

契約書関係以外の代筆

、 は営業にかかわりのあるものを対象外とします。

(4)費用

無料

< 問合せ > 障害者福祉課障害サービス係 電話 3802-3417

17.録音による区報等

- 「声のあらかわ区報」「声のわたしの便利帳」

< 問合せ > 広報・シティプロモーション課広報係 電話 3802-4957

- 「声の区議会だより」

< 問合せ > 議会事務局企画調査係 電話 3802-4991

- 家庭生活訓練、中途失明者緊急生活訓練、パソコン講習会等

(1)費用

無料

< 申込み先 > 東京都盲人福祉協会 電話 3208-9001 FAX 3208-9005

18.点字図書館

目の不自由な方の教養と福祉の増進をはかるため、点字図書等の貸出しを行っています。図書館により、事業内容、利用方法が異なりますので直接お問合せください。

点字図書・デージー図書・録音テープなどの製作、貸出し

盲人生活用具の研究開発と普及

点訳奉仕員・朗読奉仕員の養成など

< 問合せ > 日本点字図書館

〒169-8586 新宿区高田馬場 1-23-4

電話 3209-0241

FAX 3204-5641

東京ヘレン・ケラー協会点字図書館

〒169-0072 新宿区大久保 3-14-20

電話 3200-0987

FAX 3200-0982

日本盲人会連合点字図書館

〒169-8664 新宿区西早稲田 2-18-2

電話 3200-6160

19. 盲ろう者のための相談・訓練

(1)内容

盲ろう者や関係者からの相談を受け、情報提供や問題解決の支援を行います。又、コミュニケーション、パソコン、生活についての個別訓練、交流会や学習会の開催等を行います。

(2)費用

無料(ただし、場合によって参加費の自己負担があります。)

< 問合せ > 東京都盲ろう者支援センター

〒162-0832 新宿区岩戸町4番地87 ビルディング岩戸町2階

電話 3864-7003 FAX 3864-7004

メール tokyo-db@tokyo-db.or.jp

20. 盲ろう者通訳・介助者の派遣

(1)内容

買い物や通院等の外出時の通訳および移動介助。

事前登録が必要です。

(2)対象

視覚と聴覚の両方の障がいがある身体障害者手帳に記載されている方。

(3)費用

無料(ただし、通訳・介助中の交通費や派遣先までの交通費が上限額を超える場合は、自己負担があります。)

< 問合せ > 東京都盲ろう者支援センター

〒162-0832 新宿区岩戸町4番地87 ビルディング岩戸町2階

電話 3864-7003 FAX 3864-7004

メール tokyo-db@tokyo-db.or.jp

21.理美容サービス

理容店・美容店を利用することが困難な65歳未満の重度の心身障がい者に、理美容券を交付することにより、障がい者が居宅で理美容師の訪問サービスを受けられます。

(1)対象

65歳未満で下肢・体幹に係る身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度で常に寝たきりの方。

(2)費用

利用するときに、料金の一部を業者に支払っていただきます。

- ・本人の住民税が課税の場合 → 2,000円
- ・本人の住民税が非課税の場合 → 1,000円

< 問合せ > 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

22.巡回入浴サービス

自宅や公衆浴場での入浴が困難な重度の障がい者に、巡回入浴車を派遣し、入浴サービスを提供します。

(1)対象

下肢・体幹に係る身体障害者手帳3級以上または愛の手帳1・2度で入浴することが困難な方。

65歳以上及び介護保険第2号被保険者の方は除きます。

ただし、次のいずれかに該当する方はご利用になれません。

感染性疾患にかかっている方

心臓又は血管系等の病気等により、入浴が不適當な方

入浴について、医師の了解が得られない方

入浴に際し、介助に当たる家族等がいない方

(2)回数

週1回 年52回

(3)費用

無料

< 問合せ > 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

23.紙おむつ購入費等の助成

重度心身障がい者(児)の方に紙おむつ購入費の一部を助成します。

(1)対象

3歳以上65歳未満で、身体障害者手帳1・2級又は愛の手帳1・2度の交付を受け、おむつを常時必要とする方。

(2)助成内容

区内の薬局又は介護用品店で利用できる13,000円(月額)の紙おむつ購入券を給付します。

入院により病院指定の紙おむつを使用しなければならない方には、13,000円(月額)を限度としておむつ代の助成を行います。

(3)費用

助成額の10%の自己負担があります。

< 問合せ > 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

24.配食見守りサービス

65歳未満で、重度の障がいにより調理ができないひとり暮らし等の障がい者に食事を配達します。また、配達員が訪問することにより孤立化を防止し、重度障がい者の方の地域社会での自立生活を支援します。

(1)対象

下記の要件にすべて該当する方

65歳未満で、次の各号のいずれかの世帯

・ひとり暮らしの障がい者

・障がい者と65歳以上の高齢者のみ

・障がい者のみ

身体障害者手帳 上肢・体幹・視覚障がい1・2級の方

栄養補給が十分でない方

(2)回数

昼食を週7回まで(調査により回数を決定します)

ただし、障害福祉サービス等の利用日を除きます。

(3)費用

無料(昼食代は利用者の負担となります)

25. 寝具洗濯乾燥消毒

寝具を洗濯乾燥することが困難な重度心身障がい者に対して、寝具の洗濯乾燥消毒サービスを行います。

(1)対象

65歳未満の身体障害者手帳1・2級又は愛の手帳1・2度の方で次の各号のいずれかに該当する方

寝たきり状態のため、寝具の洗濯乾燥を必要とする場合

ひとり暮らしであって、障がいのため寝具の洗濯乾燥が困難な場合

家族の介護が十分に得られず寝具の洗濯乾燥が困難な場合

(2)回数

原則として月1回（毛布や布団などを、毎月1回乾燥消毒します。また、年1回水洗いサービスも行います）

(3)費用

寝具の洗濯乾燥にかかる費用の10%を自己負担していただきます。（生活保護受給者は自己負担なし）

26. 緊急通報システム

ひとり暮らし等の重度身体障がい者が緊急事態に陥ったとき、緊急通報システム機器を用いて民間受信センターに通報し、関係機関および専門の現場派遣員による救護等を行う制度です。

(1)対象

荒川区内に住所を有する18歳以上のひとり暮らし等であって、身体障害者手帳1・2級の方。

(2)費用

システム機器のレンタル料の3%分(月額)の自己負担があります。（生活保護受給世帯および住民税非課税世帯は自己負担なし）

27. 重度脳性まひ者への介護人派遣

(1) 対象

20歳以上の身体障害者手帳1級の脳性まひ者で、屋外活動することが困難な方を対象に、その方が推薦する介護人に介護手当を支給します。

(障害者総合支援法による障害福祉サービスとの重複利用はできません)

(2) 内容

外出の付添い、その他必要な要務を行います。派遣は1ヶ月12回以内で介護券を発行します。

(3) 手当

介護人に対する手当の額 1回 6,560円

< 問合せ > 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

28. グループホーム家賃助成

グループホームの入居者の所得状況に応じて、入居者が支払った家賃の一部を助成します。

(1) 対象

グループホームに入居している18歳以上の知的障がい者、身体障がい者、難病患者

(2) 支給制限

次に該当する方は助成の対象となりません。

通過型のグループホームに入居しているとき。

入居者の所得額(月額)が97,000円以上の者。

所得額は、入居者の収入月額から必要経費を控除した額です。

ただし、4月家賃分から6月家賃分までは前々年の収入、7月家賃分から3月家賃分までは前年の収入が対象です。詳細はお問い合わせください。

(3) 助成額

入居者の所得額	助成額
月額73,000円未満	24,000円
月額73,000円以上 97,000円未満	12,000円

ただし、家賃額が助成額を下回る場合は家賃額までが助成されます。

また、特定障害者特別給付費対象者は、助成額から特定障害者特別給付費を控除した額が助成されます。

(4)支給方法

入居のあった月の翌々月に、本人名義の預金口座に振り込みます。

(5)申請に必要なもの

家賃領収書の写し

入居先グループホームの利用契約書(重要事項説明書含む)の写し

助成額算出のための以下の書類の写し

・収入のわかるもの(年金振込通知書、給料明細書、源泉徴収票、各種手当の決定通知書、収入のわかる本人名義の預金通帳など)

・必要経費のわかるもの(社会保険料支払領収書、源泉徴収票、必要経費のわかる本人名義の預金通帳など)

一度の申請で6月の家賃分まで助成額を決定します。引き続き助成を受けたい方は毎年更新が必要です。

< 申請・問合せ > 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

29.重症心身障害児者等在宅レスパイト事業

在宅で、日常的に医療的ケアが必要な重症心身障がい児者等の居宅又は在籍する特別支援学校へ看護師等を派遣して、家族の代わりに看護を行うことで、重症心身障がい児者等とその家族の地域生活を支援します。

(1)対象

次の要件をすべて満たしている方

介護保険における要介護認定を受けている方は除きます。

18歳に達する日の前日までに、次のいずれかに該当した方

・愛の手帳の1度もしくは2度及び身体障害者手帳の1級もしくは2級(下肢機能障がい又は体幹機能障がいに限る)を取得した方

・下表に掲げるいずれかの医療的ケアを日常的に受けている方

医療保険等による訪問看護を利用している方、又は利用を予定している方

在宅で生活している方

1	人工呼吸器管理	7	中心静脈栄養(IVH)
2	気管内挿管・気管切開	8	経管(経鼻・胃ろう含む)
3	鼻咽頭エアウェイ	9	腸ろう・腸管栄養
4	酸素吸入	10	継続する透析(腹膜かん流を含む)

5	1日当たり6回以上の頻回の吸引	11	定期導尿(1日当たり3回以上)
6	ネブライザー (1日当たり6回以上又は継続使用)	12	人工肛門

毎日行う機械的起動加圧を要するカフマシン・NIPPV・CPAP 等は、人工呼吸管理に含む。

定期導尿については、人工ぼうこうを含む

(2)内容

居宅及び特別支援学校へ看護師等を派遣します。

利用時間:1回 2時間から4時間までの30分単位

利用時間上限:1年度につき288時間

(3)費用

無料

< 問合せ > 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

30. 医療的ケア児等家庭家事サポート事業

在宅の医療的ケア児等と暮らすきょうだい児を養育する家庭に対してホームヘルパーを派遣し、介護を行う家族等の家事負担軽減を図ることで、当該児童の学習、休養、余暇、保護者とのふれあい等の機会の確保を支援します。 利用には登録が必要です。

(1)対象

日常生活を営むために医療を要する状態にある児者や、重症心身障がい児者等と暮らす児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)を養育する家庭

(2)内容

簡易な食事の準備、衣類の洗濯・補修、居室の掃除・整理整頓等を行うホームヘルパーをご自宅に派遣します。

利用回数：医療的ケア児等1人につき1月あたり26時間まで

利用時間：午前7時～午後8時、1回につき3時間まで

但し、利用日時は事業所の対応可能な日時となります。

(3)費用

無料

< 問合せ > 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

31. 医療的ケア児等地域コーディネーター

ケースに応じた支援へとつなげていくための専門の窓口として、医療的ケア児等地域コーディネーターを荒川区基幹相談支援センターに設置し、医療的ケア児等とその家族、関係者からの相談に応じています。

(1) 対象

医療的ケア児等とその家族

(2) 内容

電話や訪問、オンラインで相談に応じます。医療的ケア児等を各々の発達段階や状態に応じて、病院や訪問看護ステーション、幼稚園、保育園や学校、福祉サービス事業所など関係機関と連携し、チームでサポートします。

【相談先】 荒川区基幹相談支援センター 電話 3801-8060

【事業について】 障害者福祉課庶務係 電話 3802-4053

32. 障がい者における避難行動要支援者登録事業

災害対策基本法に基づき、災害時に自力で避難することが困難で支援を必要とする方を対象に「避難行動要支援者名簿」を作成し、地震などの大規模災害や火災等の緊急時における安否確認・避難支援等に役立てます。

これまで区が作成してきた「緊急時等要援護者名簿」については、「避難行動要支援者名簿」への移行を進めていきます。

(1) 対象

以下のいずれかに該当する方を避難行動要支援者として定め、「避難行動要支援者名簿」へ自動登録します。

身体障害者手帳 1 級～2 級をお持ちの方

愛の手帳をお持ちの方

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

ただし、施設や病院などに長期入所、長期入院されている方は、対象ではありません。

～ 以外の方で、自力での避難が困難であると区長が認める場合、別途、申請での登録が可能です。

(2) 内容

要支援者名簿の作成

・平常時(名簿情報を平常時から外部提供することへ同意した場合)

区から各支援機関に名簿を配布するとともに、防災訓練や防災の啓発に活用する。

・災害時

区から各支援機関に名簿を配布するとともに、災害時の避難行動の支援や安否確認等を行う。

支援機関(名簿の外部提供先)

区内の警察署、消防署、民生委員、その他の避難支援等の実施に携わる関係者

< 問合せ > ☐身 ☐知 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

☐精 障害者福祉課こころの健康推進係 電話 3802-3542

33.車いすの貸し出し

一時的に車いすが必要になった方に車いすをお貸しします。詳細については下記にお問合せください。

< 問合せ > 荒川区社会福祉協議会 電話 3802-2794

FAX 3802-3831

荒川たんぽぽセンター(荒川区立心身障害者福祉センター)

電話 3891-6824 FAX 3807-8483

34.補助犬の給付

(1)対象

都内に居住する満18歳以上の在宅の身体障がい者で、次の要件を満たす方。

・盲導犬...視覚障がい1級の方

・介助犬...肢体不自由1・2級の方

・聴導犬...聴覚障がい2級の方

都内におおむね1年以上居住している方

所定の訓練を受け、補助犬の飼育ができる方

自宅以外の場合は、補助犬の飼育について家屋の所有者、管理人の承諾が得られる方

世帯の所得税額が平均月額77,000円未満である方

社会活動への参加に効果があると認められる方

(2)費用

無料(ただし、飼育費は本人負担です)

< 問合せ > 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

35. 区立図書館

荒川区立図書館では、小説をはじめ専門書、実用書、雑誌、絵本、CD、DVD、ビデオテープなどの貸出しを行っています。

〈障がい者サービス〉

図書館にお越しいただくのが困難な区内在住の方に、点字図書・録音図書や本・CDなどを宅配いたします。また、目の不自由な方に、宅配のほか図書などの郵送、館内で資料を直接お読みする対面音訳を行っています(対面音訳は、汐入および冠新道図書サービスステーションを除く)。

また、デージー図書・マルチメディアデージー図書、プレクストーク(デージー再生機)、LLブック、大活字本等の貸出しも行っています。

〈視覚障がい者専用電子図書館「アクセシブルライブラリー」〉

荒川区にお住まいで、身体障害者手帳(視覚障がい)をお持ちの方が利用できます。小説や実用書などの電子書籍をスマートフォンのアクセシビリティ機能を使用して、音声自動読み上げで提供します。

< 問合せ > ゆいの森あらかわ 電話 3891-4349 ほか各地域図書館
FAX 3891-4350

36. 心身障害者休養ホーム

心身障がい者(児)の方が家族の方などとくつろげる指定保養施設を利用する際に、利用者の宿泊料の一部を助成します。

(1)対象

都内在住で、身体障害者手帳又は愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を受けている方と付き添いの方(ただし、障がい者(児)1人につき1人)

(2)助成回数

1人年間2泊まで(4月1日から翌年3月31日まで)

(3)助成額

1泊につき、本人は 大人6,490円 小学生以下5,770円

付添者は 大人3,250円

(4)利用方法

利用申込書は障害者福祉課に用意してあります。

あらかじめ電話等で日本チャリティ協会へ申し込んでください。利用予約が決まると、同会から利用券が送付されます。

保養施設利用のとき、利用券と身体障害者手帳又は愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を持参し、施設の窓口で利用券を提出し、手帳を見せて、自己負担額(利用料から助成額を差し引いた額)を支払います。

(5)利用予約

日本チャリティ協会

〒160-0022 新宿区新宿 1-18-12 柳田ビル3階

電話 3353-5942

FAX 3359-7964

37.ホテルグリーンパール那須

(1)内容

区民の保養施設として多くの方にご利用いただいているグリーンパール那須には、使用料の減額制度があります。保養施設利用時に、手帳又は医療券・受給者証を提示してください。また、身体障がい者の方が優先的にご利用いただけるお部屋(洋間1室、定員2名)もあります。

(2)対象

身体障害者手帳をお持ちの方

愛の手帳をお持ちの方

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

被爆者健康手帳をお持ちの方

難病に関わる医療券・受給者証をお持ちの方

(3)利用料

上記 ~ の方は1泊2,000円、 ~ の子どもは1泊1,000円、それぞれ割引になります。
下記コールセンターへ電話予約してください。

なお、令和9年度の宿泊分から割引等が変更になります。

詳しくは、荒川区ホームページをご確認ください。

URL : <https://www.city.arakawa.tokyo.jp/a011/shougaisha/shien/nasu.html>

(4)利用予約

フォレストリゾート予約コールセンター 電話 0570-038-489

38.清里高原ロッジ・少年自然の家

(1)内容

豊かな自然の中で青少年や区民の方が過ごせる施設で、下記の障がい者の方等が利用する場合、使用料が半額になります。

年度内2泊まで(食事代は減額されません)。

(2)対象

身体障害者手帳をお持ちの方

愛の手帳をお持ちの方

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

被爆者健康手帳をお持ちの方

難病に関わる医療券・受給者証をお持ちの方

(3)開設時期

4月下旬から11月上旬まで(詳細はお問い合わせください)

< 問合せ > 清里高原ロッジ・少年自然の家 電話 0551-48-2295

39.荒川ばん座位体操

(1)内容

健康増進を目指して 安心して日々の生活を送る上で、健康を維持することは最も大切なことです。

荒川区では、区民の誰もが健康で自分らしく暮らし続けていただけるよう、東京都立大学のご協力のもとに、障がい者向けの健康体操「荒川ばん座位体操」を開発しました。

(荒川ばんざい体操とは)

この体操は、ひとりでも多くの方(ばんにん)が、いすに腰掛けた姿勢(座位)で行える10分間の体操です。自発的に手足を動かすことができない方も、介助者と一緒に楽しく行える内容です。

・体操のおもな目的

からだの動きにあわせ深呼吸や大きく声を出すことで、呼吸機能の向上を図る

下肢の運動や腹式呼吸により、血行を高め、足先のむくみを軽減する

肩や腰の運動やストレッチにより、肩こり、腰痛を予防する

手足を動かすことで、関節の動きを維持する

一緒に運動することで、「気持ちいい」「楽しい」という心理的な効果を得る

(2)対象

健康体操に興味のある方。

(3)実施場所

以下の区内施設で体操を定期的に行っています(令和6年4月現在)。

実施場所、実施日など、変更する場合がありますので、参加を希望される方はお問い合わせください。

荒川たんぽぽセンター

所在地 荒川区荒川1-53-20

電話 3891-6824 FAX 3807-8483

アクロスあらかわ

所在地 荒川区荒川2-57-8

電話 3803-6221 FAX 3803-6222

義肢装具サポートセンター

所在地 荒川区南千住4-3-3

電話 5615-3313

西尾久ふれあい館

所在地 荒川区西尾久8-33-31

電話 3810-6219 FAX 3810-6251

町屋ふれあい館

所在地 荒川区町屋1-35-8

電話 3800-2011 FAX 3800-2013

その他 詳しくは担当までお問い合わせください。

(4)費用

無料

(5)その他

体操ビデオ等の配布・動画の視聴

体操ビデオ(ビデオディスク)、音声による解説CDをご用意しておりますので、ご利用を希望される方はお問い合わせください。

以下のQRコードからもばん座位体操の動画を視聴できます。

荒川ばん座位体操

https://www.youtube.com/watch?v=guMEV5-M_cI



特集「荒川ばん座位体操」

<https://www.youtube.com/watch?v=OSS-JcbtK6U>



【手話付き放送】特集「荒川ばん座位体操フェスタ

～体操誕生から15周年～」

<https://www.youtube.com/watch?v=d-606BtllfQ>



(6)製作・著作

荒川区・東京都立大学

< 問合せ > 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

FAX 3802-0819

40.文化・スポーツ施設

○ゆいの森あらかわ駐車場

(1)内容

障がいのある方等への駐車料金の免除制度があります。1階総合受付に手帳等を提示してください。

(2)対象

身体障害者手帳をお持ちの方

愛の手帳をお持ちの方

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

被爆者健康手帳をお持ちの方

難病に関わる医療券・受給者証をお持ちの方

< 問合せ > ゆいの森あらかわ 電話 3891-4349 FAX 3891-4350

○荒川ふるさと文化館

施設の大規模改修のため、令和8年6月1日から休館しています。(詳細はお問い合わせください)

(1)内容

障がいのある方等への観覧料の免除制度があります。受付に手帳等を提示してください。

(2)対象

身体障害者手帳をお持ちの方

愛の手帳をお持ちの方

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

被爆者健康手帳をお持ちの方

難病に関わる医療券・受給者証をお持ちの方

介助者についても1名まで無料です

< 問合せ > 荒川ふるさと文化館 電話 3807-9234 FAX 3803-7744

○荒川総合スポーツセンター

(1)内容

楽しく気軽に、健康な汗を流せるスポーツ・レクリエーション施設です。個人利用料金・駐車料金の免除制度、団体利用料金の減額制度があります。初回利用時に、総合受付に手帳等証明できるものを提示してください。

(2)対象

身体障害者手帳をお持ちの方

愛の手帳をお持ちの方

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

被爆者健康手帳をお持ちの方

難病に関わる医療券・受給者証をお持ちの方

介助者についても、介助目的であれば無料となりますので、ご相談ください。(介助者は原則1名となりますが、2名以上必要な方は受付にご相談ください)

< 問合せ > 荒川総合スポーツセンター 荒川区南千住6-45-5
電話 3802-3901 FAX 5604-9023

○あらかわ遊園スポーツハウス

令和7年度からリニューアル工事のため休館 (以下はリニューアル後の情報(予定)になります)
--

(1)内容

スポーツを気軽に楽しみ心地よい汗を流せる施設です。温水プール・トレーニングルーム・アリーナ・スタジオでの個人使用料の免除制度があります。初回利用時に、総合受付に手帳等証明できるものを提示してください。

(2)対象

身体障害者手帳をお持ちの方

愛の手帳をお持ちの方

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

被爆者健康手帳をお持ちの方

難病に関わる医療券・受給者証をお持ちの方

介助者についても、介助目的であれば無料となりますので、ご相談ください。(介助者は原則1名となりますが、2名以上必要な方は受付にご相談ください)

< 問合せ > あらかわ遊園スポーツハウス仮設事務所 荒川区西尾久8-1-4
電話 3800-7333 FAX 3800-7331

○ あらかわ遊園

(1)内容

のりもの広場、どうぶつ広場、つり堀など子どもから大人まで楽しく遊べる施設です。入園料の免除制度があります。入園ゲートで手帳等証明できるものを提示してください。また、荒川区民を対象に、アトラクションが乗り放題のフレンドパスポート(年間パスポート)を販売しています。詳しくは、問合せ先までご連絡ください。

(2)対象

身体障害者手帳をお持ちの方

愛の手帳をお持ちの方

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

被爆者健康手帳をお持ちの方

難病に関わる医療券・受給者証をお持ちの方

介助者についても、介助目的であれば1名まで入園料無料となります。

< 問合せ > あらかわ遊園 荒川区西尾久6-35-11 電話 3893-6003

FAX 3893-6089

○ あらかわ遊園地下駐車場

(1)内容

地下自走式駐車場で114台収容できます。対象者本人及び同乗者が運転して地下駐車場を利用する場合、手帳を提示すると駐車料金が免除されます。窓口で手帳等証明できるものを提示してください。

(2)対象

身体障害者手帳をお持ちの方

愛の手帳をお持ちの方

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

被爆者健康手帳をお持ちの方

難病に関わる医療券・受給者証をお持ちの方

< 問合せ > あらかわ遊園 荒川区西尾久6-35-11 電話 3893-6003

4.1. 選挙

○郵便等投票制度

(1)内容

投票所へ行くことが困難な方が、自宅などから郵便等で投票できる制度です。郵便等投票を行うには、選挙管理委員会が発行する「郵便等投票証明書」が必要です。

(2)対象

郵便等投票の対象になる方は、公職選挙法の定めにより、いずれかの障がい・等級に該当する方です。ただし、郵便等投票ができる障がい・等級に該当し、さらに上肢・視覚の障がい1級の方は、選挙権を有する他の方に代理記載させることができます。

手帳等の種類	障がいの種類・要介護状態区分	障がいの程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級若しくは2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級若しくは3級
	免疫、肝臓	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症から第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症から第3項症
介護保険の被保険者証	要介護5	—

(3)郵便等投票証明書

この制度の利用を希望される方は、郵便等投票証明書交付申請書に必要事項を記入の上、身体障害者手帳等を添えて申請してください。

< 問合せ > 選挙管理委員会事務局 電話 3802-4604

○代理・点字投票制度

各投票所では、身体の不自由な方、字の書けない方に係員が投票のお手伝いをします。また、目の不自由な方には、点字投票の制度もありますので、投票所の係員にお申し出ください。

< 問合せ > 選挙管理委員会事務局 電話 3802-4604

○投票支援カード

投票所で、代理投票や投票所内での誘導等の支援が必要な場合には、事前に投票支援カードに受けたい支援を記入した上で、投票所整理券とともに投票所にいる係員に渡すことで、必要な支援等を円滑に受けることができます。

投票支援カードは、選挙時にお送りする投票所整理券に同封しているほか、投票所に備え置いています。また、区のホームページからダウンロードすることもできます。

< 問合せ > 選挙管理委員会事務局 電話 3802-4604

○投票用紙記入補助具

投票用紙に自筆する際に、記入する枠がよく見えないなど不安がある方が、記入する枠がわかりやすくなるようにご使用いただくものです。記入する枠の部分が切り抜かれていますので、表面を手で触ることで、記入する位置がわかるようになっています。

投票用紙記入補助具は、当日・期日前投票所に備え置いていますので、利用を希望する方は投票所の係員にお申し出ください。

< 問合せ > 選挙管理委員会事務局 電話 3802-4604

42.粗大ごみ・家庭ごみ

○粗大ごみ処理手数料の免除

(1)対象

生活保護受給者

児童扶養手当、特別児童扶養手当受給者

老齢福祉年金受給者ほか

障害者手帳を持っているだけでは該当しません。

< 問合せ > 粗大ごみ受付センター 電話 03-6420-3353

清掃リサイクル推進課作業係 電話 03-3892-4671

○粗大ごみの運び出し（要問合せ）

粗大ごみを屋外にご自身で運び出すことが困難で、区内に65歳未満の親族が住んでいない等、協力が得られない場合、以下のいずれかに該当する世帯を対象に運び出しを行います。

(1)対象

65歳以上の者のみで構成されている世帯

身体に障がいの有する者のみで構成されている世帯

< 問合せ > 清掃リサイクル推進課作業係 電話 03-3892-4671

○家庭ごみの戸別収集（要問合せ）

家庭ごみをご自身で集積所へ持ち出すことが困難で、以下のいずれかに該当し、かつ、他の者の協力が得られない世帯を対象に、現地調査等の結果を踏まえ、ごみの戸別収集を実施します。

(1)対象

高齢者(65歳以上の者のうち要介護2以上の認定を受け、又はこれと同等の状態にあると認められる者)のみで構成されている世帯

障がい者(身体・精神2級以上・愛の手帳を所持している者)のみで構成されている世帯

< 問合せ > 清掃リサイクル推進課作業係 電話 03-3892-4671

9 住 宅

1. 都営住宅の申込みの優遇(世帯向けのみ)

(1) 一般世帯向住宅(新規募集の場合)

申込者本人又は同居親族のうち一人が身体障害者手帳(1級～4級)、戦傷病者手帳(特別項症～第1款症)、愛の手帳(1～3度)、精神障害者保健福祉手帳(1～2級)の交付を受けている場合、当選率が一般より7倍程度に優遇されます。

申込者本人が手帳の交付を受けている軽度の身体・知的・精神障がい者、又は原爆被爆者健康手帳の交付を受けているか、本人又は同居親族のうち一人が難病患者、公害病認定患者等の場合、当選率が一般より5倍程度に優遇されます。

(2) ポイント方式による登録

申込者が引き続き3年以上都内に住んでいる成年者で同居親族があり、本人又は同居者が、身体障害者手帳(1級～4級)、戦傷病者手帳(特別款症～第1款症)、愛の手帳(1～3度)、精神障害者保健福祉手帳(1～2級)の交付を受けている場合、抽選とはせずに、住宅に困っている度合いの高い人を入居予定者として募集戸数分登録する方式です。

(3) 車いす使用者世帯向住宅

申込者が都内に住んでいる成年者で同居親族があり、本人又は満6歳以上の同居親族に車いすを使用する方(身体障害者手帳2級以上又は戦傷病者手帳(特別項症～第1款症)の所持者)がいて、現に住宅に困っている場合、ポイント方式により応募できます。

(4) 単身者向住宅

申込者が単身で都内に3年以上住んでおり、次のいずれかに該当する者

身体障害者手帳1～4級

愛の手帳1～4度

精神障害者保健福祉手帳1～3級

(5) 単身者用車いす使用者向住宅

申込者が都内に3年以上住んでおり、単身の車いす使用者で、次のいずれかに該当する者

身体障害者手帳1～2級

戦傷病者手帳第1項症以上

全て収入基準があります。

募集内容・申込資格については、必ず募集案内をご確認ください。

< 問合せ > 東京都住宅供給公社募集センター 都営募集課・都営募集係
電話 3498-8894

2. 都営住宅の家賃減額

下記に該当する心身障がい者のいる世帯で、世帯の収入が基準以下の場合、家賃は半額に減額されます。

身体障害者手帳1・2級

愛の手帳1～3度

難病患者の方で、常時介護を必要とする方

精神障害者保健福祉手帳1・2級

< 問合せ > JKK東京(東京都住宅供給公社) お客様センター
電話 0570-03-0071

3. 住宅増・修築資金融資のあっせん

(1) 制度概要

区民の方がご自宅のリフォームをする際に、区が金融機関に融資あっせんを行い、低利で融資が受けられるよう利子の一部を補給する制度です。工事着手前に担当課への相談が必要です。

(2) 申し込み資格

対象となる住宅に現に引き続き1年以上居住している方

(他にも必要条件がございます。詳細については担当課までお問い合わせください。)

(3) 制度の主な内容

融資あっせん額 20万円から500万円まで(1万円を単位として工事費の範囲内)

金融機関との契約利率 年0.95%(固定金利型)

利子補給率 高齢者及び心身障がい者同居世帯 年利率0.57%

(本人負担利率0.38%)

< 問合せ > 住まい街づくり課住宅係 電話 3802-4454

10 就 労

1. 就職の相談

○ハローワーク足立(足立公共職業安定所)

障がい者について専門の窓口を設けています。

求人・求職の受付

職業相談・職業指導・職業紹介・職場適応指導

職業訓練受講の相談・受付

雇用保険受給の手続き

障がい者就職相談会の開催

などを行っています。

手話通訳による相談日もあります。

< 問合せ > ハローワーク足立(足立公共職業安定所)

〒120-8530 足立区千住1-4-1 東京芸術センター6～8階

電話 3870-8609 FAX 3888-2647

○東京障害者職業センター

障がい者に対して

職業相談(仕事につくための条件や心がまえ)

職業評価(職業能力、適正を把握する)

職業リハビリテーション計画(職業相談、職業評価を踏まえながら今後の取組方針を決定)

事業主に対して

事業主援助支援

職場適応援助者による支援

などを行っています。

< 問合せ > 東京障害者職業センター

〒110-0015 台東区東上野4-27-3 上野トーセイビル3階

電話 6673-3938 FAX 6673-3948

2. 職業訓練

○ 東京障害者職業能力開発校

障がいもしくは病状が安定している方、自力で通える方が対象です。

所在地 〒187-0035 小平市小川西町2-34-1 電話 042-341-1411

(1) 内容

障がい内容に応じた技能と基礎知識を身につけると、就職の支援を行います。

(2) 訓練科目

就業支援科、職域開発科、調理・清掃サービス科、オフィスワーク科、ビジネスアプリ開発科、ビジネス総合事務科、グラフィックDTP科、ものづくり技術科、建築CAD科、製パン科、実務作業科、OA実務科

(3) 訓練期間

3か月・6か月・1年

訓練期間は、訓練科目によって異なります。

(4) 費用

授業料は無料。ただし、作業服等や入寮者の食費、寝具、日用品、寮自治会費等は自己負担。

なお公共職業安定所の受講指示を受けて入校した場合は、雇用保険が引き続いて支給されます。雇用保険の受給資格のない方で、公共職業安定所の受講指示を受けた場合、訓練手当が支給される場合があります。

< 問合せ > ハローワーク足立 電話 3870-8609

FAX 3888-2647

○ (財)東京しごと財団障害者就業支援事業

障がい者の方の就業促進を図るため、地域の就労支援機関等と連携し、セミナーや相談会、定着支援等様々な事業を行っています。

また、民間企業等を活用し、就職に必要な知識・技能や実践的な作業能力を習得するための職業訓練を行っています。

< 問合せ > (財)東京しごと財団 電話 5211-2310

FAX 5211-2329

障害者委託訓練事業

都内ハローワークと連携し、企業や民間教育機関等を活用した職業訓練を行います。(受講料無料。交通費等の自己負担あり。)

訓練コースの種類等

知識・技能習得訓練コース 障害者向け日本版デュアルシステム
実践能力習得訓練コース e-ラーニングコース
在職者訓練コース

訓練期間

コースにより、3か月又は6か月以内

訓練対象者

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者等(他要件あり)。ただし、e-ラーニングコースは通所が困難な障がい者が対象

< 問合せ > (財)東京しごと財団 委託訓練推進班 電話 5211-2683

FAX 5211-2680

又はハローワーク足立 電話 3870-8609

FAX 3888-2647

3. 障がい者の雇用促進

○ 職業講習

障がい者の就職に必要な知識及び技能を習得できるよう職業訓練を行っています。

(1) 対象

公共職業安定所に求職登録をしている障がい者で講習内容を習得できる能力のある方。

(2) 費用

無料

○ 職場適応訓練

障がい者の能力に適した作業の訓練を行って、職場環境に適応させ、訓練終了後は事業所に引き続き雇用してもらうことを期待して実施するものです。

事業主に対しては委託費が支給されます。(要件あり)

訓練生には雇用保険の失業給付が支給されます。

なお、短期の職場適応訓練もあります。

(1) 訓練期間

6か月(重度障がい者は1年)以内、短期の場合は2週間(重度障がい者は4週間)以内

< 問合せ > ハローワーク足立 電話 3870-8609

FAX 3888-2647

4. たばこ小売販売業の許可

身体障がい者が、たばこ小売人の許可申請をする場合は、許可基準が緩和されます。

< 問合せ > 日本たばこ産業株式会社 東京支社許可営業総務部担当

〒150-6008 渋谷区恵比寿4-20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー8F

電話 6703-7704 FAX 3440-0830

5. 福祉工場

事業主と雇用契約を結び、従業員となるので各種社会保険が適用されます。(工場所在地は葛飾、板橋、大田区)

(1) 対象

身体障がい者・知的障がい者及び精神障がい者等(要件あり)

< 問合せ > ハローワーク足立 電話 3870-8609

FAX 3888-2647

6. 生活福祉資金の貸付

生活福祉資金貸付制度は、所得の少ない世帯、障がい者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的とする社会福祉制度です。ここでは、障がい者対象の資金の貸付について説明します。

(1) 貸付対象

身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方の属する世帯。あるいは障害者総合支援法による障害者福祉サービスの受給者証を所有していること。

(2) 資金内容一覧

福祉資金 (障がい者世帯対象分)	住居の移転等に必要な経費	500,000	3年以内
	住宅の増築、改修、補修、保全等にかかる経費	2,500,000	7年以内
	福祉用具等の購入に必要な経費	1,700,000	8年以内
	障害者用自動車の購入に必要な経費	2,500,000	8年以内
	介護サービス、障がい者サービスを受けるのに必要な経費	1,700,000	5年以内
	就職の支度に必要な経費	500,000	3年以内

(障がい者 福祉資金)	生業を営むために必要な経費	4,600,000	9年以内
	技能習得に必要な経費	技能習得期間ごとに設定	
	障害者用自動車の修理に必要な費用	500,000	3年以内

原則、連帯保証人が必要ですが、無でも可。

(3)利率

保証人有なら無利子、無なら年1.5%。

< 問合せ > 荒川区社会福祉協議会 生活福祉資金貸付担当

電話 3802-3155 FAX 3891-5290

7.事業主に対する国の援助

(1)障害者雇用納付金制度に基づく助成金

障がい者を雇用するにあたり、施設・設備の整備や適切な雇用管理を行うための特別な措置を実施する事業主に対し、その費用の一部を助成します。(要件あり)

(2)特定求職者雇用開発助成金

特定就職困難者コース

ハローワーク等の紹介により障がい者を雇用保険の一般被保険者として雇い入れ、65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ当該雇用期間が継続して2年以上(重度障がい者等を短期労働者以外として雇入れる場合は3年以上)であることが確実であると認められる事業主に対して、賃金の一部を助成します。(助成期間、助成額は対象の労働者等によって変わります。要件あり)

発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース

ハローワーク等の紹介により発達障がい者又は難治性疾患患者を継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成します。(助成期間、助成額は対象の労働者等によって変わります。要件あり)

(3)トライアル雇用助成

障害者トライアルコース

継続雇用する労働者(1年を超える期間の雇用が見込まれる者)へ移行することを目指して原則3か月間(1週間の所定労働時間は20時間以上)の試行雇用を行うことにより、1か月最大4万円(最長3か月)が支給されます。(要件あり)

障害者短時間トライアルコース

精神障がい者又は発達障がい者を対象として、3か月以上、12か月以内の期間、1週間の所

定労働時間は10時間以上20時間未満の試行雇用から開始し、週20時間以上にすることを目指すことにより、1か月最大4万円(最長12か月)が支給されます。(要件あり)

(4) キャリアアップ助成金

障がい者の雇用促進と職場定着を図ることを目的とし、次の または のいずれかの措置を講じた事業主に対して1年間助成します。(助成額は対象者、措置内容によって変わります。要件あり)

有期雇用労働者を正規雇用労働者または無期雇用労働者に転換すること

無期雇用労働者を正規雇用労働者に転換すること

< 問合せ > ハローワーク足立 電話 3870-8609

FAX 3888-2647

8. 事業主に対する都の援助

(1) 東京都中小企業障害者雇用支援助成金

大企業と比べて障がい者雇用が進んでいない都内の中小企業に対して、国の助成である、特定求職者雇用開発助成金の支給対象となる障がい者を支給対象期間満了後も引き続き雇用する場合、都独自の賃金助成を行い、併せて、相談員の巡回訪問により、障がい者雇用の拡大と職場定着の一層の促進を図ります。(要件あり。詳しい内容は下記へ)

(2) 東京都障害者安定雇用奨励金

東京都は障がいや難病のある方が希望とやりがいを持って、いきいきと活躍できる社会の実現を目指して、安定的な雇用と処遇改善に取り組む企業を応援し、奨励金を支給します。(要件あり。詳しい内容は下記へ)

(3) 東京都難病・がん患者就業支援奨励金

難病やがん患者の方が、疾患があっても安心して活躍できる社会の実現を目指して、治療と仕事の両立に向けて積極的に取り組む事業主を対象に奨励金を支給します。(要件あり。詳しい内容は下記へ)

< 問合せ > 東京都産業労働局 雇用就業部 就業推進課 障害者雇用促進担当

電話 03-5321-1111(代)

9. 事業主に対する区の補助(荒川区障がい者雇用支援事業補助)

次の雇用形態で障がい者を雇用する法人等が、その雇用において必要な職場整備を行った場合に、その費用の1/2を補助します。

(1)対象となる法人等

身体障がい者又は知的障がい者については1週当たり4時間以上20時間未満、精神障がい者については1週当たり4時間以上15時間未満で雇用する荒川区内の法人等。

ただし、他の法令等による補助又は助成の対象となる法人等は除きます。

(2)対象となる経費

店舗又は工場用の賃貸等に要する経費

施設整備、備品購入等に要する経費

講習会への参加等社員教育に要する経費

指導員の配置、講習会への参加等に要する経費

職場整備にかかった費用の1/2

(3)補助金交付額

以下の上限があります。

申請年度における荒川区在住の新規雇用者1名につき150,000円

申請年度の4月1日現在における荒川区在住の既存雇用者1名につき100,000円

< 問合せ > 障害者福祉課障害サービス係 電話 3802-3417

10. じょぶ・あらかわ(荒川区障害者就労支援センター)

障がい者の就労の機会を広め、安心して働き続けられるように、専任の職員(就労・生活支援コーディネーター)が、本人や家族、企業からの相談を受け、就労の支援をします。

(1)対象

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方等で、就労活動や就労継続を希望している方。

一般就職を希望する在宅の方

就労移行支援施設や就労継続支援施設を利用されている方

企業等に在職の方

(2)事業内容

必要に応じて以下のような支援をします。

〔就労面の支援〕

職業相談(障がい者雇用に関する事業主からの相談も含む)

就職準備支援

職場開拓

職場実習支援

職場定着支援

離職時の調整及び離職後の支援

〔生活面の支援〕

日常生活の支援

安心して職業生活を続けられるための支援

豊かな社会生活を築くための支援

将来設計や本人の自己決定支援

(3)利用方法

相談予約が必要です。希望で登録ができます(家族や企業等は登録不要)。

(4)費用

無料。ただし、就職活動に係る交通費等は自己負担です。

< 問合せ > アクロスあらかわ内 電話 3803-4510

FAX 3803-4520

11. 荒川区の就労支援

様々な訓練や講習を通じて、障がい者の一般就労のためのスキルアップを図ることで、障がい者の自立と社会参加を支援します。

(1)支援内容

清掃訓練または施設受付訓練

喫茶店補助業務訓練

パソコン講習

ビジネスマナー講習

パソコン講習(視覚障がい者向け)

(2)訓練場所

荒川区立心身障害者福祉センター(荒川たんぼぼセンター)

< 所在地 > 荒川区荒川1-53-20

ティールーム・フェルメール

< 所在地 > 荒川区東尾久6-16-22

スタートまちや

< 所在地 > 荒川区町屋3-28-2

(3)対象

荒川区内に居住し、就労を希望する15歳以上の障がい者(児)等

(4)費用

無料

< 問合せ > 障害者福祉課障害サービス係 電話 3802-3417

11 教 育

1. 就学相談

児童生徒の障がいの状態や発達の状況に応じて、最もふさわしい教育を受けることができるよう、就学相談を行っています。特別な支援を必要とする児童生徒の教育の場として、特別支援学級や特別支援教室、都立特別支援学校があります。

< 問合せ > 教育センター特別支援教育係 電話 3801-4590

荒川区には下記の特別支援学級・特別支援教室が設置されています。

特別支援学級・通級指導学級

学校・学級名	障がいの種別	電話(職員室)
汐入小学校(しおいり学級)	知的障がい	3802-0089
第六瑞光小学校(すずらん学級)		3891-5239
峡田小学校(ひまわり学級)		3891-2051
尾久西小学校(わかくさ学級)		3893-8890
大門小学校(のぎく学級)		3895-7308
第三日暮里小学校(まつのき学級)		3891-6307
第一中学校(6組)		3891-8354
第三中学校(三組)		3801-5808
第四中学校(D組)		3895-7334
尾久八幡中学校(6組)		3893-7776
第三峡田小学校(通級) (きこえとことばの教室)	難聴言語障がい	3891-0756

特別支援教室

特別支援教室とは、これまで通級指導学級で行ってきた発達障がい児童生徒の指導を、全ての小・中学校に設置した特別支援教室で行うものです。拠点校(小学校:二瑞小、汐入東小、二峡小、四峡小、赤土小、尾久宮前小、二日小、六日小 中学校:五中、九中)の巡回指導教員が、

各小・中学校を巡回して指導を行い、課題に沿った指導を在籍校で行います。

特別支援教室では、巡回指導教員と在籍学級担任や教科を担当する教員が協働し、在籍学級の中で有意義な学校生活を送ることができるよう、課題改善に向けた指導を実施していきます。

都立特別支援学校(通学区域があります)

知的障がい特別支援学校

王子特別支援学校(西尾久・東尾久・町屋2～6・荒川5～6・東日暮里5～6・西日暮里)

北区十条台1-8-41 電話 3909-8777

墨田特別支援学校(上記以外の地域)

墨田区八広5-10-2 電話 3619-4851

肢体不自由特別支援学校

花畑学園(荒川区全域)

足立区南花畑5-24-49 電話 3883-7200

2. 就学奨励費

特別支援学級等に通学・通級している児童・生徒の保護者に対し、入学準備金、学用品費、通学費を支給します。なお、同一生計者の総所得や学年、通学費の有無等により、対象費目や支給額が異なります。

< 問合せ > 学務課学事第二係 電話 3802-4564

3. 荒川区心身障がい者青年教室(さくら教室)

この教室は区立中学校特別支援学級の卒業生を中心に、クラブ活動や行事等を通して、多面的に余暇を楽しむ教室です。受講生一人ひとりの興味関心により、学ぶ楽しみを味わい、社会人として必要な自主性や協調性を養うとともに、社会性や教養を身につけることを支援します。

(1) 対象

区立中学校特別支援学級卒業生及び区内在住・在勤・在学の知的障がい者で、原則として会場まで通え、自立して活動できる方

(2) 開設場所

区立第一中学校(荒川区荒川1-30-1)等

(3) 日時

4月(開講式)から3月(閉講式)の日曜日に開講しています

(4)回数

年間16回程度

(5)内容

クラブ活動、校外学習、合同レクリエーション大会、お楽しみ会など

(6)申込方法

毎年2月から3月にかけて新規募集を行います。

< 問合せ > 生涯学習課生涯学習事業係 電話 3802-4575

4. 社会教育

(1)視覚障がい者対象

- 視覚障害者とともに学ぶ教養講座

受講料は無料。定員40人。事前申込みが必要です。

< 問合せ・申込み > 東京都教育庁地域教育支援部生涯学習課

電話 5320-6859

- 視覚障害者音楽教室

受講料は無料。定員40人。事前申し込みが必要です。

< 問合せ・申込み > 東京都盲人福祉協会 電話 3208-9001

(2)聴覚障がい者対象

- 聴覚障害者社会教養講座(健聴者を含む)

受講料は無料。事前申込みが必要です。詳しくは東京都教育庁ホームページをご覧ください。

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/lifelong/learning/seminor_guide.html

- 聴覚障害者のための手話で学ぶ文章教室

受講料は無料。定員40人。事前申込みが必要です。

- 聴覚障害者コミュニケーション教室(健聴者を含む)

受講料は無料。事前申込みが必要です。詳しくは東京都教育庁ホームページをご覧ください。

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/lifelong/learning/seminor_guide.html

< 問合せ > 東京都障害者福祉会館 電話 3455-6321

FAX 5464-6057

東京都教育庁地域教育支援部生涯学習課

電話 5320-6859

12 税の軽減・預貯金

1. 所得税の障害者控除

障がい者本人や障がい者を扶養している方で、一定の所得がある方は、障害者控除を申告することができます。

詳しい内容につきましては、荒川税務署におたずねください。

(1)対象

精神上の障がいにより事理を弁識する能力を欠く常況にある人

(この人は、特別障がい者となります)

療育手帳(愛の手帳等)の交付を受けている人

(このうち、障がいの程度が重度の人は、特別障がい者になります)

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人

(このうち、障がい等級が1級と記載されている人は、特別障がい者になります)

身体障害者手帳に、身体上の障がいがある人として記載されている人

(このうち、障がいの程度が1級または2級と記載されている人は、特別障がい者になります)

精神又は身体に障がいのある65歳以上の方で、区市町村長等や福祉事務所長等から、
または に準ずるものとして認定された人

(このうち、特別障がい者に準ずるものとして認定を受けている人は特別障がい者となります)

戦傷病者手帳の交付を受けている人

(このうち、障がいの程度が、恩給法に定める特別項症から第3項症までの人は、特別障がい者となります)

原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている人

(この人は特別障がい者となります)

その年の12月31日の現況で引き続き6か月以上にわたって、身体の障がいによって寝たきりの状況で、複雑な介護を必要とする方

(この人は、特別障がい者となります)

< 問合せ > 荒川税務署 〒116-8588 荒川区西日暮里6-7-2

電話 3893-0151

2. 住民税の障害者控除及び非課税

障がい者の方や、障がい者を扶養している方は、障害者控除を申告することができます。また、障がい者本人の前年の合計所得金額が135万円以下の人は、住民税が非課税となります。

詳しい内容につきましては、税務課課税係までおたずねください。

(1) 対象

精神上の障がいにより事理を弁識する能力を欠く常況にある人

(この人は、特別障がい者となります)

療育手帳(愛の手帳等)の交付を受けている人

(このうち、障がいの程度が重度の人は、特別障がい者になります)

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人

(このうち、障がい等級が1級と記載されている人は、特別障がい者になります)

身体障害者手帳に、身体上の障がいがある人として記載されている人

(このうち、障がいの程度が1級または2級と記載されている人は、特別障がい者になります)

精神又は身体に障がいのある65歳以上の方で、区市町村長等や福祉事務所長等から、
または に準ずるものとして認定された人

(このうち、特別障がい者に準ずるものとして認定を受けている人は特別障がい者となります。)

戦傷病者手帳の交付を受けている人

(このうち、障がいの程度が、恩給法に定める特別項症から第3項症までの人は、特別障がい者となります)

原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている人

(この人は特別障がい者となります)

その年の12月31日の現況で引き続き6か月以上にわたって、身体の障がいによって寝たきりの状況で、複雑な介護を必要とする方

(この人は、特別障がい者となります)

< 問合せ > 税務課課税係 電話 3802-3111

内線 2316～2319、2321～2323

3. 自動車に関する税の減免

心身障がい者又はその方と生計を同じくする方が自動車等を所有し、専ら心身障がい者の方の

ために使用する自動車等(入院又は施設入所中の場合は原則減免の対象にはなりません)について減免されます。

車いすの昇降装置や固定装置などを取りつけた自動車等についても、減免されます。

減免を受けることができるのは、自動車税又は軽自動車税のうち1台に限ります。

(1)対象

身体障害者手帳、愛の手帳等をもつ次のいずれかに該当する方。

視覚障がい1～3級と4級の1

(120～122ページ 身体障害者障害程度等級表をご覧ください)

聴覚障がい2・3級

平衡機能障がい3・5級

上肢機能障がい1・2級

下肢機能障がい1～6級

体幹機能障がい1～3級と5級

心臓・じん臓・呼吸器及びぼうこう又は直腸・小腸機能障がい1・3・4級

肝臓機能障がい1～4級

ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい1～3級(軽自動車税は1～4級)

音声機能又は言語機能障がい3級(喉頭摘出に係るものに限る)

愛の手帳(療育手帳)総合判定1～3度(最重度～中度)

精神障害者保健福祉手帳1級で自立支援医療(精神通院)を受けている方

戦傷病者手帳(該当する程度はお問い合わせください)

このほかにも該当する場合がありますので、詳しくは各窓口へお問合せください。

(2)自動車税・軽自動車税の窓口

○自動車税

自動車を所有している方に課税されます。納期限(通常は5月31日)までに申請してください。新たに自動車を取得された場合は、登録(取得)の日から1か月以内に申請してください。

問合せは、下記足立自動車税事務所、荒川都税事務所又は東京都自動車税コールセンターまで。

足立自動車税事務所 〒121-0062 足立区南花畑5-12-1

電話 3883-2543 FAX 3858-8315

荒川都税事務所 〒116-8586 荒川区西日暮里2-25-1

ステーションガーデンタワー6・7階

電話 3802-8111 FAX 3802-5404

東京都自動車税コールセンター 電話 3525-4066

○軽自動車税

軽自動車等を所有している方に課税されます。納期限(通常は5月31日)までに申請してください。

< 問合せ > 税務課税務係 電話 3802-3111 内線 2312

4. 個人事業税の軽減

次のいずれかに該当する場合、事業税が減額又は非課税になります。(納期内申請)

(1)対象

本人又は扶養親族等が障がい者等で、前年中の合計所得金額が370万円以下の方。
視力障がい(0.06以下)で、あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復その他医業に類する事業を営む方。

(2)減免額

の場合、1人につき5,000円(特別障がい者は1人につき10,000円)

の場合、非課税

< 問合せ > 荒川都税事務所 電話 3802-8111

FAX 3802-5404

5. 相続税の軽減

法定相続人である心身障がい者が相続した場合、障がいの程度及び年齢に応じて相続税が減額になります。相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月以内に税務署に申告します。

(1)対象

身体障害者手帳1～6級 愛の手帳1～4度

精神障害者保健福祉手帳1～3級 ほか

< 問合せ > 荒川税務署 電話 3893-0151

6. 贈与税の軽減

特別障がい者等を受託者とする「特定障害者扶養信託契約」に基づいて、金銭・有価証券などの財産を信託銀行等に信託したとき、最高6,000万円まで贈与税が非課税となります。

(1)対象

身体障害者手帳1・2級 愛の手帳1・2度

精神障害者保健福祉手帳1～3級 ほか

< 問合せ > 荒川税務署 電話 3893-0151

7. 少額預金の利子所得等の非課税制度

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示し、非課税取扱の手続きを
と、障がい者本人の郵便貯金、少額預金、少額公債の各元本350万円までの利子等が非課税に
なります。

< 問合せ > 各金融機関、各ゆうちょ銀行

8. ニュー福祉定期貯金

障害基礎年金や、法律に基づき支給される各種手当(特別障害者手当等)の支給を受けている方
に限り利用できる定期郵便貯金です。詳細はお問い合わせください。

預入期間 1年 預入限度額 1人 300万円まで

< 問合せ > ゆうちょコールセンター 電話 0120-108-420

13 公共料金等の軽減

1. 都立公園等の入場料免除

(1) 対象

身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方と介護者。

(2) 施設名

次の都立公園では、窓口到手帳を提示すると無料で入場できます。

多摩動物公園、恩賜上野動物園、井の頭恩賜公園自然文化園、神代植物公園、浜離宮恩賜庭園、六義園、旧芝離宮恩賜庭園、清澄庭園、向島百花園、旧古河庭園、殿ヶ谷戸庭園、小石川後楽園、夢の島熱帯植物館、葛西臨海水族館など

なお、都立公園駐車場で、手帳を提示すると無料で利用できる場合もあります。

2. 郵便料金の減額・免除

(1) 盲人用郵便物

次の郵便物で開封のものは無料になります。

盲人用点字のみを掲げたものを内容とするもの

盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物で所定の様式により点字図書館、点字出版施設など日本郵政の指定を受けたものから差し出し、又はそれらに差し出されるもの

(2) 盲人用点字小包

盲人用郵便物として差出せない大型のもの等を小包にする場合、3kgまでのものは冊子小包料金の半額、3kgを超えるものについては一般の小包料金の半額。

(3) 心身障がい者用冊子小包

図書館から障がい者に郵送で貸出し又は返送される図書の場合、冊子小包料金の半額。

(4) 聴覚障がい者用小包

聴覚障がい者用ビデオを、日本郵便の指定する聴覚障がい者福祉施設と聴覚障がい者との間で発受する場合は、冊子小包料金の半額。

< 問合せ > 各郵便局

3. テレビ受信料の減額・免除

(1) 全額免除となる世帯

身体障害者手帳を持っている人がいる世帯で、世帯員のすべての方が住民税非課税の場合
愛の手帳を持っている人がいる世帯で、世帯員のすべての方が住民税非課税の場合
精神障害者保健福祉手帳を持っている人がいる世帯で、世帯員のすべての方が住民税非課税の場合

(2) 半額免除となる世帯(障がい者の方が世帯主かつ契約者の場合)

身体障害者手帳を持っている視覚障がい者又は聴覚障がい者
身体障害者手帳1・2級を持っている身体障がい者
愛の手帳1・2度を持っている知的障がい者
精神障害者保健福祉手帳1級を持っている精神障がい者
戦傷病者手帳を持っている戦傷病者(特別項症から第1款症までの方)

(3) 申請の窓口

身体障がい者・知的障がい者 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

精神障がい者 障害者福祉課こころの健康推進係 電話 3802-3542

戦傷病者 東京都福祉局生活福祉部計画課 電話 5320-4076

< 問合せ > NHK首都圏局視聴者リレーションセンター東京東オフィス
電話 3343-1045 FAX 044-822-0005

4. 水道・下水道料金の免除

申請により、水道料金は基本料金を、下水道料金は1か月について8立方メートル以下の污水排出量にかかる料金が免除になります。

(1) 対象

児童扶養手当、特別児童扶養手当を受けている世帯と、生活保護による生活扶助等、各扶助の受給世帯に限る。

障害者手帳を持っているだけでは支給要件に該当しません。

< 問合せ > 東京都水道局荒川営業所 〒116-0003 荒川区南千住6-40-1
電話 5850-1595 FAX 3802-2648

5. ふれあい案内(電話番号の無料案内)

視覚・聴覚・上肢などの不自由な方、知的障がい及び精神障がいのある方を対象に、電話番号を無料で案内するものです。ご利用には、事前登録が必要です。

電話 0120-104-565

FAX 0120-000-104

(1)対象

身体障害者手帳をお持ちで、次のいずれかの障がいのある方

視覚障がい 聴覚障がい、

肢体不自由(上肢・体幹・乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい)1～2級

音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい

戦傷病者手帳をお持ちで、次のいずれかの障がいのある方

視覚障がい(特別項症～第6項症) 肢体不自由(上肢)(特別項症～第2項症)

聴覚障がい(第2項症、第4項症)

音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい(第1項症、第2項症、第4項症)

愛の手帳をお持ちの方

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

NTTの「番号案内104(いちれいよん)番」並びに「NTTファクス104」は、令和8年3月31日をもってサービスを終了しました。ふれあい案内は引き続きご利用いただけます。おかけ間違いのないよう、ご注意ください。

< 問合せ・登録申し込み > NTT東日本 電話 0120-104-174

FAX 0120-104-134

6. 青い鳥郵便葉書

障がいのある方で希望される方に無料で「はがき」を配布します。

(1)対象

身体障害者手帳1、2級

愛の手帳1、2度

(2)内容

年1回、4月～5月に、申し込みにより20枚を無料で配布します。

< 問合せ > 各郵便局

7. 携帯電話料金の割引

(1) 対象

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている人。

(2) 内容

携帯電話の基本使用料や各種サービス等の割引を受けることができます。

割引率や申込み方法等の詳細は、各携帯電話会社へお問い合わせください。

< 問合せ > 各携帯電話会社

14 交通料金の割引等

1. JR等旅客運賃の割引

心身障がい者(児)及び、介護人が、JR線・連絡会社線を利用する場合、運賃が割引になります。連絡会社線とは、JR線と乗車券の通し発売の扱いをしている交通機関(私鉄線・一部のバス路線・航路等)です。

令和5年3月から、障がい者用交通系ICカード(Suica、PASMO)の運用が始まりました。詳しくは、Suicaエリア内のみどりの窓口、PASMO 鉄道事業者の窓口等でおたずねください。

なお、連絡会社線以外のカーフェリー・航路等でも、3割～5割引の扱いをすることがあります。令和7年4月から、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方への割引が始まりました。詳しくは、鉄道事業者の窓口等でおたずねください。

(1)対象

身体障害者手帳又は愛の手帳をお持ちの方と、第1種心身障がい者の介護人

(2)割引率

利用区分	割引対象乗車券	割引率	割引取扱区間
第1種心身障がい者が介護人付添いで利用する場合	普通乗車券 定期券(小児を除く) 回数券(バスを除く) 急行券(JR線のみ)	5割 (バスの定期券 3割) 介護人同率	JR線(航路・バスを含む)及び連絡会社線の各駅相互間 私鉄の割引はJRに準じますが、取扱区間等は各鉄道会社で異なります。
12歳未満の第2種心身障がい者で介護人付添いの場合	定期券(介護人のみ)		
第1種及び第2種心身障がい者が単独で利用する場合	普通乗車券	5割	同上、ただし鉄道・航路は片道100キロを超える区間に限る

ゆりかもめを利用の際には、福祉ボタンを押して福祉割引乗車券を購入して下さい。

(3)利用方法

身体障害者手帳又は愛の手帳を、各駅切符売場に提示し、割引切符を購入してください。なお、介護者のいる第1種心身障がい者(片道100キロまでの普通片道乗車券)は、自動券売機の小児券を購入して乗車できます。

JRの乗車券は「みどりの窓口」で購入してください。

2. 都営交通(都電・都営バス・都営地下鉄・日暮里舎人ライナー)の無料パス

都内に居住する心身障がい者(児)が都営交通を利用するとき、無料パスを提示すると料金が無料になります。ただし、シルバーパスの交付を受けた方は除きます。

○都営交通無料乗車券

(1)対象

身体障害者手帳をお持ちの方

愛の手帳(療育手帳)をお持ちの方

戦傷病者手帳(特別項症～第6項症、第1款症～第5款症)や、被爆者健康手帳(厚生労働大臣認定患者及び健康管理手当受給者)をお持ちの方

(2)割引率

本人は無料。介護者は5割引(バス定期券は3割引)

介護者割引を受ける際には手帳の提示が必要です。

都営地下鉄は、第2種身体障がい者の方の介護者割引適用はありません。

(3)申請に必要なもの

身体障害者手帳又は愛の手帳

(4)更新について

無料パス券の表面に、有効期限が記載してあります。期限の切れる月に入ってから受付できます。

< 問合せ > 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

○精神障害者都営交通無料乗車証

(1)対象

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

(2)割引率

本人は無料。介護者は5割引(バス定期券は3割引)

介護者割引を受ける際には手帳の提示が必要です。

都営地下鉄は、第2種身体障がい者の方の介護者割引適用はありません。

(3)申請に必要なもの

精神障害者保健福祉手帳および乗車証(更新の場合)

(4)更新について

有効期限の13日前から、都営交通定期券発券所(23区内22か所)で受け付けます。なお、有

効期限が過ぎた手帳や、手帳申請書の控えでは発行できません。

< 問合せ > 東京都福祉保健局 障害者施策推進部精神保健医療課生活支援担当

電話 03-5320-4464

3. 荒川区コミュニティバス乗車券

荒川区コミュニティバス「さくら」に乗車する際、乗車料が無料になる専用乗車券を発行します。

障害者手帳提示でも無料でご乗車になれます。

介護人、付添人の割引があります。

期限切れ乗車券は回収しますので、ご持参ください。

(1) 対象

身体障害者手帳をお持ちの方

愛の手帳をお持ちの方

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

(2) 申請に必要なもの

身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳

写真<タテ4cm×ヨコ3cm> 1枚(脱帽、上半身、撮影1年以内のもの)

都営交通無料乗車券をお持ちの方はご持参ください。

< 問合せ > ☐身 ☐知 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

☐精 障害者福祉課こころの健康推進係 電話 3802-3542

4. 民営バスの割引

利用区分	割引率	利用方法
身体障害者手帳や愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方が、単独で利用する場合	5割	乗車時に手帳を提示
第1種身体障がいの方又は愛の手帳を持っている方が介護者付添いで利用する場合	5割 (介護者同率)	「心身障害者民営バス乗車割引証」を乗車時に提示
定期券を購入する場合	3割	「定期券割引購入申込書」を購入時に提出

(1) バス会社

東急、京王帝都、西武、国際興業、小田急、京浜急行、関東、京成、東武、立川、西東京、神奈川中央交通、東海汽船の都内停留所相互間

(2)必要なもの

「心身障害者民営バス乗車割引証」「定期券割引購入申込書」の交付は

身体障害者手帳又は愛の手帳 印鑑

< 問合せ > ☐身 ☐知 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

☐精 障害者福祉課こころの健康推進係 電話 3802-3542

5. タクシー料金の割引

心身障がい者がタクシーを利用する際、手帳を提示することにより運賃が割引されます。本制度はタクシー事業者の申請に基づき国土交通省が認可したものです。

(1)対象

身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方。

(2)内容

乗車地域により、走行メーター表示額から10%引きとなります。割引の適用地域は、都内23区、三鷹市、武蔵野市のほか一部の乗車地域に限られます。

(3)利用方法

乗車時に身体障害者手帳・愛の手帳・精神保健福祉手帳を提示し、降車の際に割引後の運賃を支払います。

身体障害者手帳・愛の手帳・精神保健福祉手帳の提示のない場合は、割引の対象となりませんので、ご注意ください。

< 問合せ > (一社)東京ハイヤー・タクシー協会 千代田区九段南4-8-13
電話 3264-8080

< 苦情・要望受付 > (財)東京タクシーセンター 江東区南砂7-3-3
電話 3648-0300

6. 国内航空旅客運賃の割引

満12歳以上の障がいのある方とその介護者が国内線の航空機を利用する際、運賃が割引になる場合があります。

(1)利用できる路線

国内線全線

< 問合せ >

適用範囲及び割引率は、障がいの程度や航空会社により異なります。詳細は、各航空会社へ個別にお問い合わせください。

7. フェリー旅客運賃の割引

(1) 対象

身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方とその介護人。

(2) 割引率

単独で利用する場合 5割引

第1種身体障害者手帳又は第1種愛の手帳所持者が介護人付添いで利用する場合、本人及び介護人 5割引

< 問合せ >

適用範囲及び割引率は、障害の程度や旅客船会社により異なります。詳細は、各旅客船会社へ個別にお問い合わせください。

8. 有料道路通行料金の割引

本人又は生計を一にする人等が所有する乗用自動車(営業用は除く)を本人または介護者が運転し、有料道路を利用する場合、料金が5割引になります。

ETC搭載車でも同じように割引が受けられます。

また、令和5年3月27日からは1人1台要件が緩和され、知人の車やレンタカー等も割引対象になりました。利用するには事前に登録が必要です。

(1) 対象

本人運転の場合は、身体障害者手帳の交付を受けている方

介護者運転の場合は第1種の身体障がい者及び第1種の知的障がい者

(2) 申請に必要なもの

身体障害者手帳又は愛の手帳

運転免許証

車検証(電子車検証の場合は、電子車検証及び自動車検査証記録事項)

ETCをつけている場合は

障がい者本人名義のETCカード

車載器の「ETC車載器セットアップ申込書・証明書」

更新するとき……前回申請時からETCカード・車載器番号に変更がなければ、
は不要です。

代理申請の場合は委任状が必要です。

割賦購入、リース車両の場合はその証明書が必要です。

< 問合せ > 首都高速道路株式会社 有料道路 ETC 割引登録係
電話 045-477-1233(受付時間 平日9時～17時)
FAX 045-474-1110

< 申請の窓口 > 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

< オンライン申請受付サイト > <https://www.expressway-discount.jp>

15 自動車

1. 自動車運転教習費の助成

身体障がい者・知的障がい者が自動車運転免許を取得する際に、その必要な費用の一部を助成する制度です。

(1) 対象

18歳以上の身体障がい者・知的障がい者で次のいずれにも該当する方で、教習所を卒業していない方。

自動車教習所の入所に当たって行われる適性検査に合格した方。

身体障害者手帳3級以上又は愛の手帳4度以上をお持ちの方。ただし、内部障がいについては4級以上で歩行が困難な方。下肢又は体幹に係る障がいについては5級以上の身体障害者手帳の交付を受けている方で、歩行が困難な方。

引き続き3か月以上荒川区に住所のある方。

前年の所得税の年額が40万円以下の方。

(2) 助成額

第一種普通自動車免許については教習所などの入所料、教習料など助成対象経費の3分の2の額で、次の額を限度とします。ただし、自動車運転免許を取得した方に限ります(免許証を確認します)。

前年の所得税額	限度額
0円	164,800円
1～42,000円	144,200円
42,001～400,000円	123,600円

限定解除の費用については20,600円を限度とする。

< 問合せ > 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

2. 自動車改造費の助成

重度の身体障がい者が就労等のため自ら運転する自動車を購入したとき、改造(ハンドル、ブレーキ、アクセル等)に要する費用を助成する制度です。

(1) 対象

次のいずれにも該当する方

18歳以上で、上肢、下肢又は体幹機能障がいが1・2級の身体障害者手帳の交付を受けている方

荒川区内に住所のある方

本人又は扶養義務者等の前年の所得が特別障害者手当の所得制限限度額(146ページ)の範囲内の方

(2)助成額

133,900円を限度とします。

< 問合せ > 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

3. 駐車禁止規制の適用除外

駐車禁止等除外標章の交付を受けた障がい者本人が現に使用中の車両が、駐車禁止規制の適用から除外されます。

(1)対象

身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、次のいずれかに該当する方。

身体障害者手帳の交付を受けている方のうち、下記のいずれかに該当する方

(再認定審査が指定されている方は、再認定審査が終了していること)

- ・視覚障がい 1級から3級までの各級又は4級の1
- ・聴覚障がい 2級又は3級 ・平衡機能障がい 3級
- ・上肢機能障がい 1級、2級の1又は2級2
- ・下肢機能障がい 1級から4級までの各級
- ・体幹機能障がい 1級から3級までの各級
- ・運動機能障がい(上肢機能) 1級又は2級
(一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く。)
- ・運動機能障がい(移動機能) 1級から4級までの各級
- ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸小腸機能障がい1級又は3級
- ・免疫又は肝臓機能障がい 1級から3級までの各級

愛の手帳(東京都療育手帳)の交付を受けている方のうち、1度又は2度の方

(3・6・12・18歳に達したときの更新申請が終了している方)

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のうち、1級で、精神通院医療に係る自

立支援医療費の支給を受けている方

福祉タクシー又は福祉団体・施設及び介護サービス等の車両で、「患者輸送車」又は「車いす移動車」として運輸支局の登録を受けている車両

(2)申請に必要なもの

身体障害者手帳等

住民票の写し(発行日から3か月以内のもの)

申請代理人が申請する場合は、申請者との続柄が確認できるもの(代理人は3親等以内の血族者に限る)

申請前に下記の問い合わせ先に連絡し、詳細について確認してください。

(3)申請場所

原則として、申請者の住所地を管轄する警察署(交通課)

< 問合せ >

○荒川警察署 電話 3801-0110 FAX 3801-6150

- ・荒川1丁目～8丁目
- ・東日暮里1丁目(1番～8番、14番、17番を除く)
- ・東日暮里2丁目～6丁目 ・西日暮里1～6丁目
- ・町屋1丁目～4丁目 ・町屋8丁目

○南千住警察署 電話 3805-0110 FAX 3805-1610

- ・南千住1丁目～8丁目
- ・東日暮里1丁目(1番～8番、14番、17番)

○尾久警察署 電話 3810-0110 FAX 3810-1700

- ・東尾久1丁目～8丁目 ・西尾久1丁目～8丁目
- ・町屋5丁目～7丁目

16 參考資料

[illegible]

太枠内は 1 種

身体障害者障害程度等級表（その二）

級別	心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害					
	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害
一級	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの
二級						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの
三級	心臓の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）
四級	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
級別	肝臓の機能の障害					
	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害
一級	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの					
二級						肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの
三級	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの					
四級	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの					

太枠内は1種

2 知的障がい(愛の手帳)判定基準

(0～6歳 就学前)

項 目		1度(最重度)	2度(重度)	3度(中度)	4度(軽度)
知能測定値	標準化された知能検査、社会生活能力検査又は乳幼児用の精神発達検査を用いた結果、算出された知能指数及びそれに該当する指数について、右の程度別に判定すること。	知能指数及びそれに該当する指数が、おおむね19以下	知能指数及びそれに該当する指数が、おおむね20から34。	知能指数及びそれに該当する指数が、おおむね35から49。	知能指数及びそれに該当する指数が、おおむね50から75。
運動	運動機能の発達状況について、右の程度別に判定すること。 0歳から1歳程度の乳幼児で判定不可能なものは「程度不明」とすること。	運動機能がきわめて未発達なため起座も不可能。	運動機能がきわめて未発達なため歩行も不十分。	運動機能の発達が年齢より全般的に未発達。	運動機能の発達はおおむね年齢相応。
社会性	大人、他の乳幼児、児童との接触により対人関係を理解し、集団的行動に加わるのできる能力について、右の程度別に判定すること。	対人関係の理解が不可能。	集団的行動がほとんど不可能。	対人関係の理解及び集団的行動がある程度可能。	対人関係の理解及び集団的行動がおおむね可能。
意思疎通	言語を通しての意思疎通の可能性の度合いについて、右の程度別に判定すること。 0歳から1歳程度の乳幼児で判定不可能なものは「程度不明」とすること。	言語による意思疎通が全く不可能。	わずかで不完全な単語だけのため、意思疎通が不可能。	言語が未発達のため、意思疎通が一部不可能。	言語を通しての意思疎通が可能。
身体的健康	身体の発達、その健康状態又は合併症等に関する健康上の配慮について、右の程度別に判定すること。	特別の治療、看護が必要。	特別の保護が必要。	特別の注意が必要。	健康であり、注意を必要としない。
基本的生活	食事、排泄、着脱衣、入浴、睡眠等についての生活上基本的な能力について、右の程度別に判定すること。	常時、介助及び保護が必要。	部分的介助と常時の監督又は保護が必要。	部分的介助と見守りが必要。	介助や見守りをあまり必要としない。

項 目		1度(最重度)	2度(重度)	3度(中度)	4度(軽度)
知能測定値	標準化された知能検査、社会生活能力検査又は乳幼児用の精神発達検査を用いた結果、算出された知能指数及びそれに該当する指数について、右の程度別に判定すること。	知能指数及びそれに該当する指数が、おおむね19以下。	知能指数及びそれに該当する指数が、おおむね20から34。	知能指数及びそれに該当する指数が、おおむね35から49。	知能指数及びそれに該当する指数が、おおむね50から75。
学習能力	知識の習得能力について、右の程度別に判定すること。	簡単な読み、書き、計算も不可能。	簡単な読み、書き、計算でもほとんど不可能。	簡単な読み、書き、計算が部分的に不可能。	簡単な読み、書き、計算がほぼ可能。
作業能力	絵画、制作、その他の作業の能力について、右の程度別に判定すること。	簡単な手伝いなどの作業も不可能。	作業のうち、簡単な手伝いや使いが可能。	指導のもとに作業が可能。	単純な作業が可能。
社会性	対人関係の理解、集団的行動の能力について、右の程度別に判定すること。	対人関係の理解が不可能。	集団的行動がほとんど不可能。	対人関係の理解及び集団的行動がある程度可能。	対人関係の理解及び集団的行動がおおむね可能。
意思疎通	言語及び文字を通しての意思疎通の可能な度合いについて、右の程度別に判定すること。	言語による意思疎通がほとんど不可能。	言語による意思疎通がやや可能。	言語が未発達で文字を通しての意思疎通が不可能。	日常会話(意思疎通)が可能。また簡単な文字を通した意思疎通が可能。
身体的健康	身体の発達、その健康状態又は合併症等に関する健康上の配慮について、右の程度別に判定すること。	特別の治療、看護が必要。	特別の保護が必要。	特別の注意が必要。	健康であり、特に注意を必要としない。
日常行動	日常行動の状況について、右の程度別に判定すること。	日常行動に支障及び特別な傾向があり、常時保護及び配慮が必要。	日常行動に支障があり、常時注意及び配慮が必要。	日常行動にたいして支障はないが、配慮が必要。	日常行動に支障はなく、ほとんど配慮を必要としない。
基本的生活	食事、排泄、着脱衣、入浴、睡眠等みずからの身近生活の処理能力について、右の程度別に判定すること。	身近生活の処理がほとんど不可能。	身近生活の処理が部分的に不可能。	身近生活の処理がおおむね可能。	身近生活の処理が可能。

項 目		1度(最重度)	2度(重度)	3度(中度)	4度(軽度)
知能測定値	標準化された知能検査、社会生活能力検査又は乳幼児用の精神発達検査を用いた結果、算出された知能指数及びそれに該当する指数について、右の程度別に判定すること。	知能指数及びそれに該当する指数が、おおむね19以下。	知能指数及びそれに該当する指数が、おおむね20から34。	知能指数及びそれに該当する指数が、おおむね35から49。	知能指数及びそれに該当する指数が、おおむね50から75。
知的能力	文字や数の理解、物事の判断及び日常生活における教養、娯楽物等の利用能力について、右の程度別に判定すること。	文字や数の理解が不可能。	文字や数の理解がわずかに可能。	表示をある程度理解し簡単な加減ができる。	テレビ、新聞等のある程度日常生活に利用できる、給料等の処理ができる。
職業能力	作業能力又は職業としての作業能力の程度について、右の程度別に判定すること。	簡単な手伝いなどの作業も不可能。	簡単な手伝い程度は可能。また、保護的環境であれば単純作業が可能。	助言等があれば、単純作業が可能。	単純作業は可能であるが、時に助言等が必要。
社会性	対人関係の理解、集団的行動の能力、また一般的社会生活の能力について、右の程度別に判定すること。	対人関係の理解が不可能。	集団的行動がほとんど不可能。ただし、個別的な援助があれば限られた範囲での社会生活が可能。	対人関係の理解及び集団的行動がある程度可能。また、適当な援助のもとに、限られた範囲での社会生活が可能。	対人関係の理解及び集団的行動がおおむね可能。また、適当な援助のもとに、社会生活が可能。
意思疎通	言語及び文字を通しての意思疎通の可能な度合いについて、右の程度別に判定すること。	言語による意思疎通がほとんど不可能。	言語による意思疎通がやや可能。	言語が未発達で文字を通しての意思疎通が不可能。	日常会話(意思疎通)が可能。また簡単な文字を通した意思疎通が可能。
身体的健	身体の発達、その健康状態又は合併症等に関する健康上の配慮について、右の程度別に判定すること。	特別の治療、看護が必要。	特別の保護が必要。	特別の注意が必要。	健康であり、特に注意を必要としない。
日常行動	日常行動の状況について、右の程度別に判定すること。	日常行動に支障及び特別な傾向があり、常時保護及び配慮が必要。	日常行動に支障があり、常時注意及び配慮が必要。	日常行動にたいした支障はないが、配慮が必要。	日常生活に支障はなく、ほとんど配慮を必要としない。
基本的生活	食事、排泄、着脱衣、入浴、睡眠等みずからの身辺生活の処理能力について、右の程度別に判定すること。	身辺生活の処理がほとんど不可能。	身辺生活の処理が部分的に可能。	身辺生活の処理がおおむね可能。	身辺生活の処理が可能。

3 精神障害者保健福祉手帳等級

障がい等級	精神障がいの状態
1級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
2級	日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
3級	日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、または日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

(精神保健及び精神障害に関する法律施行令 第6条 第3項より抜粋)

4 心身障害者福祉手当（難病医療費助成）の対象疾病一覧表

指定難病【国疾病】	
1 球脊髄性筋萎縮症	55 再発性多発軟骨炎
2 筋萎縮性側索硬化症	56 ペーチェット病
3 脊髄性筋萎縮症	57 特発性拡張型心筋症
4 原発性側索硬化症	58 肥大型心筋症
5 進行性核上性麻痺	59 拘束型心筋症
6 パーキンソン病	60 再生不良性貧血
7 大脳皮質基底核変性症	61 自己免疫性溶血性貧血
8 ハンチントン病	62 発作性夜間ヘモグロビン尿症
9 神経有棘赤血球症	63 免疫性血小板減少症
10 シャルコー・マリー・トゥース病	64 血栓性血小板減少性紫斑病
11 重症筋無力症	65 原発性免疫不全症候群
12 先天性筋無力症候群	66 IgA 腎症
13 多発性硬化症 / 視神経脊髄炎	67 多発性嚢胞腎
14 慢性炎症性脱髄性多発神経炎 / 多巣性運動ニューロパチー	68 黄色靱帯骨化症
15 封入体筋炎	69 後縦靱帯骨化症
16 クロウ・深瀬症候群	70 広範脊柱管狭窄症
17 多系統萎縮症	71 特発性大腿骨頭壊死症
18 脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	72 下垂体性ADH分泌異常症
19 ライソゾーム病	73 下垂体性TSH分泌亢進症
20 副腎白質ジストロフィー	74 下垂体性PRL分泌亢進症
21 ミトコンドリア病	75 クッシング病
22 もやもや病	76 下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症
23 プリオン病	77 下垂体性成長ホルモン分泌亢進症
24 亜急性硬化性全脳炎	78 下垂体前葉機能低下症
25 進行性多巣性白質脳症	79 家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)
26 HTLV-1関連脊髄症	80 甲状腺ホルモン不応症
27 特発性基底核石灰化症	81 先天性副腎皮質酵素欠損症
28 全身性アミロイドーシス	82 先天性副腎低形成症
29 ウルリッヒ病	83 アジソン病
30 遠位型ミオパチー	84 サルコイドーシス
31 ベスレムミオパチー	85 特発性間質性肺炎
32 自己貪食空胞性ミオパチー	86 肺動脈性肺高血圧症
33 シュワルツ・ヤンペル症候群	87 肺静脈閉塞症 / 肺毛細血管腫症
34 神経線維腫症	88 慢性血栓塞栓性肺高血圧症
35 天疱瘡	89 リンパ脈管筋腫症
36 表皮水疱症	90 網膜色素変性症
37 膿疱性乾癬(汎発型)	91 バッド・キアリ症候群
38 スティーヴンス・ジョンソン症候群	92 特発性門脈圧亢進症
39 中毒性表皮壊死症	93 原発性胆汁性胆管炎
40 高安動脈炎	94 原発性硬化性胆管炎
41 巨細胞性動脈炎	95 自己免疫性肝炎
42 結節性多発動脈炎	96 クローン病
43 顕微鏡的多発血管炎	97 潰瘍性大腸炎
44 多発血管炎性肉芽腫症	98 好酸球性消化管疾患
45 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	99 慢性特発性偽性腸閉塞症
46 悪性関節リウマチ	100 巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
47 パージャー病	101 腸管神経節細胞僅少症
48 原発性抗リン脂質抗体症候群	102 ルビンシュタイン・ティピ症候群
49 全身性エリテマトーデス	103 CFC症候群
50 皮膚筋炎 / 多発性筋炎	104 コステロ症候群
51 全身性強皮症	105 チャージ症候群
52 混合性結合組織病	106 クリオピリン関連周期熱症候群
53 シェーグレン症候群	107 若年性特発性関節炎
54 成人発症スチル病	108 TNF受容体関連周期性症候群

指定難病〔国疾病〕	
109	非典型溶血性尿毒症症候群
110	ブラウ症候群
111	先天性ミオパチー
112	マリネスコ・シェーグレン症候群
113	筋ジストロフィー
114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
115	遺伝性周期性四肢麻痺
116	アトピー性脊髄炎
117	脊髄空洞症
118	脊髄髄膜瘤
119	アイザックス症候群
120	遺伝性ジストニア
121	脳内鉄沈着神経変性症
122	脳表ヘモジデリン沈着症
123	HTRA1関連脳小血管病
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
126	ペリー病
127	前頭側頭葉変性症
128	ビッカースタッフ脳幹脳炎
129	痙攣重積型(二相性)急性脳症
130	先天性無痛無汗症
131	アレキサンダー病
132	先天性核上性球麻痺
133	メビウス症候群
134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群
135	アイカルディ症候群
136	片側巨脳症
137	限局性皮質異形成
138	神経細胞移動異常症
139	先天性大脳白質形成不全症
140	ドラベ症候群
141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
142	ミオクロニー欠神てんかん
143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
144	レノックス・ガストー症候群
145	ウエスト症候群
146	大田原症候群
147	早期ミオクロニー脳症
148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
150	環状20番染色体症候群
151	ラスムッセン脳炎
152	PCDH19関連症候群
153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
154	睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症
155	ランドウ・クレフナー症候群
156	レット症候群
157	スタージ・ウェーバー症候群
158	結節性硬化症
159	色素性乾皮症
160	先天性魚鱗癬
161	家族性良性慢性天疱瘡
162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)
163	特発性後天性全身性無汗症
164	眼皮膚白皮症
165	肥厚性皮膚骨膜炎
166	弾性線維性仮性黄色腫
167	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群
168	エーラス・ダンロス症候群
169	メンケス病
170	オクシピタル・ホーン症候群
171	ウィルソン病
172	低ホスファターゼ症
173	VATER症候群
174	那須・ハコラ病
175	ウィーバー症候群
176	コフィン・ローリー症候群
177	ジュベール症候群関連疾患
178	モワット・ウィルソン症候群
179	ウィリアムズ症候群
180	ATR-X症候群
181	クルーゾン症候群
182	アペール症候群
183	ファイファー症候群
184	アントレー・ビクスラー症候群
185	コフィン・シリズ症候群
186	ロスムンド・トムソン症候群
187	歌舞伎症候群
188	多脾症候群
189	無脾症候群
190	鰓耳腎症候群
191	ウェルナー症候群
192	コケイン症候群
193	ブラダー・ウィリ症候群
194	ソトス症候群
195	ヌーナン症候群
196	ヤング・シンプソン症候群
197	1p36欠失症候群
198	4p欠失症候群
199	5p欠失症候群
200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群
201	アンジェルマン症候群
202	スミス・マギニス症候群
203	22q11.2欠失症候群
204	エマヌエル症候群
205	脆弱X症候群関連疾患
206	脆弱X症候群
207	総動脈幹遺残症
208	修正大血管転位症
209	完全大血管転位症
210	単心室症
211	左心低形成症候群
212	三尖弁閉鎖症
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
215	ファロー四徴症
216	両大血管右室起始症

指定難病〔国疾病〕	
217 エプスタイン病	271 強直性脊椎炎
218 アルポート症候群	272 進行性骨化性線維異形成症
219 ギャロウェイ・モワト症候群	273 肋骨異常を伴う先天性側弯症
220 急速進行性糸球体腎炎	274 骨形成不全症
221 抗糸球体基底膜腎炎	275 タナトフォリック骨異形成症
222 一次性ネフローゼ症候群	276 軟骨無形成症
223 一次性膜性増殖性糸球体腎炎	277 リンパ管腫症/ゴーハム病
224 紫斑病性腎炎	278 巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)
225 先天性腎性尿崩症	279 巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)
226 間質性膀胱炎(ハンナ型)	280 巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)
227 オスラー病	281 クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
228 閉塞性細気管支炎	282 先天性赤血球形成異常性貧血
229 肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)	283 後天性赤芽球癆
230 肺胞低換気症候群	284 ダイヤモンド・ブラックファン貧血
231 α1-アンチトリプシン欠乏症	285 ファンconi貧血
232 カーニー複合	286 遺伝性鉄芽球性貧血
233 ウォルフラム症候群	287 エプスタイン症候群
234 ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)	288 自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
235 副甲状腺機能低下症	289 クロンカイト・カナダ症候群
236 偽性副甲状腺機能低下症	290 非特異性多発性小腸潰瘍症
237 副腎皮質刺激ホルモン不応症	291 ヒルシュスプルング病(全結腸型又は小腸型)
238 ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	292 総排泄腔外反症
239 ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	293 総排泄腔遺残
240 フェニルケトン尿症	294 先天性横隔膜ヘルニア
241 高チロシン血症1型	295 乳幼児肝巨大血管腫
242 高チロシン血症2型	296 胆道閉鎖症
243 高チロシン血症3型	297 アラジール症候群
244 メーブルシロップ尿症	298 遺伝性脾炎
245 プロピオン酸血症	299 嚢胞性線維症
246 メチルマロン酸血症	300 IgG4関連疾患
247 イソ吉草酸血症	301 黄斑ジストロフィー
248 グルコーストランスポーター1欠損症	302 レーベル遺伝性視神経症
249 グルタル酸血症1型	303 アッシャー症候群
250 グルタル酸血症2型	304 若年発症型両側性感音難聴
251 尿素サイクル異常症	305 遅発性内リンパ水腫
252 リジン尿性蛋白不耐症	306 好酸球性副鼻腔炎
253 先天性葉酸吸収不全	307 カナバン病
254 ボルフィリン症	308 進行性白質脳症
255 複合カルボキシラーゼ欠損症	309 進行性ミオクロームスてんかん
256 筋型糖原病	310 先天異常症候群
257 肝型糖原病	311 先天性三尖弁狭窄症
258 ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	312 先天性僧帽弁狭窄症
259 レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	313 先天性肺静脈狭窄症
260 シトステロール血症	314 左肺動脈右肺動脈起始症
261 タンジール病	315 ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/LMX1B関連腎症
262 原発性高カイロミクロン血症	316 カルニチン回路異常症
263 脳腱黄色腫症	317 三頭酵素欠損症
264 無βリポタンパク血症	318 シトリン欠損症
265 脂肪萎縮症	319 セピアブテリン還元酵素(SR)欠損症
266 家族性地中海熱	320 先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症
267 高IgD症候群	321 非ケトーシス型高グリシン血症
268 中條・西村症候群	322 β-ケトチオラーゼ欠損症
269 化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	323 芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
270 慢性再発性多発性骨髄炎	324 メチルグルタコン酸尿症

指定難病【国疾病】	
325	遺伝性自己炎症疾患
326	大理石骨病
327	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)
328	前眼部形成異常
329	無虹彩症
330	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症
331	特発性多中心性キャスルマン病
332	膠様滴状角膜ジストロフィー
333	ハッチンソン・ギルフォード症候群
334	脳クレアチン欠乏症候群
335	ネフロン癆
336	家族性低βリポタンパク血症1(ホモ接合体)
337	ホモシスチン尿症
338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
339	MECP2重複症候群
340	線毛機能不全症候群(カルタゲナー症候群を含む。)
341	TRPV4異常症
342	LMNB1関連大脳白質脳症
343	PURA関連神経発達異常症
344	極長鎖アシル-CoA脱水素酵素欠損症
345	乳児発症STING関連血管炎
346	原発性肝外門脈閉塞症
347	出血性線溶異常症
348	口ウ症候群

都単独助成対象難病	
1	悪性高血圧
2	母斑症(指定難病の結節性硬化症、スタージ・ウェーバー症候群及びクリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群を除く。)
3	古典的特発性好酸球増多症候群
4	びまん性汎細気管支炎
5	遺伝性QT延長症候群
6	網膜脈絡膜萎縮症
7	原発性骨髄繊維症
8	肝内結石症

国の特定疾患治療研究事業対象疾病	
1	スモン
2	プリオン病(ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る。)

特殊医療費助成対象疾病	
1	先天性血液凝固因子欠乏症等
2	人工透析を必要とする腎不全

令和7年4月1日現在。

なお、平成27年1月の難病法施行による難病医療費助成制度改正(第1次実施分及び第2次実施分)、及び当該制度改正に伴う東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則改正の前から下記の疾病で継続して医療費助成を受けている方(経過措置対象者)については、手当の支給対象となる場合があります。

- ・劇症肝炎
- ・重症急性膵炎
- ・重症多形滲出性紅斑(急性期)
- ・遺伝性(本態性)ニューロパチー
- ・ネフローゼ症候群
- ・ミオトニー症候群
- ・進行性筋ジストロフィー
- ・強直性脊椎炎
- ・先天性ミオパチー
- ・ウィルソン病
- ・脊髄空洞症
- ・母斑症

5 障害者総合支援法等の対象疾病(難病)一覧表 (令和7年4月1日現在)

新たに対象となる疾病(7疾病)
 表記が変更された疾病(2疾病)
 ○ 障害者総合支援法独自の対象疾病(29疾病)

番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカルディ症候群	54	家族性定βリポタンパク血症1(ホモ接合体)
2	アイザックス症候群	55	家族性良性慢性天疱瘡
3	IgA腎症	56	カナバン病
4	IgG4関連疾患	57	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
5	亜急性硬化性全脳炎	58	歌舞伎症候群
6	アジソン病	59	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
7	アッシャー症候群	60	カルニチン回路異常症
8	アトピー性脊髄炎	61	加齢黄斑変性 ○
9	アペール症候群	62	肝型糖原病
10	アミロイドーシス	63	間質性膀胱炎(ハンナ型)
11	アラジール症候群	64	環状20番染色体症候群
12	アルポート症候群	65	関節リウマチ
13	アレキサンダー病	66	完全大血管転位症
14	アンジェルマン症候群	67	眼皮膚白皮症
15	アントレー・ピクスラー症候群	68	偽性副甲状腺機能低下症
16	イソ吉草酸血症	69	ギャロウェイ・モワト症候群
17	一次性ネフローゼ症候群	70	急性壊死性脳症 ○
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	71	急性網膜壊死 ○
19	1p36欠失症候群	72	球脊髄性筋萎縮症
20	遺伝性自己炎症疾患	73	急速進行性糸球体腎炎
21	遺伝性ジストニア	74	強直性脊椎炎
22	遺伝性周期性四肢麻痺	75	巨細胞性動脈炎
23	遺伝性腭炎	76	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)
24	遺伝性鉄芽球性貧血	77	巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)
25	ウィーバー症候群	78	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
26	ウィリアムズ症候群	79	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)
27	ウィルソン病	80	筋萎縮性側索硬化症
28	ウエスト症候群	81	筋型糖原病
29	ウェルナー症候群	82	筋ジストロフィー
30	ウォルフラム症候群	83	クッシング病
31	ウルリッヒ病	84	クリオピリン関連周期熱症候群
32	HTRA1関連脳小血管病	85	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
33	HTLV-1関連脊髄症	86	クルーゾン症候群
34	ATR-X症候群	87	グルコーストランスポーター1欠損症
35	ADH分泌異常症	88	グルタル酸血症1型
36	エーラス・ダンロス症候群	89	グルタル酸血症2型
37	エプスタイン症候群	90	クロウ・深瀬症候群
38	エプスタイン病	91	クローン病
39	エマヌエル症候群	92	クローンカイト・カナダ症候群
40	MECP2重複症候群	93	痙攣重積型(二相性)急性脳症
41	LMNB1関連大脳白質脳症	94	結節性硬化症
42	遠位型ミオパチー	95	結節性多発動脈炎
43	円錐角膜 ○	96	血栓性血小板減少性紫斑病
44	黄色靱帯骨化症	97	限局性皮質異形成
45	黄斑ジストロフィー	98	原発性肝外門脈閉塞症
46	大田原症候群	99	原発性局所多汗症 ○
47	オキシピタル・ホーン症候群	100	原発性硬化性胆管炎
48	オスラー病	101	原発性高脂血症
49	カーニー複合	102	原発性側索硬化症
50	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	103	原発性胆汁性胆管炎
51	潰瘍性大腸炎	104	原発性免疫不全症候群
52	下垂体前葉機能低下症	105	顕微鏡的大腸炎 ○
53	家族性地中海熱	106	顕微鏡的多発血管炎

- 新たに対象となる疾病(7疾病)
 表記が変更された疾病(2疾病)
 ○ 障害者総合支援法独自の対象疾病(29疾病)

番号	疾病名	番号	疾病名
107	高IgD症候群	160	シュワルツ・ヤンベル症候群
108	好酸球性消化管疾患	161	神経細胞移動異常症
109	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	162	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
110	好酸球性副鼻腔炎	163	神経線維腫症
111	抗糸球体基底膜腎炎	164	神経有棘赤血球症
112	後縦靱帯骨化症	165	進行性核上性麻痺
113	甲状腺ホルモン不応症	166	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
114	拘束型心筋症	167	進行性骨化性線維異形成症
115	高チロシン血症1型	168	進行性多巣性白質脳症
116	高チロシン血症2型	169	進行性白質脳症
117	高チロシン血症3型	170	進行性ミオクローヌスてんかん
118	後天性赤芽球癆	171	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
119	広範脊柱管狭窄症	172	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
120	膠様滴状角膜ジストロフィー	173	睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びびまん性脳症
121	抗リン脂質抗体症候群	174	スタージ・ウェーバー症候群
122	極長鎖アシル-CoA脱水素酵素欠損症	175	スティーヴンス・ジョンソン症候群
123	コケイン症候群	176	スミス・マギニス症候群
124	コステロ症候群	177	スモン ○
125	骨形成不全症	178	脆弱X症候群
126	骨髄異形成症候群 ○	179	脆弱X症候群関連疾患
127	骨髄線維症 ○	180	成人発症スチル病
128	ゴナドトロピン分泌亢進症	181	成長ホルモン分泌亢進症
129	5p欠失症候群	182	脊髄空洞症
130	コフィン・シリス症候群	183	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
131	コフィン・ローリー症候群	184	脊髄髄膜瘤
132	混合性結合組織病	185	脊髄性筋萎縮症
133	鰓耳腎症候群	186	セピアプテリン還元酵素(SR)欠損症
134	再生不良性貧血	187	前眼部形成異常
135	サイトメガロウイルス角膜内皮炎 ○	188	全身性エリテマトーデス
136	再発性多発軟骨炎	189	全身性強皮症
137	左心低形成症候群	190	先天異常症候群
138	サルコイドーシス	191	先天性横隔膜ヘルニア
139	三尖弁閉鎖症	192	先天性核上性球麻痺
140	三頭酵素欠損症	193	先天性気管狭窄症 / 先天性声門下狭窄症
141	CFC症候群	194	先天性魚鱗癬
142	シェーグレン症候群	195	先天性筋無力症候群
143	色素性乾皮症	196	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症
144	自己貪食空胞性ミオパチー	197	先天性三尖弁狭窄症
145	自己免疫性肝炎	198	先天性腎性尿崩症
146	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	199	先天性赤血球形成異常性貧血
147	自己免疫性溶血性貧血	200	先天性僧帽弁狭窄症
148	四肢形成不全 ○	201	先天性大脳白質形成不全症
149	シトステロール血症	202	先天性肺静脈狭窄症
150	シトリン欠損症	203	先天性風疹症候群 ○
151	紫斑病性腎炎	204	先天性副腎低形成症
152	脂肪萎縮症	205	先天性副腎皮質酵素欠損症
153	若年性特発性関節炎	206	先天性ミオパチー
154	若年性肺気腫	207	先天性無痛無汗症
155	シャルコー・マリー・トウス病	208	先天性葉酸吸収不全
156	重症筋無力症	209	前頭側頭葉変性症
157	修正大血管転位症	210	線毛機能不全症候群(カルタゲナー(Kartagener)症候群を含む。)
158	出血性線溶異常症	211	早期ミオクローニー脳症
159	ジュベール症候群関連疾患	212	総動脈幹遺残症

- 新たに対象となる疾病(7疾病)
 表記が変更された疾病(2疾病)
 ○ 障害者総合支援法独自の対象疾病(29疾病)

番号	疾病名	番号	疾病名
213	総排泄腔遺残	265	ネフロン癆
214	総排泄腔外反症	266	脳クレアチン欠乏症候群
215	ソトス症候群	267	脳腱黄色腫症
216	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	268	脳内鉄沈着神経変性症
217	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	269	脳表ヘモジデリン沈着症
218	大脳皮質基底核変性症	270	膿疱性乾癬
219	大理石骨病	271	嚢胞性線維症
220	ダウン症候群 ○	272	パーキンソン病
221	高安動脈炎	273	パージャール病
222	多系統萎縮症	274	肺静脈閉塞症 / 肺毛細血管腫症
223	タナトフォリック骨異形成症	275	肺動脈性高血圧症
224	多発血管炎性肉芽腫症	276	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)
225	多発性硬化症 / 視神経脊髄炎	277	肺胞低換気症候群
226	多発性軟骨性外骨腫症 ○	278	ハッチンソン・ギルフォード症候群
227	多発性嚢胞腎	279	バッド・キアリ症候群
228	多脾症候群	280	ハンチントン病
229	タンジール病	281	汎発性特発性骨増殖症 ○
230	単心室症	282	PCDH19関連症候群
231	弾性線維性仮性黄色腫	283	PURA関連神経発達異常症
232	短腸症候群 ○	284	非ケトーシス型高グリシン血症
233	胆道閉鎖症	285	肥厚性皮膚骨膜炎
234	遅発性内リンパ水腫	286	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
235	チャージ症候群	287	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
236	中隔視神経形成異常症 / ドモルシア症候群	288	肥大型心筋症
237	中毒性表皮壊死症	289	左肺動脈右肺動脈起始症
238	腸管神経節細胞僅少症	290	ビタミンD依存性くる病 / 骨軟化症
239	TRPV4異常症	291	ビタミンD抵抗性くる病 / 骨軟化症
240	TSH分泌亢進症	292	ビッカースタッフ脳幹脳炎
241	TNF受容体関連周期性症候群	293	非典型溶血性尿毒症症候群
242	低ホスファターゼ症	294	非特異性多発性小腸潰瘍症
243	天疱瘡	295	皮膚筋炎 / 多発性筋炎
244	特発性拡張型心筋症	296	びまん性汎細気管支炎 ○
245	特発性間質性肺炎	297	肥満低換気症候群 ○
246	特発性基底核石灰化症	298	表皮水疱症
247	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)	299	ヒルシュスブルング病(全結腸型または小腸型)
248	特発性後天性全身性無汗症	300	VATER症候群
249	特発性大腿骨頭壊死症	301	ファイファー症候群
250	特発性多中心性キャスルマン病	302	ファロー四徴症
251	特発性門脈圧亢進症	303	ファンコニ貧血
252	特発性両側性感音難聴	304	封入体筋炎
253	突発性難聴 ○	305	フェニルケトン尿症
254	ドラベ症候群	306	フォンタン術後症候群 ○
255	中條・西村症候群	307	複合カルボキシラーゼ欠損症
256	那須・ハコラ病	308	副甲状腺機能低下症
257	軟骨無形成症	309	副腎白質ジストロフィー
258	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	310	副腎皮質刺激ホルモン不応症
259	22q11.2欠失症候群	311	ブラウ症候群
260	乳児発症STING関連血管炎	312	ブラダー・ウィリ症候群
261	乳幼児肝巨大血管腫	313	ブリオン病
262	尿素サイクル異常症	314	プロピオン酸血症
263	ヌーナン症候群	315	PRL分泌亢進症(高プロラクチン血症)
264	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群) / LMX1B関連腎症	316	閉塞性細気管支炎

新たに対象となる疾病(7 疾病)
 表記が変更された疾病(2 疾病)
 ○ 障害者総合支援法独自の対象疾病(29 疾病)

番号	疾病名	番号	疾病名
317	β-ケトチオラーゼ欠損症	347	メピウス症候群
318	ベーチェット病	348	免疫性血小板減少症
319	ベスレムミオパチー	349	メンケス病
320	ヘパリン起因性血小板減少症 ○	350	網膜色素変性症
321	ヘモクロマトーシス ○	351	もやもや病
322	ペリー病	352	モワット・ウイルソン症候群
323	ペルーシド角膜辺縁変性症 ○	353	薬剤性過敏症症候群 ○
324	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)	354	ヤング・シンプソン症候群
325	片側巨脳症	355	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
326	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	356	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
327	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	357	4p欠失症候群
328	発作性夜間ヘモグロビン尿症	358	ライソゾーム病
329	ホモシスチン尿症	359	ラスマッセン脳炎
330	ポルフィリン症	360	ランゲルハンス細胞組織球症 ○
331	マリネスコ・シェーグレン症候群	361	ランドウ・クレフナー症候群
332	マルファン症候群 / ロイス・ディーツ症候群	362	リジン尿性蛋白不耐症
333	慢性炎症性脱髄性多発神経炎 / 多巣性運動ニューロパチー	363	両側性小耳症・外耳道閉鎖症 ○
334	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	364	両大血管右室起始症
335	慢性再発性多発性骨髄炎	365	リンパ管腫症 / ゴーハム病
336	慢性膀胱炎 ○	366	リンパ脈管筋腫症
337	慢性特発性偽性腸閉塞症	367	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)
338	ミオクロニー欠神てんかん	368	ルビンシュタイン・ティビ症候群
339	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	369	レーベル遺伝性視神経症
340	ミトコンドリア病	370	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
341	無虹彩症	371	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
342	無脾症候群	372	レット症候群
343	無βリボタンパク血症	373	レノックス・ガストー症候群
344	メーブルシロップ尿症	374	ロウ症候群
345	メチルグルタコン酸尿症	375	ロスムンド・トムソン症候群
346	メチルマロン酸血症	376	肋骨異常を伴う先天性側弯症

() 一覧には代表的な疾病名が記載されており、内含する疾病名までは記載されておりません。
 各疾病の詳細については難病情報センターのホームページ(<https://www.nanbyou.or.jp/>)等を参照ください。

6 補装具給付一覧表

障がい別	種 目
視覚障がい者(児)	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡等
聴覚障がい者(児)	補聴器、人工内耳(人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る)
肢体不自由者(児)	義手、義足、上肢装具、下肢装具、体幹装具 歩行器＊ 車椅子＊、電動車椅子＊ 歩行補助つえ＊ 姿勢保持装置、重度障害者用意思伝達装置
肢体不自由児	姿勢保持椅子、起立保持具、頭部保持具 排便補助具
内部障がい者(児)	車椅子＊
難 病 患 者	車椅子＊、電動車椅子＊ 歩行器＊ 重度障害者用意思伝達装置 靴型装具 等

＊印は、介護保険との共通品目である用具です。

7 日常生活用具一覧表

福祉電話は貸与、その他の種目は給付となります。

種別	種目	対象者の要件	性能及び内容	基準額	耐用年数
介護・訓練支援用具	浴槽 (湯沸器含む)	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級のもの	浴槽は実用水量150リットル以上のもの。湯沸器は水温25℃上昇させたとき毎分10リットル以上給湯でき、安全性について配慮され、浴槽の性能に応じたもの	浴槽湯沸器同時給付 141,200 浴槽 58,300 湯沸器 104,900	8年
	入浴担架	原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級のもの(入浴に当たって、家族等他人の介助を要するものに限る。)	障害者(児)を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	和式 133,900 洋式 82,400	5年 ただし、障害児は3年
	特殊マット	原則として3歳以上の知的障害者(児)であって、障害の程度が最重度又は重度のもの 原則として3歳以上18歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級のもの 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者であって、下肢又は体幹機能障害の程度が1級のもの(常時介護を要する者に限る。) 難病患者等であって、寝たきりの状態にあるもの	じょくそう防止又は失禁による汚染若しくは損耗を防止するためマット(寝具)にビニール等を加工したもの	94,276	5年
	特殊寝台	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級のもの 難病患者等であって、寝たきりの状態にあるもの	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	162,800	8年
	体位変換器	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級のもの(下着交換等に当たって、家族等他人の介護を必要とする者に限る。) 難病患者等であって、寝たきりの状態にあるもの	介護者が、障害者(児)、難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000	5年

種別	種目	対象者の要件	性能及び内容	基準額	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊尿器	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、下肢又は体幹機能障害の程度が1級のもの(常時介護を要する者に限る。) 難病患者等であって、自力で排尿できないもの	尿が自動的に吸引されるもので障害者(児)、難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	154,500	5年
	介護者用バギー	原則として学齢児以上の知的障害者(児)であって、移動等において介助を必要とするもの	原則として介助者が押して駆動するもの	60,750	6年
	移動用リフト	原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級のもの 難病患者等であって、下肢又は体幹機能に障害のあるもの	介護者が、障害者(児)、難病患者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの(天井走行型その他住宅改造を伴うものを除く。)	257,500	4年
	訓練いす	原則として3歳以上18歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級のもの	原則として附属のテーブルを付けるものとする。	33,100	5年
	訓練用ベッド	難病患者等であって、下肢又は体幹機能に障害のあるもの	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200	8年
自立生活支援用具	入浴補助用具	原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、下肢又は体幹機能障害者(児)で、入浴に介助を必要とするもの 難病患者等であって、入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者(児)、難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000	8年
	便器	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級のもの 難病患者等であって、常時介護を要するもの	手すりのついた腰かけ式のもので、障害者(児)、難病患者等が容易に使用し得るもの(取り替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。)	16,500	8年
	特殊便器	原則として学齢児以上の知的障害者(児)であって、障害の程度が最重度又は重度の自ら排便の処理が困難なもの 原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、上肢障害の程度が1級又は2級のもの 難病患者等であって、上肢機能に障害のあるもの	足踏ペダルで温水温風を出し得るもの及び知的障害者(児)を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの(取り替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。)	151,200	8年

種別	種目	対象者の要件	性能及び内容	基準額	耐用年数
自立生活支援用具	頭部保護帽	知的障害者(児)であって、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの 身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、平行機能又は下肢若しくは体幹の機能障害等による転倒の危険性が高いもの	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	既製品 12,160 注文製作品 36,750	3年
	歩行支援用具	原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有するもので、家庭内の移動等において介助を必要とするもの 難病患者等であって、下肢が不自由なもの	転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の性能を有する手すり、スロープ等であって、必要な強度と安定性を有するもの(設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。)	60,000	8年
	歩行補助つえ	下肢又は体幹機能障害者	木材又は軽金属を主体とする十分な強度を有するもの(一本つえに限る。)	4,410	1年
	三輪自転車	脳原性運動機能障害により、身体障害者手帳の交付を受けた者であって、その障害の程度が3級以上のもの(障害が重く使用困難と認められるものは除く。)	身体に障害があるものが利用できるように製造された身体障害者用三輪自転車	162,740	-
	自動消火装置	火災発生の感知及び避難が著しく困難な次のいずれかに該当する者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者 身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、その障害の程度が1級又は2級のもの 知的障害者(児)で、障害の程度が最重度又は重度のもの 難病患者等	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの	28,700	8年
	火災警報器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な次のいずれかに該当する者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者 身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、その障害の程度が1級又は2級のもの 知的障害者(児)であって、障害の程度が最重度又は重度のもの	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	31,000	8年

種別	種目	対象者の要件	性能及び内容	基準額	耐用年数
自立生活支援用具	ガス安全システム	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者であって、喉頭摘出等により臭覚機能を喪失したもの(喉頭摘出等により臭覚機能を喪失した者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するものに限る。) 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者であって、下肢又は体幹機能障害の程度が1級のもの(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するものに限る。)	警報器からの遮断信号、ガスの異常使用及び地震時等にガスを自動的に遮断できるもの	42,200	8年
	電磁調理器	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者であって、視覚障害の程度が1級又は2級のもの 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者であって、上肢障害の程度が1級又は2級のもの 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者であって、下肢又は体幹機能障害の程度が1級のもの (、及びのいずれも、障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するものに限る。) 18歳以上の知的障害者で、障害の程度が最重度又は重度のもの	障害者が容易に使用し得るもの	41,000	6年
	携帯用信号装置	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、聴覚又は音声、言語機能障害の程度が3級以上のもの	送信機による合図が、視覚、触覚等により知覚できるもの	20,200	6年
	屋内信号装置	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者であって、聴覚障害の程度が2級のもの(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に属するものに限る。)	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400	10年
在宅療養等支援用具	体重計	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者であって、視覚障害の程度が1級又は2級のもの(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するものに限る。)	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	18,000	5年
	音声式体温計	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、視覚障害の程度が1級又は2級のもの(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するものに限る。)	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	9,000	5年

種別	種目	対象者の要件	性能及び内容	基準額	耐用年数
在宅療養等支援用具	音声式血圧計	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障害に係る障害の程度が1級又は2級のもの (視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するものに限る) 上記対象者と障害の程度等が同等であると認められた難病患者等	音声により表示する血圧計で、視覚障害者が容易に私用し得るもの	15,000	5年
	空気清浄器	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者であって、呼吸器機能障害の程度が3級以上のもの	障害者が容易に使用し得るもの	33,800	6年
	透析液加温器	原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、人工透析を必要とするもの(自己連続携帯式腹膜灌流法による透析療法を行う者に限る。)	自己連続式腹膜灌流療法による人工透析に使用する加温器で、一定温度に保つもの	72,100	5年
	ルームクーラー	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者であって、頸髄損傷等により体温調節機能を喪失したもの(医師により、体温調節機能を喪失したものと認められた者に限る。)	障害者が容易に使用し得るもの	172,100	6年
	動脈血中酸素飽和測定器(パルスオキシメーター)	人工呼吸器を使用し、次のいずれかに該当するもの 呼吸器機能障害の程度が3級以上であるもの又は同程度の身体障害者(児)で必要と認められるもの 難病患者等又は医療的ケア児等であって、呼吸器機能に障害のあるもの	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者(児)、難病患者等、医療的ケア児等又は介護者が容易に使用し得るもの	157,500	5年
	電気式たん吸引器	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、呼吸器機能障害の程度が3級以上であるもの又は同程度の身体障害者(児)で必要と認められるもの 難病患者等又は医療的ケア児等であって、呼吸器機能に障害のあるもの	障害者(児)、難病患者等、医療的ケア児等又は介護者が容易に使用し得るもの	56,400	5年
	ネブライザ - (吸入器)	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、呼吸器機能障害の程度が3級以上であるもの又は同程度の身体障害者(児)で必要と認められるもの 難病患者等又は医療的ケア児等であって、呼吸器機能に障害のあるもの	障害者(児)、難病患者等、医療的ケア児等又は介護者が容易に使用し得るもの	36,000	5年

種別	種目	対象者の要件	性能及び内容	基準額	耐用年数
在宅療養等支援用具	酸素吸入装置	原則として18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者であって、呼吸器機能障害の程度が原則として3級以上のもの(医療保険その他の制度による在宅酸素療法に該当しない者であって、医師により酸素吸入装置の使用を認められたものに限る。)	酸素ボンベ、スタンド及び吸入マスクを一体とするもの	46,400	10年
	酸素ボンベ運搬車	原則として18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者であって、呼吸器機能障害の程度が原則として3級以上のもの(医療保険その他の制度による在宅酸素療法を受けている者及び本制度による酸素吸入装置の給付を受けた者に限る。)	障害者が容易に使用し得るもの	17,000	10年
	正弦波インバーター発電機	人工呼吸器を使用し、災害時個別支援計画を策定している者(児)であって、次のいずれかに該当するもの 呼吸器機能障害の程度が3級以上であるもの又は同程度の身体障害者(児)で必要と認められるもの 難病患者等又は医療的ケア児等で呼吸器機能に障害のあるもの (ただし、東京都在宅人工呼吸器使用難病患者非常用電源設備整備事業の対象者は除く。)	障害者(児)、難病患者等、医療的ケア児等又は介護者が容易に使用し得るもので、ガソリン又はガスボンベ等で作動する正弦波インバーター発電機で、定格出力が850W以上のもの	212,000	6年
	ポータブル電源(蓄電池)	人工呼吸器を使用し、災害時個別支援計画を策定している者(児)であって、次のいずれかに該当するもの 呼吸器機能障害の程度が3級以上であるもの又は同程度の身体障害者(児)で必要と認められるもの 難病患者等又は医療的ケア児等で呼吸器機能に障害のあるもの (ただし、東京都在宅人工呼吸器使用難病患者非常用電源設備整備事業の対象者は除く。)	障害者(児)、難病患者等、医療的ケア児等又は介護者が容易に使用し得るもので、運搬可能な蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、定格出力が300W以上のもの	104,000	6年
	DC/ACインバーター(カーインバーター)	人工呼吸器を使用し、災害時個別支援計画を策定している者(児)であって、次のいずれかに該当するもの 呼吸器機能障害の程度が3級以上であるもの又は同程度の身体障害者(児)で必要と認められるもの 難病患者等又は医療的ケア児等で呼吸器機能に障害のあるもの	障害者(児)、難病患者等、医療的ケア児等又は介護者が容易に使用し得るもので、自動車用バッテリー等の直流電源(DC)を正弦波交流電源(AC)に変換する装置で、定格出力が300W以上のもの	40,000	6年

種別	種目	対象者の要件	性能及び内容	基準額	耐用年数
情報・意思疎通支援用具	人工喉頭	喉頭摘出者	[笛式] 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	5,250	4 年
			[電動式] 顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	73,605	5 年
	人工鼻	喉頭摘出者であって、常時埋込型の人工喉頭を使用するもの	常時埋込型の人工喉頭を使用して発声するために必要な消耗品一式	1月当たり 23,760	-
	携帯用会話補助装置	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、音声機能若しくは言語機能障害者(児)又は肢体不自由者(児)で音声言語の著しい障害を有するもの	携帯式でことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者(児)が容易に使用し得るもの	285,000	5 年
	視覚障害者用拡大読書器	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害者(児)であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもの	画像入力装置を読み取りたいもの(印刷物等)の上に置くことで簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに写し出せるもの	198,000	8 年
	ポータブルレコ-ダ-	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、視覚障害に係る障害の程度が1級又は2級のもの(既にテープレコーダーの給付を受け、給付日より2年に満たない者は、原則として対象外とする。)	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	85,000	6 年
	時計	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、視覚障害の程度が1級又は2級のもの	視覚障害者が容易に使用し得るもの	13,300	10 年
	音響案内装置	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、視覚障害の程度が1級又は2級のもの(2級の者は、送信機のみに限る。)	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの。送信機は、「歩行時間延長信号機用小型送信機」のこと。	1 級 51,000 2 級 7,000	10 年
	点字図書	原則として学齢児以上の視覚障害者(児)であって、主に情報の入手を点字によっているもの	月刊、週刊等で発行される雑誌を除く点字図書とする。	一般図書の購入相当額を除く。	-

種別	種目	対象者の要件	性能及び内容	基準額	耐用年数
情報・意思疎通支援用具	点字器	視覚障害者	[標準型] 32マス18行、両面書プラスチック製	A 10,920 B 6,940	7年
			[携帯用] 32マス4行、片面書プラスチック製	A 7,560 B 1,732	5年
	点字タイプライター -	身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、視覚障害の程度が1級又は2級のもの(本人が就労し、若しくは就学し、又は就労が見込まれている者に限る。)	視覚障害者(児)が容易に操作できるもの	63,100	5年
	点字ディスプレイ	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、視覚障害の程度が1級又は2級のもの	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことができるもの	383,500	6年
	活字文書読上げ装置	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、視覚障害の程度が1級又は2級のもの	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	通常 198,000 SPコード等、文字情報を暗号化した情報の 99,800	6年
	聴覚障害者用通信装置	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、聴覚又は音声、言語機能に著しい障害を有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり障害者が容易に使用し得るもの	71,000	5年
	フラッシュベル	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、聴覚又は音声、言語機能障害の程度が3級以上のもの	障害者(児)が容易に使用し得るもの	12,400	10年
	情報受信装置	聴覚障害者(児)で、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者(児)用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者(児)向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	88,900	6年
	会議用拡聴器	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、聴覚障害の程度が4級以上のもの	障害者(児)が容易に使用し得るもの	38,200	6年

種別	種目	対象者の要件	性能及び内容	基準額	耐用年数
情報・意思疎通支援用具	情報通信支援用具	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、上肢機能障害の程度が1級又は2級のものの 原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、視覚障害の程度が1級又は2級のものの	障害者(児)が容易に使用できるもの	100,000	6年
	音声 IC タグレコーダー	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、視覚障害の程度が1級又は2級のものの(視覚障害の者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。)	専用の読み取り装置で読み取ることによりICタグに録音された情報を音声で知らせるもので、視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	20,390	6年
	福祉電話	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた難聴者又は外出困難な者(原則として2級以上)であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもの(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、前年分の所得税が非課税の世帯に限る。)	障害者が容易に使用し得るもの	(貸与)	-
排せつ管理支援用具	ストーマ用装具	直腸又はぼうこうの機能に障害を有する者であって、ストーマを造設しているもの 身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、二分脊椎等の神経系の障害により、排尿又は排便の際に紙おむつ等の用具類を必要とするもの	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋及び造設口の衛生処理に要する装具 紙おむつ及び衛生処理に要する装具	消化器系 1月当たり 10,000 尿路系 1月当たり 13,000 紙おむつ 1月当たり 13,000	-
	収尿器	高度の排尿機能障害者	[男子用] 採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるものとする。 ラテックス製又はゴム製 A 普通型 B 簡易型	A 8,085 B 5,985	1年
			[女子用] A 普通型 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの B 簡易型 ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付き	A 8,925 B 6,195	1年

種別	種目	対象者の要件	性能及び内容	基準額	耐用年数
小規模住宅改修	居宅生活動作補助用具	学齢児以上65歳未満で、下肢又は体幹に係る障害の程度が3級以上の者及び補装具として車いすの交付を受けた内部障害者(特殊便器への取替えにあつては、上肢障害2級以上の者) 難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のあるもの	障害者(児)、難病患者等の移動を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	200,000	-

8 所得限度額

(1) 障がい者本人に給付する手当の所得制限基準額と給付額 (障害者福祉課)

制 度	所得者 扶養者数	手当月額(円)	本人の所得限度額(千円)					配偶者または扶養義務者の所得限度額(千円)				
			0人	1人	2人	3人	4人	0人	1人	2人	3人	4人
特別障害者手当等(国)												
特別障害者手当		30,450										
障害児福祉手当		16,560	3,758	4,138	4,518	4,898	5,278	6,287	6,536	6,749	6,962	7,175
経過的福祉手当		16,560										
心身障害者福祉手当(区)								本人の所得限度額に同じ(本人20歳未満の場合)				
身1・2、愛1～3、難病、脳性まひ、筋萎縮		15,500	3,758	4,138	4,518	4,898	5,278					
身障手帳3級、愛の手帳4度		9,500										
重度心身障害者手当(都)		60,000	3,758	4,138	4,518	4,898	5,278					

(2) 児童を養育する父母または養育者に給付する手当の所得制限限度額と給付額 (子ども家庭部子育て支援課)

制 度	所得者 扶養者数	手当月額(円)	本人の所得限度額(千円)					配偶者または扶養義務者の所得限度額(千円)				
			0人	1人	2人	3人	4人	0人	1人	2人	3人	4人
特別児童扶養手当	1級	58,450	4,596	4,976	5,356	5,736	6,116	6,287	6,536	6,749	6,962	7,175
	2級	38,930										
児童扶養手当	全部支給	48,050	690	1,070	1,450	1,830	2,210	2,360	2,740	3,120	3,500	3,880
	一部支給	48,040～11,340	2,080	2,460	2,840	3,220	3,600					
児童育成手当	(障害手当)	15,500	3,758	4,138	4,518	4,898	5,278					
	(育成手当)	13,500										

(3) 障がい者本人に助成する医療費の所得制限基準額 (障害者福祉課)

制 度	所得者 扶養者数	手当月額(円)	本人の所得限度額(千円) R8.9月～					20歳未満の場合、国保は世帯主、社保は被保険者				
			0人	1人	2人	3人	4人					
心身障害者医療費助成(マル障)		——	3,758	4,138	4,518	4,898	5,278					

(4) 20歳前の傷病による障害基礎年金の年金額と所得制限額(国保年金課)

制 度	所得者 扶養者数	年金額(円)	本人の所得制限額(千円)					
			0人	1人	2人	3人	4人	
障害基礎年金	1級	1,059,125(70歳以下)	2分の1 支給停止	3,761	4,141	4,521	4,901	5,281
		1,056,125(71歳以上)						
	2級	847,300(70歳以下)	全 額 支給停止	4,794	5,174	5,554	5,934	6,314
		844,900(71歳以上)						

その他の所得制限等

【対象サービス】

補装具の交付と修理費、日常生活用具の給付、住宅設備改善費の給付

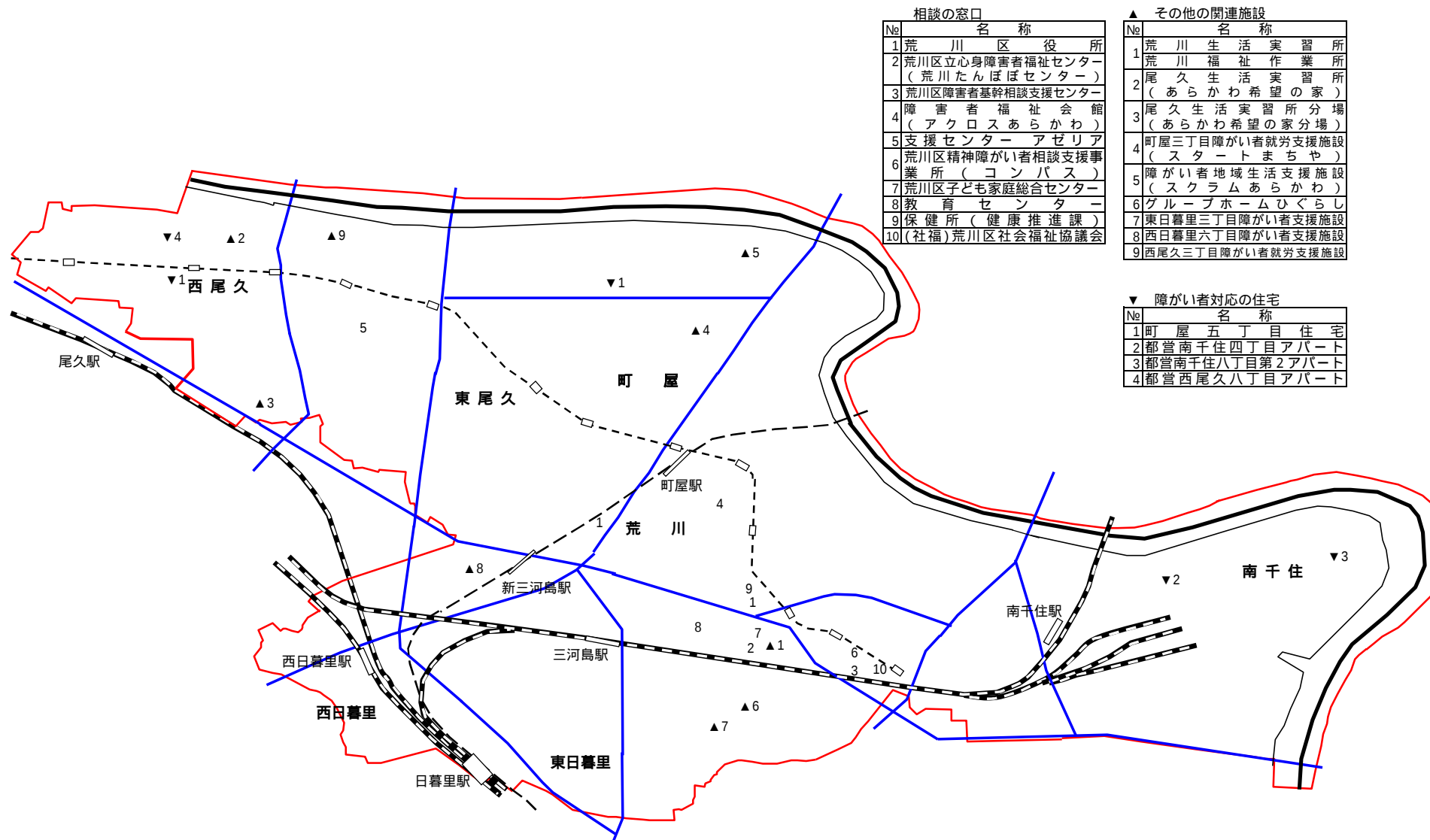
区分	世帯の収入状況	負担割合	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	—	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	—	0円
一般	上記以外	1割	37,200円

18歳未満は所得制限なし。

なお、令和7年4月1日から、補装具費・日常生活用具費・住宅設備改善費にかかる自己負担分を無償化しました。

18歳以上は、本人または配偶者の住民税所得割額が46万円以上の場合、支給対象外となります。

9 障がい者(児)関連施設配置図



10 荒川区内の障がい者(児)施設

スクラムあらかわ

障害福祉サービス(グループホーム、短期入所)や地域生活支援事業(地域活動支援センター、日中一時支援事業、施設入浴、移動支援事業(車両移送型)、相談支援事業)を行う複合施設です。

所在地 町屋6-28-13

電話 6240-8855、8856 FAX 6240-8857

区立心身障害者福祉センター(荒川たんぼぼセンター)

心身障がい者から相談を受け、様々なサービスを提供する施設です。障がいに関する相談(ピアカウンセリング)、児童福祉法による児童発達支援、身体障がい者対象の機能訓練事業を行っています。

所在地 荒川1-53-20

電話 3891-6824 FAX 3807-8483

荒川区障害者基幹相談支援センター

障がいに関する相談支援の拠点として、総合的・専門的な相談に応じています。区内の相談支援事業者に対して専門的な指導・助言を行うなど、地域における支援のネットワークづくりを進めています。

所在地 南千住1-13-17 1階 (荒川区福祉部分室内)

電話 3801-8060 FAX 3801-8061

区立障害者福祉会館(アクロスあらかわ)

障がい者に配慮した多目的ホールや会議室等の貸出、各種講座イベントの開催等を行います。また、インターネットスポットを設置し、障がい者のためのITを啓発します。

所在地 荒川2-57-8

電話 3803-6221 FAX 3803-6222 相談専用電話 3803-6288

区立精神障害者地域生活支援センター(支援センター アゼリア)

心の病を持ちながら地域で生活している方を対象に、その日常生活を支援したり、相談にのったり、地域交流活動などを行い、精神障がい者の社会復帰と自立と社会参加の促進を図ります。

所在地 東尾久5-45-11

電話 3819-2343 FAX 3819-2312

荒川区精神障がい者相談支援事業所(コンパス)

心に不安を抱えている方やそのご家族を対象とした相談支援事業所です。面接・電話・訪問により、障害者福祉サービスの利用相談、専門機関の紹介他、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けるために必要な支援を行います。

所在地 南千住 1-13-17 荒川区福祉部分室

電 話 6806-5322

FAX 6806-5613

指定特定相談支援事業所

障がい者(児)が地域で生活していくために必要となるサービス等を、どのように利用していくのかなどをご本人、ご家族等からお話を伺いながら、ご本人らしい生活を送るための計画を作ります。

名称	所在地	電話・FAX	対象
区立心身障害者福祉センター (障害児相談支援事業所)	荒川 1-53-20	電話 3891-6829 FAX 3807-8483	児 (未就学児のみ)
区立精神障害者地域生活支援センター(支援センター アゼリア)	東尾久5-45-11	電話 3819-2343 FAX 3819-2312	精 児
区立障害者福祉会館 (アクロスあらかわ)	荒川2-57-8	電話 3803-6288 FAX 3803-6222	身 知 児
ソラティオ23	南千住2-8-6	電話 3801-7227 FAX 6806-6777	身 知 精 児
宮本相談支援センター	町屋2-14-9-101	電話 5692-1610 FAX 3809-7889	身 知 精 児
トラム相談支援事業所	荒川6-64-9-201	電話 5855-2087 FAX 6413-1877	身 知 児
荒川自立支援センター	西日暮里6-23-5 光ビル1階	電話 6806-5249 FAX 6806-5218	児
オフィスサプライ 相談支援事業所	東日暮里2-45-12	電話 5615-2745 FAX 5615-2746	身 知 精
相談支援事業所荒川愛恵苑	西尾久7-50-6	電話 3894-4100 FAX 3800-8765	精
おぐの相談室	西尾久5-9-7 リード西尾久104	電話 080-9814-4435 FAX 4500-7255	身 知 精 児

作業所(就労継続支援A型)

一般企業での就労が困難な18歳以上の心身障がい者に対し、雇用契約に基づき、生産活動その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行います。

名称	所在地	電話・FAX
カフェフレンド	南千住7-26-2	電話 5615-2101 FAX 5615-2101
オフィスサプライ東京	西尾久5-20-18	電話 6240-8944 FAX 6240-8945

作業所(就労継続支援B型)

一般企業での就労が困難な18歳以上の心身障がい者に対し、通所により生活指導及び作業指導を行いながら、自立を促します。

名称	所在地	電話・FAX
就労支援事業所スカイあらかわ プレ	西日暮里5-2-20 サンリバー西日暮里102	電話 6240-8770 FAX 5604-5520
オフィスサプライ西尾久	西尾久4-27-5	電話 6807-6259 FAX 6807-6269
オフィスサプライ東京	西尾久5-20-18	電話 6240-8944 FAX 6240-8945
区立荒川福祉作業所	荒川1-53-9	電話 3807-3442 FAX 3891-6826
小台橋あさがお	西尾久3-12-12	電話 6806-6872 FAX 6806-6873
町屋あさがお	町屋3-28-2 スタートまちや2階・3階	電話 3810-3900 FAX 3810-3900
荒川ひまわり	荒川1-17-3 カーサカガヤ103	電話 3891-0507 FAX 3891-4066
荒川ひまわり第2	東尾久3-20-10 ベルメゾンエス2階	電話 3895-6149 FAX 3895-6149

名称	所在地	電話・FAX
ワン・ステップ	東日暮里1-10-4	電話 6458-3232 FAX 3891-4336
ワークハウス荒川	西尾久7-50-6 三博ビル1階	電話 3894-4100 FAX 3800-8765
ワークハウス荒川 第2	西尾久7-51-7	電話 3894-4100 FAX 3800-8765
studio753	東日暮里6-22-13	電話 6806-7534 FAX 5800-7808
よつばのわ	西日暮里1-37-12 アイウエストビル1階	電話 5615-2457 FAX 5615-2458
サポートワークスタンバイ	東尾久5-12-10 グランコート東尾久2C	電話 6807-9018 FAX 6807-9019
こすもす日暮里	東日暮里5-41-12 日暮里コミュニティビル2階	電話 5615-2541 FAX 5615-2542
祭	西尾久2-1-13 ボストンハイツ1階	電話 6807-8956 FAX 6807-8957
バグース	東日暮里5-45-1 YOTO.BLD 4F	電話 3891-2285 FAX 3891-4377

就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

名称	所在地	電話・FAX
区立荒川福祉作業所	荒川1-53-9	電話 3807-3442 FAX 3891-6826
アルファ日暮里駅前	西日暮里2-21-1 MC88ビル 2階	電話 6807-8752 FAX 6807-8762
Cocorport 日暮里 Office	西日暮里2-49-5 光工芸社ビル1階	電話 6806-7963 FAX 6806-7964

名称	所在地	電話・FAX
LITALICO ワークス日暮里	西日暮里 2-26-9 日暮里 ST ビル 5 階	電話 5615-5525 FAX 5615-5526

就労定着支援

一般企業等に移行した方の就労の継続を図るため、企業・自宅への訪問や来所による連絡調整、指導・助言等を行います。

名称	所在地	電話・FAX
カフェフレンド	南千住 7-26-2	電話 5615-2101 FAX 5615-2101
アルファ日暮里駅前	西日暮里 2-21-1 MC88 ビル 2 階	電話 6807-8752 FAX 6807-8762
Cocorport 日暮里 Office	西日暮里 2-49-5 光工芸社ビル 1 階	電話 6808-7963 FAX 6808-7964
LITALICO ワークス日暮里	西日暮里 2-26-9 日暮里 ST ビル 5 階	電話 5615-5525 FAX 5615-5526
studio753	東日暮里 6-22-13	電話 6806-7534 FAX 5800-7808

生活介護(生活実習所)

18歳以上の知的障がい者を対象に、通所による生活訓練・作業訓練などを行って、日々の生活を充実させ、社会参加の促進を図ります。

名称	所在地	電話・FAX
区立尾久生活実習所(あらかわ希望の家)	西尾久 6-17-3	電話 3894-2263 FAX 3894-2262
区立尾久生活実習所分場(あらかわ希望の家分場)	西尾久 4-6-4	電話 5901-3207 FAX 3810-2280
区立荒川生活実習所	荒川 1-53-9	電話 3891-6915 FAX 3891-6826
作業所ボンエルフ	東日暮里 3-8-16 3 階	電話 3806-9424 FAX 5615-2213

名称	所在地	電話・FAX
療養通所それいゆ	東尾久3-19-6	電話 6458-2890 FAX 5855-3745
デイサービスほっと	荒川 4-8-11	電話 3805-8767

自立訓練(生活訓練)

一般企業での就労が困難な18歳以上の心身障がい者に対し、通所により生活指導及び作業指導を行いながら、自立を促します。

名称	所在地	電話・FAX
荒川愛恵苑	西尾久7-50-6 三博ビル	電話 3894-4100 FAX 3800-8765
ワン・ステップ	東日暮里1-10-4	電話 6458-3232 FAX 3891-4336

宿泊型自立訓練

独立して生活することが困難な精神障がい者に対し、生活の場を提供し、生活指導を行い、社会復帰を目指します。

名称	所在地	電話・FAX
荒川愛恵苑	西尾久7-50-6 三博ビル	電話 3894-4100 FAX 3800-8765

グループホーム

就労もしくは通所施設等を利用している心身障がい者の地域社会での自立を援助し、生活の場を提供し、日常生活における援護及び指導をしています。

名称	所在地	電話・FAX
あんさんぶるミモザ尾久	東尾久3-14-2	電話 6807-6633 FAX 6807-6633
グループホームそれいゆ 壱号館	東尾久3-19-6	電話 6458-2774 FAX 5855-3745
グループホームそれいゆ 弐号館	東尾久5-36-12	電話 6458-2774 FAX 5855-3745

名称	所在地	電話・FAX
グループホームピース	東日暮里 1-21-4	電話 080-2455-5234 FAX 050-3737-5895
グループホームひぐらし ユニット1	東日暮里 2-45-12	電話 5615-2745 FAX 5615-2746
グループホームひぐらし ユニット2	東日暮里 2-45-12	電話 5615-2745 FAX 5615-2746
東日暮里ハイツ	東日暮里 3-23-3	電話 3806-5442 FAX 3806-5442
障がい者グループホームかみなりハウス町屋	町屋 1-8-13	電話 5855-4555 FAX 5855-4556
町屋生活寮	町屋 2-7-3	電話 3819-1525 FAX 3819-1525
グループホームももの木	町屋 3-28-4	電話 6807-6305 FAX 6807-6305
スクラムあらかわ 第一ユニット	町屋 6-28-13	電話 6240-8855 FAX 6240-8857
スクラムあらかわ 第二ユニット	町屋 6-28-13	電話 6240-8855 FAX 6240-8857
グループホームもみの木	町屋 8-12-11 須賀ビル 401、503、604	電話 6807-8350 FAX 6807-8350
障がい者グループホームわおん荒川	荒川 5-23-1	電話 6458-2502 FAX 6458-2503
あんさんぶるミモザ西尾久	西尾久 6-18-2	電話 6807-8440
オグハウス	西尾久 6-14-5	電話 3801-3549 FAX 3801-3549
グループホームわとな西日暮里	西日暮里 1-15-4	電話 5615-2713
クライスハイム西日暮里		電話 5604-9776 FAX 5604-9778
クライスハイム西日暮里		電話 5604-9776 FAX 5604-9778

名称	所在地	電話・FAX
クライスハイム西日暮里		電話 5604-9776 FAX 5604-9778
クライスハイム西日暮里		電話 5604-9776 FAX 5604-9778
ホームとらむ		電話 3810-5166 FAX 3810-5166
ふるさとホーム荒川第 2		電話 3894-4100 FAX 3800-8765
ふるさとホーム荒川第 5		電話 3894-4100 FAX 3800-8765
グループホームゆい		電話 6458-2815 FAX 6458-2815
グループホームゆい		電話 6807-7749 FAX 6807-7749
スノードロップ		電話 6458-3831 FAX 6458-3861
スノードロップ		
オフィスサプライ西尾久 壱番館		電話 6240-8944 FAX 6240-8945
オフィスサプライ弐番館		電話 6807-9635 FAX 6807-9636
やわら		
ドリームハウスキャット南千住		電話 5875-6613 FAX 5875-6613

福祉ホーム

一定の自活能力はあるが、住宅の確保が困難な者に生活の場を提供することで社会復帰を促進します。

名称	所在地	電話・FAX
ダルクホーム	東日暮里3-10-6	電話 3807-9978 FAX 3803-0509

短期入所施設

介護者が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設等で入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

名称	所在地	電話・FAX
薫風庵	西尾久7-50-6 三博ビル	電話 3894-4100 FAX 3800-8765
スクラムあらかわ	町屋6-28-13	電話 6240-8855・8856 FAX 6240-8857

児童発達支援施設

主に未就学児の日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

名称	所在地	電話・FAX
スマイルスイッチON	東日暮里6-45-3 ハイウエストビル2階	電話 6806-8028 FAX 6806-8029
区立心身障害者福祉センター (荒川たんぼぼセンター)	荒川1-53-20	電話 3891-6824 FAX 3807-8483
アトリエ LOP	荒川4-8-1-101 アルビオン宮地	電話 6458-3270 FAX 6458-3273
LITALICOジュニア 西日暮里教室	西日暮里5-2-19 リレント第2西日暮里6階	電話 5615-5317 FAX 5615-5318
コペルプラス 西日暮里教室	西日暮里5-33-1 西川ビル2階	電話 5604-5641 FAX 6806-6310
てらびあぼけっと	西日暮里6-23-4 光ビル1階	電話 3810-2112 FAX 6800-1603
児童発達支援 poco a poco 荒川教室	荒川6-28-10 KIビル101号	電話 6807-6531 FAX 6807-6532
TAKUMI南千住	南千住6-57-11 CASAS GARDEN 1階	電話 5604-9330 FAX 5604-9382
にこにこハート	西尾久7-37-13 飯村ビル1階	電話 6807-7745 FAX 6807-6219

名称	所在地	電話・FAX
リエゾン町屋	荒川 7-21-1 イーストヒル 町屋はいから館202号	電話 6806-6025 FAX 6806-6025
放課後等デイサービス ウィズ・ユー南千住	南千住7-31-3 南千住7丁目 ハイツD棟121号室	電話 5604-5160 FAX 5604-5250
クロッカ町屋	町屋2-2-15 プリメーラO・D・A201	電話 5855-4431 FAX 5855-4432
児童発達支援 poco a poco 日暮里教室	東日暮里6-22-1 さくら食品ビル 1階	電話 6458-3031 FAX 6458-3032
ブロッサムジュニア 荒川東尾久教室	東尾久2-40-10 マイプレースマンション1階	電話 6807-6669 FAX 6807-6293
放課後等デイサービス ウィズ・ユー東尾久教室	東尾久6-9-21	電話 4332-7933 FAX 4332-7933
まなびの森キラリ荒川	南千住8-5-5	電話 3803-2583 FAX 3803-2583
poco a poco calm 教室 重症心身障がい児対象	町屋 7-2-15 さくらハイツ町屋	電話 090-6470-7957 FAX 6807-6532
チャイルドケア えーる 重症心身障がい児対象	西尾久 2-9-11 メゾン・ド・ヴィラージュ1階	電話 6807-8188 FAX 6807-8178
ちゃんぷキッズあらかわ	南千住 8-12-5 べるぼーと汐入東館北四番館	電話 6806-6486 FAX 6240-6480
ひみつきち 小台駅前	西尾久 5-8-23 アドバンス西尾久1階	電話 090-9825-2556 FAX 050-3527-0388

放課後等デイサービス

主に就学児の生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。

名称	所在地	電話・FAX
ハッピーテラス尾久教室	東尾久4-8-14 鈴木ビル1階	電話 6807-9361 FAX 6807-9362
かすみくらぶ	東日暮里6-29-5 サンハイツ磯山101	電話 5615-2103 FAX 5615-2154

名称	所在地	電話・FAX
スマイルスイッチON	東日暮里6-45-3 ハイウエストビル2階	電話 6806-8028 FAX 6806-8029
わいわいプラス荒川教室	町屋5-5-19 コーポアポロン1階	電話 6807-7335 FAX 6807-7336
アトリエ LOP	荒川4-8-1-101 アルピオン宮地	電話 6458-3270 FAX 6458-3273
スキップランド 町屋	荒川5-40-1	電話 6807-9482 FAX 6807-9483
つばめクラブ 児童デイサービス	荒川6-61-1 ヒロマチヤ101号室	電話 6807-6239 FAX 6807-6239
放課後等デイサービス ハート	西尾久7-5-11 マンションシリウスオグ1階	電話 6807-6533 FAX 6807-9787
放課後等デイサービス あんプラス三河島	荒川4-2-2 2階	電話 6458-3866 FAX 6458-3867
ZIPPYKIDS ANNEX荒川	東尾久3-6-8 2階	電話 6240-8276 FAX 3895-7874
TAKUMI南千住	南千住6-57-11 CASAS GARDEN 1階	電話 5604-9330 FAX 5604-9382
放課後等デイサービス あんプラス三ノ輪	南千住1-19-1	電話 6806-8208 FAX 6806-8218
がじゅまるくらぶ 休止中	東尾久1-31-9-101	電話 5901-1015 FAX 5901-1016
ZIPPYKIDS ANNEX町屋	荒川 7-14-9 2階	電話 5604-5531 FAX 5604-5531
放課後等デイサービス ウィズユー南千住	南千住7-31-3 南千住7丁 目ハイツD棟121号室	電話 5604-5160 FAX 5604-5250
放課後等デイサービス 猿のたまご南千住	南千住1-45-8 カーサケイワイNo2 1階	電話 5604-9939 FAX 5604-9938
ブロッサムジュニア 荒川東尾久教室	東尾久2-40-10 マイブレースマンション1階	電話 6807-6669 FAX 6807-6293

名称	所在地	電話・FAX
放課後等デイサービス ウィズ・ユー東尾久教室	東尾久6-9-21	電話 4332-7933 FAX 4332-7933
poco a poco calm 教室 重症心身障がい児対象	町屋7-2-15 さくらハイツ町屋	電話 090-6470-7957 FAX 6807-6532
チャイルドケア えーる 重症心身障がい児対象	西尾久2-9-11 メゾン・ド・ヴィラージ1階	電話 6807-8188 FAX 6807-8178
ちゃんぷキッズあらかわ	南千住8-12-5 べるぽーと汐入東館 北四番館	電話 6806-6486 FAX 6240-6480
デジークラブあらかわ	西尾久6-14-2	電話 5838-9822 FAX 050-5577-7367
のびのびハート 重症心身障がい児対象	西尾久8-42-2 中村ビル1階	電話 6807-7272 FAX 6807-7744
ひみつきち 小台駅前	西尾久5-8-23 アドバンス西尾久1階	電話 090-9825-2556 FAX 050-3527-0388

保育所等訪問支援事業

保育園や幼稚園等の集団生活を営む施設を訪問し、集団生活の適応に課題のある児童に対して支援を行うとともに、訪問先施設のスタッフに対して支援方法を指導するなど専門的な支援を行います。

名称	所在地	電話・FAX
区立心身障害者福祉センター (荒川たんぽぽセンター)	荒川1-53-20	電話 3891-6824 FAX 3807-8483
LITALICO ジュニア西日暮里教室	西日暮里5-2-19 リレント第2西日暮里6階	電話 5615-5317 FAX 5615-5318
児童発達支援poco a poco荒川教室	荒川6-28-10 KIビル1階 101号室	電話 6807-6531 FAX 6807-6532
児童発達支援poco a poco日暮里教室	東日暮里6-22-1 さくら食品ビル1階	電話 6458-3031 FAX 6458-3032
ちゃんぷキッズあらかわ	南千住8-12-5 べるぽーと汐入東館 北四番館	電話 6806-6486 FAX 6240-6480

11 あんしんを持ち歩く「ヘルプカード」と「ヘルプマーク」

「ヘルプカード」……困ったときに手助けを求めるためのカードです

「ヘルプカード」は、これまで「あらかわ安心カード」に寄せられた様々なご意見をもとに、さらに使いやすい、より手助けを受けやすいよう、「あらかわ安心カード」をリニューアルしたものです。

東京都の標準様式を使用していますので、周囲の人にもよりわかりやすくなりました。

「手助けしてほしいこと」を記入して、障がいのある方などが持ち歩くことにより、災害時や緊急時など、「ヘルプカード」を使って周囲の人に手助けを求めることができます。

(1)対象

障害福祉サービスを受けている方をはじめ、難病の方、発達障がいなどの診断を受けている方など、自分から「困っている」と伝えることが困難な方。

障害者手帳の有無は問いません

(2)配布場所

荒川区役所1階 障害者福祉課
窓口、荒川たんぽぽセンター、
アクロスあらかわ、支援センターアゼリア

(3)形と大きさ

四つ折りのカードで、たたむと運転免許証ほどの大きさになります。

問合せ

障害者福祉課庶務係

電話 3802-4053

記入例

(おもて)

(う ら)

あなたの支援が必要です。

ヘルプカード

荒川区

ふりがな	あらかわ	たろう
氏 名	荒川 太郎	
住 所	荒川区荒川●-●-●	
電 話	03-XXXX-XXXX	
障がい ・病名	肢体不自由・知的障がい	
生年月日	19XX年 ●月●●日	血液型 A 型

緊急時の 連絡先①	氏 名	荒川 花子 本人との関係(母)
	電 話	090-XXXX-XXXX
緊急時の 連絡先②	氏 名	荒川 一郎 本人との関係(父)
	電 話	090-XXXX-XXXX
所 属 (※作業所など)	■ ■ 作業所	
	電 話	03-XXXX-XXXX

「ヘルプカード」とは

- 障がいのある方などが困ったときに、周りの方に手助けをお願いするためのカードです。
- 手助けが必要な時に、カードを開いてください。

【発行元】荒川区福祉部障害者福祉課
電話:03-3802-3111 内線2681

かかりつけ医 (病名・電話)	●●●●病院 03-XXXX-XXXX ■ ■ ■ ■ 医院 03-XXXX-XXXX
服 薬 (薬・量)	・△△△ 朝・昼・夕 食後1錠ずつ ・○○○ ～の症状があるとき1日に つき2錠まで

支援が必要なこと	
コミュニケーション	簡単な言葉で説明してください。
ト イ レ	洋式トイレを使用。介助が必要。
移 動	介助用車いす利用
医 療	人工呼吸器
食 事	刻み食。介助が必要

苦手なこと・配慮してほしいこと	
・慣れない場所や人がたくさんいる場所ではパニックになることがあります。 パニックになった時は静かな場所へ誘導してください。	
・卵アレルギーがあります。	

その他(自由記載欄)	
・服薬中の薬は赤いポーチの中に入っています。	

記入日: 20●●年 ●●月 ● 日

「ヘルプマーク」……援助が必要な方のためのマークです

「ヘルプマーク」は、外見からはわからなくても援助や配慮を必要としている方々が、配慮を必要としていることを周囲の方に知らせることで、援助が得やすくなるように作成されたマークです。

(1)対象

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、外見からはわからなくても援助や配慮を必要としている方。

(2)配布場所

- 荒川区役所1階 障害者福祉課、荒川たんぽぽセンター、アクロスあらかわ、支援センターアゼリア(荒川区在住の方に限る)
- 都営地下鉄各駅の駅務室
(浅草線押上駅、三田線目黒駅・白金台駅・白金高輪駅、新宿線新宿駅を除く)
- 都営バス各営業所
- 都電荒川線(荒川車庫前駅)
- 日暮里・舎人ライナー(日暮里駅、西日暮里駅)
- ゆりかもめ(新橋駅、豊洲駅、有明駅)
- 多摩モノレール(多摩センター駅、中央大学・明星大学駅、高幡不動駅、立川南駅、立川北駅、玉川上水駅、上北台駅)の駅務室(一部時間帯を除く)
- 東京都心身障害者福祉センター(多摩支所を含む)
- 都立病院
- 公益財団法人東京都保健医療公社の病院等



問合せ 障害者福祉課庶務係 電話 3802-4053

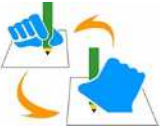
12 障がいに関するシンボルマーク

障がいに関するシンボルマークは、国際的に定められたものや法律に基づいているもののほか、障害者団体が独自に提唱しているものもあります。そのうち、代表的なものを紹介します。

各マークの詳細や使用方法などについては、各団体にお問い合わせください。

	障害者のための国際シンボルマーク 障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。 このマークは「すべての障がい者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障がい者を限定し、使用されるものではありません。 < 問合せ > 公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 電話 5273 - 0601 FAX 5273 - 1523
	盲人のための国際シンボルマーク 世界盲人連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物、書籍などで身近に見かけるマークです。 < 問合せ > 社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 電話 5291 - 7885
	身体障害者標識(身体障害者マーク) 肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。 < 問合せ > 警視庁 電話 3581 - 4321(代)
	聴覚障害者標識(聴覚障害者マーク) 政令で定める程度の聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。 < 問合せ > 警視庁 電話 3581 - 4321(代)

	耳マーク 聴覚に障がいがあることを示し、コミュニケーション方法に配慮を求める場合などに使用されているマークです。また、自治体、病院、銀行などが、聴覚障がい者に援助をすることを示すマークとしても使用されています。 < 問合せ > 一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 電話 3225 - 5600 FAX 3354 - 0046
	ほじょ犬マーク 身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」において、公共の施設や交通機関、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は、身体障がいのある人が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。 < 問合せ > 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課 自立支援振興室 電話 5253 - 1111(代) FAX 3503 - 1237
	オストメイトマーク オストメイトとは、がんなどで人工肛門・人工膀胱を造設している排泄機能に障がいのある障がい者のことをいいます。 このマークは、オストメイトのための設備(オストメイト対応のトイレ)があること及びオストメイトであることを表しています(JIS Z8210)。 < 問合せ > 公益社団法人 日本オストミー協会 電話 5670 - 7681 FAX 5670 - 7682
	ハート・プラスマーク 「身体内部に障がいがある人」を表しています。身体内部(心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能)に障がいがある方は外見からはわかりにくいため、様々な誤解を受けることがあります。そのような方の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるために作られたマークです。 < 問合せ > 特定非営利活動法人 ハート・プラスの会 URL http://www.normanet.ne.jp/h-plus/
	ヘルプマーク 義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです(JIS Z8210)。 < 問合せ > 東京都福祉局 障害者施策推進部企画課 社会参加推進担当 電話 5320 - 4147 FAX 5388 - 1413

	「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク 白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障がいのある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。 < 問合せ > 岐阜市福祉部福祉事務所障がい福祉課 電話 058 - 214 - 2138 FAX 058 - 265 - 7613
	手話マーク 聴覚に障がいのある方が、手話でのコミュニケーションの配慮を求める場合に提示されるマークです。 又、自治体、民間施設、交通機関の窓口などで、手話での対応が可能であることを示すマークとしても使用されています。 < 問合せ > 一般財団法人全日本ろうあ連盟 電話 3268 - 8847 FAX 3267 - 3445
	筆談マーク 聴覚や音声言語機能等に障がいのある方などが、筆談でのコミュニケーションの配慮を求める場合に提示されるマークです。 又、自治体、民間施設、交通機関の窓口などで、筆談での対応が可能であることを示すマークとしても使用されています。 < 問合せ > 一般財団法人全日本ろうあ連盟 電話 3268 - 8847 FAX 3267 - 3445

令和8年度版 障がい者のしおり

令和8年7月発行 登録(08)0018号

発行・編集 荒川区福祉部障害者福祉課
〒116 - 8501 荒川区荒川二丁目2番3号
電話 03(3802)3111(代表) 内線2685
FAX 03(3802)0819